



在外事務所主管案件

## 技術協力プロジェクト

2018年07月03日現在

在外事務所

: フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名	(和)東ビサヤ地域母子保健サービス強化プロジェクト (英)Strengthening Maternal and Child Health Services in Eastern Visayas
対象国名	フィリピン
分野課題1	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	セーフティネット整備プログラム
援助重点課題	包摂的な成長のための人間の安全保障の確保
開発課題	セーフティネットの整備
署名日(実施合意)	2010年02月19日
協力期間	2010年07月15日 ~ 2016年07月14日
相手国機関名	(和)保健省 東ビサヤ保健開発センター
相手国機関名	(英)Department of Health (DOH) - Center for Health Development, Eastern Visayas

## プロジェクト概要

## 背景

フィリピンにおいては、約半数のお産が第4子以上であることや前回の出産との間隔が24ヵ月以内であるなど、少なくとも一つのリスク要因を伴うとされている。2006年の家族計画調査によれば妊産婦死亡比は出生十万あたり162となっており、1998年の国家人口保健調査(National Demographic and Health Survey=NDHS)の172と比較して若干減少しているものの、今後減少が大幅に加速されないかぎり2015年までのMDG達成(出生十万あたり52)は無理であるとの見解が支配的である。一方、5歳未満児死亡率は過去15年の間に出生千あたり55(1998~92年)から34(2003~07年)へと、また乳児死亡率は同34から25へと減少傾向が認められ(NDHS: 2008)、保健省では今後、新生児の死亡を抑えることで、MDG目標である5歳未満児死亡率21が達成可能であると見ている。こうしたなかで保健省は、母子保健プログラムを最優先課題として、分娩ケアの質向上に焦点を絞った意欲的な母子保健政策(MNCHN政策=Maternal, Neonatal and Child Health and Nutrition: AO 0029, series of 2008)を発表し、活動の強化を図っている。

JICAは2006年3月より、母性の安全と新生児の健康改善を目標とし、緊急産科システム導入を中心とした母子保健サービスの質的改善をめざして、「母子保健プロジェクト」を実施している。同プロジェクトはMNCHN政策を現場において実施し、その有効性をはじめて実証したという点で高く評価されており、さまざまなグッドプラクティスを生み出し、州内や地域内など対象地域以外にもインパクトを与えている。2009年10月に行われた終了時評価では、プロジェクト活動への地方自治体の積極的な関与によって、母子保健が地域の開発課題の中心に据えられ、国家戦略の基本の方針の下、地域のニーズに応じた、効率的な保健サービスの提供体制が作り上げられていることが確認された。同プロジェクトの終了を受け、プロジェクトの成果を地域内の他州にも広げるべく、保健省東ビサヤ地域局より要請がなされた。

JICAは2009年11月に詳細計画策定調査団を派遣し、要請内容の妥当性・必要性を確認した。その内容に基づき、2010年2月19日には討議議事録(以下R/D)が署名された。

プロジェクトは順調に活動を実施しており、2013年10月時点ではプロジェクト目標指標である施設分娩率や産前・産後検診率共に改善しており、プロジェクトの成果が既に確認されていた。

しかしながら、2013年11月に発生した台風ヨランダにより、レイテ州とオルモック市は未曾有の被害を受け、本プロジェクトが支援した保健施設の多くにも損傷が生じた。台風発生から半年が経過した現在では、損傷を受けた保健施設では母子保健に係る検診や施設分娩等のサービスが徐々に再開されているが、保健施設におけるサービス提供時間の短縮、医療機







- 加し、有効な協調体制、人脈づくり、情報交換や情報共有のために定期的な対話をもうける。
2. 保健省(DOH)及びパートナー組織に日本の政策や優先プログラムを知らせる。
  3. HSRA/UHCの実施状況について適宜確認し、日本側の活動との整合性を保つために日本側に情報提供を行う。
  4. JICAの援助の円滑な実施のために、DOHやパートナー組織と連携する。
  5. フィリピン政府と日本政府との間で有効な保健協力を促進するため、国際課(BIHC)の能力向上に必要な協力・支援を行う。
  6. フィリピン政府と日本政府の潜在的な協力分野を模索するため、保健分野における最近のフィリピンの優先事項について情報収集する。

#### 投入

- |        |   |
|--------|---|
| 日本側投入  | <ul style="list-style-type: none"><li>・長期専門家1名(派遣期間2年)</li><li>・在外事業強化費</li><li>・携行機材</li></ul> |
| 相手国側投入 | <ul style="list-style-type: none"><li>・カウンターパート</li><li>・オフィススペース、備品やその他のサービス</li></ul>         |

#### 実施体制

- (1)現地実施体制 保健省国際課(Department of Health – Bureau of International Health Cooperation)

#### 関連する援助活動

- (1)我が国の  
援助活動
- 1) 我が国の援助活動(我が国の他スキームの援助活動、我が国が支援を行っている政策的イニシアティブの下での援助活動との連携・関係について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)  
・母子保健プロジェクト(2006年3月～2010年3月)  
・ベンゲット州地域保健システム強化(2006年3月～2011年3月)  
・東ビサヤ地域母子保健プロジェクト(2010年7月～2014年7月)
- 2) 他ドナー等の援助活動(関連する他ドナー等の援助活動の内容及び連携・関係について記述する)



国内機関主管案件

草の根技協(パートナー型)

2015年07月03日現在

本部／国内機関 : 東京国際センター

## 案件概要表

案件名 (和)アムナイ川流域少数民族保健支援システムの構築  
(英)Formation of Health Support System for the Minorities in the Amnay Area

対象国名 フィリピン

分野課題1 保健医療-保健医療システム  
分野課題2 貧困削減-貧困削減  
分野課題3  
分野分類 保健・医療-保健・医療-保健・医療  
プログラム名 プログラム構成外  
援助重点課題 -  
開発課題 -  
プロジェクトサイト ミンドロ島西ミンドロ州サンタクルス郡アムナイ川流域村落(パクパク村、マンガハン村等)  
署名日(実施合意) 2008年03月10日  
協力期間 2008年4月～2011年3月  
相手国機関名 (和)21世紀協会ミンドロ事務所  
相手国機関名 (英)21st Century Association, Mindoro  
日本側協力機関名 特定非営利活動法人 21世紀協会  
  
プロジェクト概要  
背景 地域人口(サンタクルス町)の2割以上を占めるマンニヤン族は、国連の定めたミレニアム開発目標で掲げられているターゲットのほとんど全ての対象となるほど開発が遅れており、中でも健康衛生状態は惨憺たる状態である。乳幼児死亡率は極端に高く、成人する子どもは4割にも満たず、マラリアや結核が蔓延している。しかし、民族の原始的かつ山岳地帯を中心とした半遊牧生活様式からいまだに現代社会から隔離、疎外された観があり、差別や偏見も相まって改善の糸口が見つからない。地域住民が医療施設へアクセスできるためのシステムを構築することは、教育を含めた包括的開発に他ならず、地域の人間の安全保障を確立するための第一歩である。  
上位目標 マンニヤン族の乳幼児死亡率の改善、妊産婦の衛生改善、死亡率全般の低下  
プロジェクト目標 マンニヤン族保健衛生支援システムの構築  
成果 1. アムナイ川ヘルスケアセンター(AHCC)の設立  
2. サンタクルス病院付属患者＆家族待機施設の設立、運営  
3. ヘルスソポーターの育成  
4. アムナイ川流域巡回衛生教育の実施  
5. 衛生普及活動  
6. 少数民族健康互助制度の試験運用  
7. マンニヤン伝統医療の研究と復権  
活動 1-1)サンタクルスの病院との連携  
1-2)重症患者の応急処置  
1-3)流域住民のモニタリング  
1-4)衛生教育の基地

- 1-5)結核、マラリアの診断のための検査試料採取  
 1-6)識字教室をヘルスケアステーションとする  
 1-7)病人を問診し、病院と連絡して対策を立てる  
 1-8)患者のフォローアップ  
 2-1)サンタクルス滞在中の生活支援  
 2-2)予備問診による病院との意思疎通の円滑化  
 2-3)ヘルスセンターと連携して病人をフォローアップ  
 3-1)識字教室と連携して村で適任者の発掘  
 3-2)奨学金事業と連携して医療関係高等教育を受けさせる  
 3-3)各種セミナーやワークショップへの出席  
 3-4)各村に派遣しOJTで実務を習得させる  
 4-1)各村を巡回し、ワークショップを実施  
 4-2)村民の参加を促す方法を開発  
 4-3)少数民族対象衛生教育法の開発  
 4-4)各村住民の家族構成、健康チェック  
 5-1)衛生教育用教科書の作成  
 5-2)患者モニタリングシートの作成  
 5-3)流域各村でのトイレ、水道施設、飲料水の普及。蚊帳の配布  
 6-1)モデル各村共同資金から医療費を担保する  
 6-2)郡当局と医療費の分担割合を決める  
 6-3)識字教室のある村をパイロット村とする  
 7-1)ハーバルメディシンの調査活用  
 7-2)伝統医療の復権  
 7-3)伝統医療の復権(ハーブガーデン)

## 投入

日本側投入	(人材) プロジェクト・マネージャー:1人 現地調整員:1人 衛生教育指導員:1人 ヘルスケアセンター長(マンニヤン助産師有資格者):1人 ヘルスケアセンター長補(マンニヤン助産師見習い):2人 ヘルスサポートー(マンニヤン;村、町):11人 大工:2人  (資機材) 自動二輪車:1台 サイドカー:1台 カラバオ:2台 牛車:1台 プリンター:1台 パソコン:1台 蚊帳:150帳  (基盤整備) ヘルスケアセンター:1棟 患者待機施設修繕費:1棟 トイレ:3基 水道敷設:1村分
相手国側投入	患者待機施設:1棟 村民労働力
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡航勧告3以上が出ない。</li> <li>・病気の大流行が発生しない。</li> <li>・物価の大きな高騰が起きない。</li> <li>・共産ゲリラの介入がない。</li> </ul>

## 実施体制

- (1)現地実施体制 現地にプロジェクトマネージャー(川嶌寛之氏)、日本人の現地調整員を配置し、ヘルスケアセンター長としてマンニヤン出身の助産師エミリー・リナンヤン氏を任命する。また、現地に日本人で保健衛生の知識を持つ衛生指導員を配置し、各村の巡回衛生指導に当たらせるとともに、ヘルスサポートーを訓練し、マンニヤンの病人の支援の実働部隊とする。
- (2)国内支援体制 理事長である池田氏を国内調整員とし、JICA国内機関との調整にあたる。また、国内調整員は1年に2回現地に出張し、調整業務にあたる。

## 関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動 2005年1月～2008年1月：草の根技術協力(支援型)フィリピン国アムナイ川流域識字教育推進事業



草の根協力(パートナー型)

2015年02月14日現在

本部／国内機関 : 中部国際センター

## 案件概要表

案件名 (和)パヤタス地区における地域型保健事業及び生計向上事業  
(英)Community-based Rehabilitation Project on Health and Livelihood.

対象国名 フィリピン

分野課題1 保健医療-保健医療システム

分野課題2

分野課題3

分野分類 保健・医療-保健・医療-基礎保健

プログラム名 プログラム構成外

援助重点課題

開発課題

プロジェクトサイト ケソン市パヤタスB第2地区

署名日(実施合意) 2007年10月31日

協力期間 2007年11月01日 ~ 2010年10月31日

相手国機関名 (和)フィリピン共和国ケソン市保健局・パヤタスBバランガイヘルスセンター

相手国機関名 (英)Barangay Health Center of Payatas B, Quezon City Health Department, The Republic of the Philippines

## プロジェクト概要

背景 マニラ首都圏ケソン市パヤタス地区ごみ処分場がいつ閉鎖するか分からない中、2万人近くの住民の生活が脅かされると見られている。このごみ処分場閉鎖対策として、職を失い、また食を失う住民らが、収入の道を開けるような、職業訓練・技術訓練をはじめとする、集中的でかつ現実的な生計向上事業が必要とされている。このため本事業では、同地区の住民たちが自らの手で適切な保健環境を維持できることを目標として、現在既に提案団体が行っている、保健事業の現地化を進める。住民組織を強化して協同組合を設立し、現在行われている保健事業の運営を当団体から協同組合へと移行する。この協同組合が、保健事業のみならず、生計向上事業の主体として機能するようなサポートを実施する。

上位目標 パヤタスB地区全域において、住民の保健環境と経済環境が向上する。

プロジェクト目標 パヤタスB地区とその周辺住民5000人が継続的で適切な保健環境と経済環境の中、生活を営む。

成果

1. 適切な保健サービスが提供される
2. 保健サービスの運営主体が住民に移行する。
3. 住民が収入につながる技術と機会を身につけ、新たな収入手段を得ることができる。

活動

- 1-1、医師による定期診療
- 1-2、助産師による定期診療
- 1-3、特別医療活動(子宮がん検診、割礼、体重測定、寄生虫駆除)
- 1-4、保健教育
- 1-5、DOTS(小児結核を含む結核対策)
- 1-6、預かり保育サービス(0-6歳児対象)
- 2-1、コミュニティヘルスボランティア訓練
- 2-2、協同組合組織化・研修
- 2-3、協同組合登録支援

	<p>2-4、住民薬局開設・運営支援      3-1、ICAN主催技術訓練      3-2、外部職業・技術訓練参加支援      3-3、青年組織対象技術訓練支援      3-4、起業支援</p>
<b>投入</b>	
日本側投入	<p>1)(特活)アジア日本相互交流センター・ICAN      ・プロジェクトマネージャー(日本人) 1名      ・国内調整員(日本人) 1名      ・現地調整員(日本人) 1名      2)I-CAN Foundation Philippines, INC      ・現地調整員(フィリピン人)1名      ・看護師(フィリピン人) 1名      ・ソーシャルワーカー(フィリピン人) 1名      ・総務担当(フィリピン人) 1名      ・生計向上事業担当(フィリピン人) 1名      ・医薬品</p>
相手国側投入	<p>1)パヤタスBバランガイヘルスセンター      ・医師 1回につき1名、週2回      ・助産師 1回につき1名、月2回      2)フィリピンポリテクニック大学(PUP)      ・協同組合専門家 1回につき1名、週1回      ・職業訓練講師 1回につき1名、随時      3)コミュニティ      ・コミュニティヘルスボランティア 週2回      ・「預かり保育」サービス担当教師 週5回      ・「預かり保育」教師補助      4)その他      ・薬剤師 1名、週6回      ・協同組合会計専門家 1名、週5回</p>
外部条件	<p>1)事業によって住民が設立した協同組合が、住民中心の開発のコンセプトを応用し、他の分野でも活発に活動を推進していく。      2)行政、NGO、他セクター(企業等)が協力して、継続的に適切な開発事業をパヤタスB第2地区で実施する。      3)フィリピン国の経済状態が、事業開始時よりも極端に悪化しない。      4)急激な治安の悪化により事業従事者の出入りが困難になることがない。      5)地域の多数の住民が強制的に一斉立ち退きに遭うことなく、現在の生活場所に居住している。</p>
<b>実施体制</b>	
(1)現地実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトマネージャー(日本人) 1名</li> <li>・現地調整員(日本人) 1名</li> <li>・現地調整員(フィリピン人)週3回、1名 組織かかつフィールドにおける調整担当</li> <li>・看護師(フィリピン人) 1名 保健事業担当</li> <li>・ソーシャルワーカー(フィリピン人) 1名 青年組織担当</li> <li>・総務担当(フィリピン人) 1名 会計と総務業務補助担当</li> <li>・生計向上事業担当(フィリピン人) 1名 協同組合と生計向上事業担当</li> </ul>
(2)国内支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内調整員(日本人) 1名</li> </ul>







本部主管案件

## 技術協力プロジェクト科学技術

2019年03月14日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

案件名 (和)レプトスピラ症の予防対策と診断技術の開発プロジェクト  
 (英)Prevention and Control of Leptospirosis in the Philippines

対象国名 フィリピン

分野課題1	保健医療-その他感染症
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	セーフティネット整備プログラム
援助重點課題	包摶的な成長のための人間の安全保障の確保
開発課題	セーフティネットの整備

プロジェクトサイト フィリピン大学マニラ校公衆衛生学部(CPH-UPM)  
 署名日(実施合意) 2010年03月26日

協力期間 2010年04月01日 ~ 2015年03月31日

相手国機関名 (和)フィリピン大学マニラ校  
 相手国機関名 (英)College of Public Health – University of the Philippines – Manila

日本側協力機関名 九州大学

## プロジェクト概要

背景 レプトスピラ感染症は熱帯、亜熱帯地方を中心に広く分布する人獣共通感染症であり、人間に  
 は黄疸(肝障害)、腎不全、肺出血、動物にも致死的な病態や流産、死産を引き起こす。  
 WHO(1999)によれば、全世界で患者発生は年間50万人、致死率23%と推測されている。病原  
 レプトスピラには250以上の血清型があり、現行のワクチンは血清型特異的であるため、まず  
 流行地の血清型の同定が必要とされるが、正確な同定にはそれだけのパネル抗原が必要で  
 あり、高度の専門的技術を要する。また、症状がマラリア・肝炎・ Dengue 出血熱等の感染症と酷  
 似しており、臨床診断も難しい。

本事業は、レプトスピラ感染症流行国の一つであるフィリピン国(以下「フ」国)において、「フ」  
 国の実施機関(フィリピン大学公衆衛生学部・フィリピン大学総合病院、国立サン・ラザロ病院、  
 カラバオセンター等)と日本の九州大学等が共同して、①疫学調査によるヒトと家畜への感染  
 の実態把握、②迅速診断法の開発、③多様な血清型に対して有効なDNAワクチンの開発、④  
 予防啓蒙活動、を行う。これにより、地球規模課題であるレプトスピラ感染症の予防とコント  
 ロールに資することを目的としている。また、これらの共同研究を通じて、「フ」国側実施機関の  
 能力向上を図ることを目的とする。

上位目標 上位目標の設定なし

プロジェクト目標 共同研究を通じて、CPH-UPMのレプトスピラ症予防対策の研究開発能力が強化される

成果 成果0 レプトスピラ症予防対策センターがCPH-UPMに設立される。(WG-A1, B and C)  
 成果1 疫学調査によって、フィリピンのレプトスピラ症の実態が明らかになる。(WG-A2)  
 成果2 抗レプトスピラ抗体とレプトスピラ抗原の迅速検出法が開発される。(WG-A3)  
 成果3 動物においてワクチンが開発される。(WG-A3)  
 成果4 レプトスピラ症の予防対策に関する啓発活動が強化される。(WG-D)

活動 0-1. 実験室の改修工事を行う



## 実施体制

- (1)現地実施体制
- (2)国内支援体制

代表機関:フィリピン大学マニラ校公衆衛生学部(CPH-UPM)

代表機関:九州大学大学院医学研究院

参画機関:千葉科学大学

## 関連する援助活動

- (1)我が国の  
援助活動

### 1)我が国の援助活動

1. 科学技術振興機構(JST)による、地球規模課題対応国際科学技術協力事業
2. 1998年～2001年:JST海外派遣研究員により、フィリピン大学公衆衛生学部において、ヒトのレプトスピラ感染症の実態調査の実施支援
3. 2006年～2009年:文部科学省科学技術振興調整費「アジアにおけるレプトスピラ感染症対策ネットワークの構築のための初動研究」により、実験環境整備及びレプトスピラ症の研究支援



草の根技協(パートナー型)

2013年07月11日現在

本部／国内機関 : 中部国際センター

## 案件概要表

案件名 (和)マリンドゥケ、カタンドゥアネス、セブ、カミギンにおける狂犬病予防計画  
(英)THE RABIES PREVENTION AND CONTROL PROJECT IN MARINDUQUE,  
CATANDUANES, CEBU & CAMIGUIN

対象国名 フィリピン

分野課題1 保健医療-その他感染症

分野課題2

分野課題3

分野分類 保健・医療-保健・医療-保健・医療

プログラム名 プログラム構成外

援助重点課題

開発課題

署名日(実施合意) 2009年10月01日

協力期間 2009年10月07日 ~ 2012年10月06日

相手国機関名 (和)農業省畜産局

相手国機関名 (英)Bureau of Animal Industry, Department of Agriculture

日本側協力機関名 特別活動法人 人畜共通伝染病予防協議会

### プロジェクト概要

背景

狂犬病、新型インフルエンザなどの人畜共通伝染病は、動物のみならず、人にも感染する恐ろしい病気である。このうち、狂犬病は、発病すると治療方法がなく、悲惨な神経症状を示して、病院のベッドに縛り付けられたまま、ほぼ100%死亡する極めて危険な病気である。しかしながら、保健省と農業省の縦割り行政や予算配分上の障害などから、犬の主務官庁である農業省において、資金不足が顕著で、必要とする資金の1%以下程度しか、資金が集まらない。また、狂犬病に関する的確な診断、予防、ワクチンの製造品質管理技術の改善が必要とされている。そのため、狂犬病予防の先進国である日本、とくに、日本最大の獣医科病院である(特活)人畜共通伝染病予防協議会の母体である本間獣医科病院などに対して個別の支援要請がなされ、平成18年2月から過去4回、フィリピンなどにおいて狂犬病の技術協力並びに犬を対象にしたワクチネーションを行っている。

上位目標 対象地域の住民の保健、医療又は福祉の増進を図る。

プロジェクト目標 狂犬病予防計画が策定され、病気の的確な診断、予防、ワクチンの品質管理技術が向上され、適切な予防が行われる。

成果

- 1) 狂犬病予防計画が策定される。
- 2) 中心的参画メンバーによる、狂犬病に関する的確な診断、予防、ワクチンの製造品質管理技術が向上する。
- 3) 狂犬病予防に関する適切な運営管理がされるようになる。
- 4) 中心的参画メンバーのモニタリング活動が、改善される。

活動

- 1) 狂犬病予防計画の策定
  - 1-1) 狂犬病予防計画策定の支援をする。
  - 1-2) 狂犬病予防の管理・運営計画策定の支援をする。
- 2) 中心的参画メンバーに対する、狂犬病予防技術研修の実施





国内機関主管案件

草の根技協(支援型)

2014年12月18日現在

本部／国内機関 : 東京国際センター

## 案件概要表

案件名 (和)マニラ市貧困層における薬物依存症者に対する回復支援推進事業  
(英)Recovery project for drug addicts in poverty group in Manila

対象国名 フィリピン

分野課題1 保健医療-その他感染症  
分野課題2 社会保障-その他社会保障  
分野課題3 ガバナンス-公共安全  
分野分類 社会福祉-社会福祉-社会福祉  
プログラム名 プログラム構成外  
援助重点課題 -  
開発課題 -  
プロジェクトサイト フィリピン マニラ市  
署名日(実施合意) 2009年04月23日  
協力期間 2009年05月01日 ~ 2012年03月31日  
相手国機関名 (和)ファミリー・ウェルネス・センター  
相手国機関名 (英)Family Wellness Center Foundation  
日本側協力機関名 特定非営利活動法人 アパリ

### プロジェクト概要

**背景** フィリピンには約200万人の薬物乱用者がいると言われている。その多くは覚せい剤乱用者である。覚せい剤はフィリピンでは“Shabu”と呼ばれているが、日本の覚せい剤の隠語である「シャブ」に由来するものである。覚せい剤は、1gあたり約1500ペソであり、100ペソ程度の小さな包装単位でも入手が可能なため、貧困層においても使用が拡大する原因の一つとなっている。日本から持ち込まれた覚せい剤の問題に苦しむ薬物依存症者の回復支援をすることは、薬物乱用の歴史的背景からも妥当性の高いことである。  
マニラでは回復プログラムにつながる薬物依存症者は富裕層のみであり、貧困層にまで行き渡っていない。日本での回復プログラムの核であるミーティングをマニラ貧困層で開くことにより、誰にでも回復のチャンスがあるということを広く認知してもらう。アパリミーティングが地域で開催されることで貧困層の中でも薬物依存からの回復が可能となる。

**上位目標** マニラの貧困層の薬物依存症者の回復プログラムとしてアパリミーティングが継続的に円滑に行われ、多くの薬物依存症者が回復につながる

**プロジェクト目標** マニラの貧困層に薬物依存症者のためのアパリミーティングが開催されるための環境が整う

**成果** 1-1:本事業で必要な現地情報が得られる[H21FY]  
1-2:コメンバー5名が選出される[H21FY]  
2:アパリミーティング開催に必要なファシリテートスキル、広報活動、地域との連携などを習得する[H21FY][H22FY]  
3:地域でアパリミーティングに対する理解が深まる[H21FY][H22FY][H23FY]  
4:アパリミーティング・ハンドブックが完成する[H21FY][H22FY][H23FY]

**活動** 1-1 フィリピンの刑事司法システムについて調査する。[H21FY]  
1-2 地域での社会資源について調査する。[H21FY]  
1-3 貧困層の薬物依存者が多くいる地域の現状を調査する。[H21FY]  
1-4 貧困層の依存症者の回復のためのニーズを調査する。[H21FY]

- 1-5 コアメンバー5名を選定する。[H21FY]
- 2-1 コアメンバー3名が本邦研修に参加／2週間。[H21FY]
- 2-2 コアメンバー2名と現地で中心的な人物1名が本邦研修に参加／2週間。[H22FY]
- 3-1 現地ワークショップの開催 第1回模擬ミーティング [H21FY]
- 3-2 現地ワークショップの開催 第2回模擬ミーティング [H22FY]
- 3-3 現地ワークショップの開催 第3回模擬ミーティング [H22FY]
- 3-4 現地ワークショップの開催 第4回模擬ミーティング [H23FY]
- 3-5 現地報告会の開催 [H23FY]
- 4-1 アパリミーティング・ハンドブックの作成 [H21FY][H22FY][H23FY]

#### 投入

- 日本側投入 現地調整員、国内調整員、国内研修員、ノートパソコン、デジタルカメラ、アパリミーティング・ハンドブック、キーホルダー
- 相手国側投入 コアメンバー、アパリミーティング開催場所、現地事務所
- 外部条件
  - ・貧困層の中に依存症という病気の理解が深まり、継続的にアパリミーティング会場が確保される
  - ・コアメンバーたちがアパリミーティングを自分たちだけで開催できるようになる

#### 実施体制

- (1)現地実施体制 プロジェクトマネージャー(日本人)1名  
現地調整員(日本人)2名  
カウンターパート・リーダー 1名  
カウンターパート職員 2名  
現地NGOスタッフ 2名  
コアメンバー 5名
- (2)国内支援体制 国内調整員(日本人)4名  
国内研修担当(日本人)1名









成果	<p>1) セブ都市圏の上水道整備及び衛生改善に関わる基本方針      2) メトロセブ水道公社による施設整備と経営強化に関わる行動計画      3) セブ都市圏の新規地下水開発の技術的審査指針の提案</p>
活動	<p>本件開発調査は、セブ都市圏を対象に、目標年次を2015年に想定した地下水管理も含む上水道施設整備と衛生改善計画を策定するものである。</p> <p>基礎情報として、自然条件、社会経済状況、既存施設(取水施設、浄水場、送配水施設等)の現況の情報収集、また、社会調査による給水事業に対する住民意識や水利用の実態等の把握、MCWDの組織・人員体制や財務状況の調査を行い、現在の水道事業の問題点を分析する。さらに対象地下水盆の地下水賦存量、水質の状況を分析、また、地下水取水の現状を把握し、その保全上の課題を検討する。その後、MCWDの実施体制の整備計画、水道施設整備計画、家庭排水やし尿処理への対応策、地下水保全のための指針等を取りまとめ、事業関係者が短期的中期的に取組むべき課題と方策を整理し行動計画を策定する。</p> <p>【フェーズ1】(既存上下水道及び地下水の現状分析)      1) 現状把握と問題分析: 対象地域の上下水道に關わる課題分析を行う。      2) 地下水モデル解析: 対象地域における地下水賦存量を評価し、開発及び保全の基本方針を検討する。</p> <p>【フェーズ2】(上水道、衛生改善及び地下水保全に關わる計画の策定)      2015年を目標年次とした上水道整備、衛生改善のための基本方針と改善策等を取りまとめ、また、地下水保全のために新規開発に対する技術的審査の指針とその運用方法を提案する。</p> <p>&lt;上水道&gt;      ア. 将来の水需要のレビューと需要抑制策の検討/イ. 送配水幹線管網の診断/ウ. 未給水地域へのサービス域拡張の基本方針の検討/エ. 新規水源開発計画の策定/オ. 送配水管網のリハビリ・更新・拡張計画の策定/カ. 無収水削減計画の策定/キ. 上記(エ、オ、カ)の上水道改善計画の事業費積算及び財務分析/ク. 上水道事業運営に係る組織・制度改善に關わる提言/ケ. 貧困層に対する給水事業改善に係る提言</p>
投入	
日本側投入	<p>&lt;衛生改善&gt;      ア. 家庭排水、トイレ等の整備方針の検討/イ. 都市区域別排水処理の基本方針(収集、オンラインサイト処理、下水道等)の検討/ウ. 衛生改善啓発とモニタリングに關わる手法の提案</p> <p>&lt;地下水保全&gt;      ア. 地下水賦存量と地下水利用量のバランス分析/イ. 地下水汚染状況とその汚染源の把握/ウ. 地下水保全のための基本方針の検討/エ. 地下水開発に対する技術的審査指針と運用計画の立案</p> <hr/> <p>(a) コンサルタント(分野／人数)      総括/水道計画、副総括／水理地質、水道施設計画、地下水モデル、社会経済／貧困分析、企業経営／財務分析、漏水対策、都市衛生(生活排水／し尿処理)、管網解析／施工計画／事業費積算、社会環境配慮、業務調整 各1名</p>
相手国側投入	執務室の提供
	調査要員の参加
外部条件	対象地域における治安の悪化や自然災害の発生
実施体制	
(1)現地実施体制	セブ都市圏水道局職員から構成されるC/Pチームを設置
(2)国内支援体制	国際協力専門員の参加
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	セブ州総合開発計画調査 1994年 全国総合水資源開発計画調査 1998年 マニラ首都圏水資源開発計画調査 2003年
(2)他ドナー等の援助活動	本件調査対象地域においてはオランダ政府の支援により、2004年～2006年に統合的水資源管理・開発に關わる計画策定が行われた(Water Remind Project)。右計画では2030年までの水資源開発と需要管理、さらに地方自治体、MCWD等の協力体制のあり方等が検討されている。 この計画を当地の水資源開発に關わるマスター・プランと位置付けて、本件調査の上水道整備等に反映させることとする。



	サービス及び経営改善のための方策が示される。
成果	1. 対象水道区のプロファイルが作成され、具体的に経営改善を図る水道区が選定される。 2. 選定水道区において、水道事業経営/サービス改善計画が作成され、更新される。3. 選定水道区の給水施設が改善される。4. 対象水道区における水道事業運営全般に係るマネジメント能力が強化される。5. LWUAにおける対象水道区に対する支援体制が強化され、本技プロの経験が他の水道区へ広められる。
活動	1. 対象水道区に対して経営・機能診断を行い、対処水道区の個々のプロファイルを作成する。また、対象水道区改善指針を作成するとともに、住民のニーズ、経営改善の可能性等を総合的に評価し、経営改善を実施する水道区を選定する。 2. 改善計画作成に係るガイドライン・ワークショップを開催する。また、水道区経営者の主体性に基づいて、実効可能性の高い改善計画の作成に係る指導を行い、更新を行う。 3. 施設改善に係る技術サービス(詳細設計、入札準備(事前資格審査及び入札図書の作成を含む)、施工、施工監理)について適切に管理する。 4. 現状分析、改善計画の作成、施設改善に係る技術サービスの管理、施設改善後の財務管理、施設維持管理についてOJT及び研修を行う。 5. プロジェクトの活動全般を通じて対象水道区のサービスと経営状況の改善のためのノウハウをLUWAカウンターパートに蓄積し、その経験を他の水道区へ活用できるよう働きかける。また、LUWAの小規模かつ自立性に劣る水道区の効率的な育成に係る方策やプログラムについて、提言を行う。
投入	日本側投入 専門家: 109M/M(調整員を除く) 8分野(プロジェクト・マネージャー(水道計画)、調整員、経営・財務、水道施設設計、水理地質・地下水開発、浄水施設維持管理、送配水技術、浄水施設1) 機材: 簡易水質分析機、水道料金徴収管理関連機材、事業管理用事務機器 在外事業強化費: 施設改善支援費、ローカルコンサルタント委託費 研修経費: 研修プログラム、セミナー・カウンターパートの配置: 9名 プロジェクト・オフィス及び水質検査設備 プロジェクト活動経費: 出張旅費等 選定水道区における施設改善に必要な用地等 相手国側投入 LWUA及び水道区に係る政策(EO279)が変更されない。育成された対象水道区の経営者及び職員が継続して勤務する。選定水道区が政治的な干渉を受けない。対象水道区の所在地域の治安が悪化しない。対象水道区に対する資金的な支援が関係機関により提供される。 外部条件
実施体制	(1)現地実施体制 JCC(合同調整委員会) (2)国内支援体制 特に無し
関連する援助活動	(1)我が国の 援助活動 7つの小規模水道区を対象とした浄水処理施設の建設に係る「地方都市水質改善計画(無償)」の実施、また、経営の自立性がある程度確保されている比較的大規模な水道区に対しては、施設の改修・拡張を目的とした「地方都市上水道整備事業(円借款)」を実施している。 (2)他ドナー等の 援助活動 KFWが中小規模の水道区を対象として、施設の改修・拡張に係るローン・プロジェクト [Provincial Towns Water Supply Project]を実施している。



本部主管案件

## 有償技術支援－有償専門家

2014年05月14日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名 (和)総合治水  
(英)Flood Management

対象国名 フィリピン

分野課題1 水資源・防災-風水害対策(治水)  
分野課題2  
分野課題3  
分野分類 公共・公益事業-社会基盤-河川・砂防  
プログラム名 プログラム構成外  
援助重点課題  
開発課題  
署名日(実施合意) 2010年06月01日  
協力期間 2010年06月01日 ~ 2013年05月31日  
相手国機関名 (和)公共事業道路省  
相手国機関名 (英)Department of Public Works and Highways

## プロジェクト概要

背景 フィリピンにおいて頻発する洪水や土砂災害は毎年生命・財産に甚大な損失をもたらしており、効率的、効果的な洪水、土砂管理が非常に重要となっている。また、治水分野については日本の支援により、様々な技術協力や借款事業が実施されており、今後も継続した支援が予定されている。このような状況の下、ソフト面、ハード面双方からのアプローチ、他機関との連携・調整、さらにDPWHに対する技術支援組織である治水砂防技術センター(FCSEC)等に対する技術的支援など、治水事業の総合的な支援が必要とされている。  
なお、本件カウンターパートである公共事業道路省(DPWH)は現在、上記背景の下、防災セクター全体の制度改善を含んだソフト面、ハード面の対策を実施する防災セクターローンを形成中であり、今後円借款支援の要請が出される見込みである。本専門家の活動は右防災セクターローンの目的を達成するために必要であり、迅速化／事業効果増大に資するものである。

プロジェクト目標 構造物対策・非構造物対策の双方を考慮した河川管理が実施される

成果 1. 公共事業道路省(DPWH)の洪水制御事業における組織、計画、実施、管理体制が改善される。  
2. DPWH、治水砂防技術センター(FCSEC)における洪水あるいは土砂災害を防止するためのインフラ整備にかかるガイドラインが改善される。  
3. 案件形成中及び将来の治水分野における日本のODA事業の実施が促進される。  
4. 災害管理に関してDPWHと関連機関との円滑な調整がなされる。  
5. 活動に関してフィリピン側を含む関係者が共有することにより、各種事業の連携が図られる。

活動 防災セクターローンの実施支援を中心として下記活動を実施する。  
1-1. 洪水頻発流域におけるデータ収集および分析を支援する  
1-2. 河川管理計画、実施、運営にかかる組織体制について助言する  
1-3. 河川管理事業の適切な実施について助言する。  
1-4. 既に事業実施済みの河川における持続可能な維持管理を支援する。  
1-5. DPWHより発せられる洪水情報の管理を支援する  
1-6. 避難計画と調和した経済的な設計・施工技術の利用について助言をする  
1-7. 河川行政の仕組みや制度の改善について支援する

- 2-1. FCSECの技術基準、ガイドライン、河川管理事業マニュアルの更新、修正作業を支援する
- 2-2. FCSECがDPWHや地方自治体の職員向けに実施する研修事業を支援する
- 2-3. FCSECの河川管理および土砂管理における情報収集を支援する
- 2-4. FCSECの活動計画、運営、管理全般を支援する
- 2-5. FCSECの水理学研究運営計画の検討、実施を支援する
- 3-1. 防災セクタローンをはじめとする案件形成中及び将来のフィリピンの河川管理等治水分野に関する日本のODA事業の円滑な形成、実施を促進する
- 3-2. DPWHが開催するセミナーやワークショップの運営、またJICAの研修コースへの派遣を支援する
- 3-3. 中央政府からコミュニティレベルまで、治水事業の重要性にかかる啓蒙活動を支援する
- 4-1. 更なる相乗効果を生み出すため、DPWHと防災関連機関(他ドナー含む)との協調を支援する
- 5-1. 本活動に関して定期報告会を開催し、フィリピン側を含む関係者と情報共有する。

#### 投入

- 日本側投入 1. 長期専門家の派遣
- 相手国側投入 1. 執務室の提供

#### 関連する援助活動

- (1)我が国の
  - 援助活動 ·治水行政機能強化プロジェクト(2010年度6月終了)  
·主要河川洪水リスク管理事業(2010年度 L/A調印予定)
- (2)他ドナー等の
  - 援助活動 ·パッソグ・マリキナ河川改修事業  
·世界銀行: メトロマニラ洪水対策マスターplanレビュー



在外事務所主管案件

## 技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

在外事務所

: フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名	(和)ダム放流に関する洪水予警報能力強化プロジェクト (英)Strengthening of Flood Forecasting and Warning System for Dam Operation
対象国名	フィリピン
分野課題1	水資源・防災-風水害対策(治水)
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-社会基盤-河川・砂防
プログラム名	防災
援助重点課題	貧困層の自立支援と生活環境改善
開発課題	基礎的・社会サービスの拡充(貧困層を取り巻く生活環境の改善)
プロジェクトサイト	マニラ首都圏、ブラカン州、パンパンガ州、パンガシナン州、ヌエバエシヤ州、ベンゲット州、イザベラ州、ヌエバビスカヤ州
署名日(実施合意)	2009年06月22日
協力期間	2009年10月21日 ~ 2012年11月30日
相手国機関名	(和)気象天文庁
相手国機関名	(英)Philippine Atmospheric, Geophysical and Astronomical Services Administration (PAGASA)

## プロジェクト概要

**背景** フィリピン国(以下「フィ」国)は、毎年周辺海域で発生する20程度の台風のうち約半数が上陸するなど集中豪雨を受けやすい気象条件下にあり、年間降水量のほぼ半分が台風によってもたらされている。さらに、大規模な火山噴火や国土全域にわたる無計画な森林伐採による山地の荒廃のために、大雨に伴う土砂災害、洪水が頻発し、毎年600名を超える死者と国家歳入の2%にあたる約80億ペソに上る経済損失が生じている。

洪水管理に重要であるダム操作にかかる洪水予警報を的確に行うためには、河川の上流から河口まで一貫した体制の構築が不可欠であるが、「フィ」国の場合、区域により所管する機関が異なっている。河川上・中流部のダム周辺ではダムの管理者である国家灌漑庁(NIA)、国家電力公社(NPC)が、また河川中・下流域は気象天文庁(PASAGA)が洪水予警報システムを運営しており、現時点では総合的な運営体制が構築されていない状況である。

我が国の支援による2004年から2年間実施された技術協力プロジェクト「洪水予警報業務強化指導」により河川中・下流域を対象とした予警報発出に係る能力は向上しているが、上流域では予警報発出能力が低く、またダム操作能力も不足しており、流域全体としての予警報は的確に行われていない。パンパンガ川及びアグノ川流域に係る観測・情報伝送機能改善のため、2007年から2010年に我が国の無償資金協力により主にダム下流側における水文観測およびデータ送信に関するシステムの設置が行われているが、その一方でダム上流域での雨量観測と流入量、ダム水位上昇の予測及び放流時のダム下流域での水位上昇の予測と放流警報を含めた予警報システムの強化が不可欠である。こうした状況を踏まえ、実施中の無償資金協力案件との連携を図り、流域全体の予警報能力を向上させるため、当該プロジェクトが要請された。この要請を受けてJICAは2007年11月に事前調査を実施した。

**上位目標** パンパンガ、アグノ及びカガヤン川流域における洪水被害が軽減される。

**プロジェクト目標** パンパンガ、アグノ、アンガット、マガット／カガヤン川におけるプロジェクト対象地域において、適切なダム放流のための予警報能力が向上する。

成果	<p>1) パンパンガ、アグノ、アンガット、マガット／カガヤン川上流におけるダム流入予測のための水文気象データが収集、蓄積、整理、解析される。</p> <p>2) JOMCメンバー及び利害関係者間で情報・知識共有が強化される。</p> <p>3) パンパンガ、アグノ、アンガット、マガット／カガヤン川における水文気象観測機器の維持管理能力が強化される。</p>
	*JOMCメンバー機関:PAGASA,NIA,NPC,DPWH,NWRB,OCD,Department of Interior and Local Government(DILG),Metropolitan Manila Development Authority(MMDA),Metropolitan Waterways and Sewerage System(MWSS)
活動	<p>1-1) 雨量、流入量及び流出量の観測データを収集、蓄積、整理及び解析する。</p> <p>1-2) ダムへの流入および下流への放流予測モデルを作成する。</p> <p>1-3) 水文・河積データベースの作成、及びダム下流における河道調査を含む基礎調査の実施。</p> <p>2-1) JOMCメンバー及び利害関係者間における情報伝達体制についての問題点を調査し、適切な体制作りを計画する。</p> <p>2-2) 職員にダム放流及び洪水情報伝達に関する訓練を行う。</p> <p>2-3) JOMCメンバー及び利害関係者間において情報・知識共有を促進する。</p> <p>3-1) 既存の観測・警報機材の状況を確認し、必要な修理及び交換の計画を作成する。</p> <p>3-2) 作成された計画に沿って、修理及び交換を行う。</p> <p>3-3) ダム管理者に観測・警報機材の維持管理に関する訓練を行う。</p>
投入	<p>日本側投入</p> <p>1) 専門家派遣:</p> <p>(ア) 分野: 総括／組織体制、流出解析モデル、気象水文、機材計画及び維持管理、洪水予警報対策(官・短期)</p> <p>(イ) 人月数: 直當専門家 2.0人月 コンサルタント専門家 66.2人月(現地作業人月) 1.3人月(国内作業) 計67.5人月</p> <p>2) 供与機材: 観測機器、予測モデルソフトウェア 等</p> <p>3) 研修員受入: 2010年度: 水文(4名)、機材維持管理(3名) 2011年度: ダム運営(約4名)、遠隔探査による雨量予測(約3名)</p> <p>相手国側投入</p> <p>1) カウンターパートの配置</p> <p>2) オフィススペースの提供</p> <p>3) 供与機材に関する費用</p> <p>4) 現地職員に関する費用</p> <p>5) 日本人専門家活動用車両の提供</p> <p>外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災がフィリピン政府にとって重点政策として維持される</li> <li>・対象とするダムが適切に操作される</li> <li>・プロジェクト対象地域の環境が急激に変化しない</li> <li>・PAGASA、NIA、NPCその他の関係機関の権限や方針が変更されない</li> <li>・機材の維持管理に関する予算が適切に配分される</li> <li>・訓練を受けた職員が引き続き勤務する</li> </ul>
実施体制	<p>(1) 現地実施体制</p> <p>1) 調整機関: 科学技術省(DOST: Department of Science and Technology)</p> <p>2) 実施機関: 気象天文庁(PAGASA: Philippine Atmospheric, Geophysical and Astronomical Services Administration) 国家灌漑庁(NIA: National Irrigation Administration) 国家電力公社(NPC: National Power Corporation)</p> <p>・専門家の派遣(官・短期)</p> <p>(2) 国内支援体制</p>
関連する援助活動	<p>(1) 我が国の援助活動</p> <p>1973年: 無償資金協力「パンパンガ河洪水予警報及び警報システム」</p> <p>1977年: 円借款「洪水予警報システム事業」(アグノ、ビコール、カガヤン川流域)</p> <p>1981年: 無償資金協力「パンパンガ河洪水予警報システム改善計画」</p> <p>1982年: 円借款「ダム操作洪水予警報システム」(アグノ、ビコール、カガヤン河)</p> <p>1986年: 円借款「ダム洪水予警報システム建設事業」(アンガット、パンタバンガンダム)</p> <p>1992年: 円借款「ダム洪水予警報システム建設事業II」(ビンガ、アンブクラオ、マガットダム)</p> <p>2000年: 無償資金協力「メトロマニラ洪水制御及び警報システム改善計画」</p> <p>2004年: 技プロ「洪水予警報業務強化指導(2006年終了)」</p> <p>2007年: 無償資金協力「パンパンガ川及びアグノ川洪水予警報システム改善計画(第1期)」</p> <p>2009年: 無償資金協力「パンパンガ川及びアグノ川洪水予警報システム改善計画(第2期)」</p> <p>(2) 他ドナー等の活動</p> <p>以下のような他ドナーの活動があるが、フィリピン国及び防災セクターへの経験が浅く、調達や実施・各機関の調整において問題があり、JICAの活動が突出して期待されている</p>

## 援助活動

る状況にある。

- Improvement of the Flood Forecasting and Warning System for Magat Dam and Downstream Communities Project (NORAD)



本部主管案件

個別案件(専門家)

2011年09月07日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名 (和)統合河川管理  
(英)Integrated River Improvement and Management

対象国名 フィリピン

分野課題1 水資源・防災-風水害対策(治水)  
分野課題2  
分野課題3  
分野分類 公共・公益事業-社会基盤-河川・砂防  
プログラム名 防災  
プロジェクトサイト マニラ首都圏  
署名日(実施合意) 2007年02月20日  
協力期間 2007年06月05日 ~ 2010年06月04日

相手国機関名 (和)公共事業道路省  
相手国機関名 (英)Department of Public Works and Highways (DPWH)

## プロジェクト概要

背景 フィリピン各地において洪水や土石流など河川氾濫による深刻な被害が毎年起きている。(年間平均死者数:544人、負傷者及び行方不明者:1,478人、被災世帯数:55万世帯、被災者数:2,800万人、被害額:100億円。)&#1048589;  
これらの被害を軽減するために、さらに効果的な洪水対策及び砂防が必要とされる一方、担当省庁であるDPWHの年間予算は100~150億円程度に過ぎず、特に2000年以降は、日本を中心とした海外からの援助に大きく依存していることから、同省が管轄する河川  
管理及び砂防インフラの建設及び維持管理については、高額な堤防工事の継続に頼るだけでなく、各自治体の災害調整委員会の避難計画等、個別の状況に応じた低コストかつ多様化された建造物の建設や維持管理の方策が必要である。&#1048589;  
また、統合水資源管理の国家戦略に基づいて、洪水対策だけでなく、関連国内機関(環境天然資源省、国家水資源委員会等)および他ドナー機関との連携を十分に図りながら、河川の水利用、水質改善、環境保護などの観点を含めた総合的な河川管理が求められている。

上位目標 フィリピンの河川流域が包括的に良好に管理されるとともに、河川流域居住者への潜在的影響の減少を図りながら、防災措置が強化される。

プロジェクト目標 河川・土砂管理の経済的多様的建設維持措置が導入されるとともに、包括的な解決策として構造物・非構造物措置を用いることにより、防災効果が最大化される。

成果 1.統合水資源管理(IWRM)にかかる国家戦略に基づき、統合的な計画の下、河川管理にかかる諸案件が連携して実施されるように方策が策定される。  
2.各自治体等に設置されている災害調整委員会の避難計画と連携して、個別の状況に応じた様々な防災インフラの設計・施工技術基準および維持管理に関し方策が策定される。  
3-1.これまでの諸案件からの知見・経緯を取りまとめ、類似案件を持つ他ドナーと調整の上、将来的な候補案件の提案をし、それに基づき案件形成を支援する。実施中のJICA調査には、これまでの知見を踏まえ、積極的に助言する。

3-2.本専門家の活動(出張、技術指導・助言、調査など)が報告書に取りまとめられ、フィリピン側を含む関係者に共有される。

活動

- 1.統合水資源管理(IWRM)にかかる国家戦略に基づき、統合的な計画の下、河川管理にかかる諸案件が連携して実施されるように方策が策定される。
- 2.各自治体等に設置されている災害調整委員会の避難計画と連携して、個別の状況に応じた様々な防災インフラの設計・施工技術基準および維持管理に関し方策が策定される。
- 3-1.これまでの諸案件からの知見・経緯を取りまとめ、類似案件を持つ他ドナーと調整の上、将来的な候補案件の提案をし、それに基づき案件形成を支援する。実施中のJICA調査には、これまでの知見を踏まえ、積極的に助言する。
- 3-2.本専門家の活動(出張、技術指導・助言、調査など)が報告書に取りまとめられ、フィリピン側を含む関係者に共有される。

投入

日本側投入 長期専門家の派遣(2010年6月まで。)

相手国側投入 車両及び事務室の提供。

外部条件 特になし。

実施体制

(1)現地実施体制 フィリピン事務所、治水行政機能強化プロジェクト専門家等

関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動 治水行政機能強化プロジェクト、全国洪水リスク開発調査、カビテ州ローランド開発調査



本部主管案件

## 技術協力プロジェクト

2011年09月07日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名 (和)治水行政機能強化プロジェクト  
(英)Strengthening the Flood Management Function of DPWH

対象国名 フィリピン

分野課題1 水資源・防災-風水害対策(治水)  
分野課題2 水資源・防災-土砂災害対策  
分野課題3 貧困削減-貧困削減  
分野分類 公共・公益事業-社会基盤-河川・砂防  
プログラム名 防災  
署名日(実施合意) 2005年06月30日  
協力期間 2005年07月01日 ~ 2010年06月30日

相手国機関名 (和)公共事業道路省  
相手国機関名 (英)Department of Public Works and Highways

## プロジェクト概要

背景 フィリピンは年平均で20回の台風が接近し、その半数が上陸するなど集中豪雨が多発する気象条件にあり、大規模な火山噴火や国土全域にわたる森林伐採等による山地の荒廃により大雨に伴う土砂災害も頻発している。このため平均で年700人を超える死者・約80億ペソに達する被害が生じており、被害額は国家予算の2%に達している。農業生産、物流交通等の社会基盤への度重なる被害は経済活動へ深刻かつ長期的な影響を与え、地域間格差の拡大や貧困層の都市部流入の一因となっている。このような状況下、全国の主要 河川の治水・砂防事業及び災害復旧を実施する公共事業道路省(DPWH)は、治水砂防技術センター(FCSEC)を設立し、計画から設計、施工監理、維持管理に関する種々の技術基準やマニュアルを作成して、技術者の研修、実験研究等の人材育成活動を実施することにより、DPWHの治水・砂防分野の技術力を向上を図ってきた(技術協力プロジェクト「治水砂防技術力強化」2000-2005年)。本取り組みは、DPWHの中期開発計画(DPWH Infrastructure Development Plan 2001-2004)において、FCSECの機能強化がうたわれるなど、DPWHの最重要プロジェクトの一つに位置づけられている。これまでの活動を通じ、地方の事務所の技術者をはじめとするDPWH職員に対して、一定程度の技術力向上が達成され、DPWH本部・地方事務所の職員はもとより PAGASAやPHIVOLCSといった関係機関からも技術的な問い合わせを受けるまでに存在感を醸成しつつあり、本プロジェクト終了時までには、実施機関である公共道路事業省(DPWH)治水砂防技術センター(FCSEC)の技術者は計画、設計、施工管理、維持管理の分野において研修を計画・実行する能力が得られる見込みである。しかしながら、実際的な応用技術や河川工学、砂防工学に関する調査研究技術を身に付けるにはいたっていない。また、DPWH内の能力強化のために、開発した治水構造物の計画、設計、施工、維持管理という一連のプロセスに係る技術は、一層開発・改良を進める必要があることが、2004年12月に実施された当該プロジェクトの終了時評価調査の結果確認された。

上位目標 FCSECで作成した技術基準、指針、マニュアルに沿って、より効果的かつ適切に設計された治水・砂防構造物／施設がDPWHによって建設される

プロジェクト目標 DPWHの治水行政機能が、研究開発、研修、情報管理システム、パイロットプロジェクトの実施および内部支援システムの構築により強化される

成果 1. パイロットプロジェクトが、技術基準、指針、マニュアルを活用して実施される 2. 調査研究が、技術基準、指針、マニュアルの開発・改訂および治水・砂防の効果的な対策の評価のために実施される 3. 治水・砂防技術に関して、十分な数のDPWH職員が研修を受ける 4. DPWHの

より効果的な治水行政機能のために、情報管理システムが構築される 5. DPWHが治水・砂防技術分野に関する技術および組織の発展を確保するために内部の仕組みを構築する

活動	1-1選択したパイロット地区について、測量、調査、住民への聞き取りを通じて入手可能なデータを収集する 1-2 パイロットプロジェクトの対象となる河川のマスター・プランを策定する 1-3 マスター・プランの中で特定されたパイロットプロジェクトのフィージビリティ調査を行う 1-4 パイロットプロジェクトのための水理実験を実施する 1-5 パイロットプロジェクトの詳細設計を行う 1-6 パイロットプロジェクトの施工管理を行う 1-7 完成したパイロットプロジェクトの終了時評価を実施する 1-8 報告書を作成、提出する 2-1 災害調査を含む現地調査を行う 2-2 外部機関からの要望および技術基準、指針、マニュアルの一層の改良のために水理実験を行う 2-3 技術基準、指針、マニュアルや本プロジェクトの他の成果の活用、適用性をモニターする 2-4 調査研究に関する報告書を作成し、提言を行う 3-1 構造物の計画・設計、施工管理、維持管理に関する研修を継続する 3-2 砂防業務に関する計画・設計研修を開始する 3-3 実施した研修の評価を行う 4-1 関連する機関、組織とともに治水・砂防行政に関する調整会議、セミナーを開催する 4-2 ニュースレター、年次報告を発行する 4-3 データ、情報を蓄積し、編集する 5-1 DPWHの内部の仕組みを強化するために協議会を定期的に開催する 5-2 本プロジェクトの達成を持続するための計画書を作成する
投入	
日本側投入	・日本人専門家　長期専門家：4名（チーフアドバイザー、業務調整、砂防技術、治水構造物の維持管理）　短期専門家：複数名（土砂流出解析、洪水流出解析、情報システム企画など）・日本または第三国におけるカウンターパート研修・機材供与　測量およびマニュアル更新に必要な機材　水理実験および研究に必要な機材　情報蓄積・発信システム構築に必要な機材
相手国側投入	・十分な数のカウンターパート配置　・総務職員の配置　・事務研修棟、宿泊棟　・プロジェクトの運営および機材・施設の保守管理に必要な経費
外部条件	<上位目標> 1. DPWHや関連機関の治水政策が、フィリピンの状況に応じて見直され適正化される 2. 急激な自然環境変化が発生しない <プロジェクト目標> 1. DPWH内の関連部局と外部関連機関の支援が継続する 2. DPWHの地域・地区事務所やプロジェクト管理事務所が技術基準、指針、マニュアルを遵守する 3. 技術協力期間終了後も本プロジェクトの活動が継続される <成果> 1. DPWH内の関連部局と外部関連機関の支援が継続する 2. DPWHの地域・地区事務所やプロジェクト管理事務所が技術基準、指針、マニュアルを遵守する 3. 研修を受けた職員がDPWHに留まり、治水・砂防技術の専門性を高める <活動> 1. 十分なカウンターパートと総務職員が確

#### 関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
- ・無償資金協力「水理実験棟建設計画」・技術協力プロジェクト「治水・行政能力強化」



本部主管案件

## 技術協力プロジェクト－科学技術

2018年07月03日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和)フィリピン地震火山監視能力強化と防災情報の利活用推進 (英)Enhancement of Earthquake and Volcano Monitoring and Effective Utilization of Disaster Mitigation Information in the Philippines
対象国名	フィリピン
分野課題1	水資源・防災-地震災害対策
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-気象・地震
プログラム名	災害リスク軽減・管理プログラム
援助重点課題	包摶的な成長のための人間の安全保障の確保
開発課題	災害リスク軽減・管理
プロジェクトサイト	マニラ、ケソン市、アルバイ州
署名日(実施合意)	2009年12月08日
協力期間	2010年02月21日 ~ 2015年02月20日
相手国機関名	(和)科学技術省 地震火山研究所
相手国機関名	(英)PHIVOLCS – Department of Science and Technology

## プロジェクト概要

## 背景

フィリピン共和国(以下「フィ」国)は西太平洋のプレート沈み込み帯に位置し、我が国と同様に世界で最も地震・火山の活動が活発な国の一である。東側のフィリピン海溝ではフィリピン海プレートが、西側のマニラ海溝ではユーラシアプレートが沈み込み、その中央には国を南北に縦断するフィリピン断層が存在する。これらのプレート境界と内陸活断層は、1976年ミンダナオ島沖地震(M7.8 死者約6000人)、1990年ルソン島地震(M7.7 死者2412人)、1994年ミンドロ島地震津波(M7.1 死者81人)など、過去に数多くの地震災害を引き起こしている。また内陸には、22の活火山が存在し、1981年のマヨン火山噴火では、泥流と火碎流で107人が、1991年のピナツボ火山噴火では土石流により約200人の犠牲者が出ている。

上記災害を軽減するためには、調査研究によって将来発生し得る地震・火山噴火を長期的に予測し、災害に対する備えを十分に行なっていくこと、住民や、行政等に地震や火山噴火の発生時にリアルタイムの監視情報を提供して、避難警報の発令や住民避難等、緊急災害対応に役立てることが必要である。

「フィ」国において地震・火山監視は、科学技術省(DOST)所管のフィリピン火山地震研究所(PHIVOLCS)が担っている。我が国は、PHIVOLCSの地震・火山監視能力強化を目的として、無償資金協力による「第一次地震・火山観測網整備計画(1999年)」、「第二次地震・火山観測網整備計画(2001年～2002年)」を実施し、地震・火山監視ネットワークの設置を行なった。また、同無償資金協力で設置した監視ネットワークの運用指導を行なう技術協力プロジェクト「地震火山観測網整備計画」(2004年3月～2006年3月)を実施した。これにより、地震発生後15分程度で震源や規模を把握する体制と主要6活火山の常時観測体制が構築され、地震・火山観測能力はそれ以前に比べて大きく向上した。

しかし、上記無償資金協力によるプロジェクトの実施から10年近くが経ち、その間に我が国や各国の地震火山監視技術は大きく進歩した。特に、2004年のスマトラ沖地震・津波以降、アジア各国では、津波早期警報システム構築のために広帯域地震計の整備が急速に進んでおり、そのような中において、「フィ」国のみが、広帯域地震計によるテレメータ観測網を有しておらず、大地震発生時に正確なマグニチュードと震源の特定、地震波の到達予測が行なえておらず、地震発生後の緊急地震速報も正確性を欠くものとなっている。

火山観測においては、「第二次地震・火山観測網整備計画(2001年～2002年)」において、テ

レーメータ観測網が整備されたが、観測網には短周期地震計のみが設置されているため、長期的な噴火予測や避難命令の解除に必要な長周期地震の観測に基づく噴火予兆を観測することが困難である。また、これまでのPHIVOLCSと我が国の大学との研究では、火山における電磁気観測に関する研究実績があり、電磁気観測が噴火予測に有効なことが証明されている。このように、これまでの観測体制の強化と最新の観測技術を用いて火山噴火予測を行なうことにより信頼性の高い火山噴火予測体制の構築が可能となる。

上記に加えて、地震・火山観測から得られた情報を被害軽減に役立てるには、情報の迅速さと正確さだけではなく、国・地方自治体・企業・住民が、最新観測情報に基づく防災関連情報にアクセスし、その意味を理解し、情報を適切な緊急対応や事前の備えといった具体的な行動に反映できる仕組みが必要である。

以上の状況を受けて、「フィ」国政府は、我が国の地震火山観測技術、情報伝達技術のフィリピンでの適用に関する支援を地球規模課題対応国際科学技術協力案件として我が国に要請した。

要請を受けてJICAはプロジェクト実施体制、協力計画等「フィ」国実施機関と協議することを目的とした詳細計画策定調査を2009年9月2日～17日に実施し、協議議事録(M/M)上で協議結果を確認、その後討議議事録の署名を2009年12月8日に行なった。

上位目標	科学技術協力案件のため該当無し。
プロジェクト目標	PHIVOLCSの地震津波火山監視能力が向上し、精度の高い地震火山情報が防災関係機関に活用される。
成果	<p>成果1 リアルタイムで地震・津波情報を把握できるようになる。</p> <p>成果2 地震発生ボテンシャル評価の精度が向上する。</p> <p>成果3 リアルタイムで総合的に火山情報を把握できるようになる。</p> <p>成果4 有効な情報発信手段の一つであるポータルサイトを通じて、より精度の高い防災情報が迅速に発信される。</p>
活動	<p>1-1-1 広帯域地震計と強震計を設置し、観測網を構築する。</p> <p>1-1-2 高度震源解析システムを導入し、運用する。</p> <p>1-2-1 リアルタイム震度計をマニラ近郊に設置し、パイロット観測を行う。</p> <p>1-2-2 上記の結果に基づき、全国規模のパイロット観測を実施する。</p> <p>1-3-1 津波警報システムを構築する。(2011年11月JCCIにて追加承認済み)</p> <p>1-3-2 リアルタイムの潮位観測システムを構築する。(2011年11月JCCIにて追加承認済み)</p> <p>2-1-1 GPS繰り返し観測を実施する。</p> <p>2-1-2 GPS連続観測を実施する。</p> <p>2-2-1 内陸地震を対象とした地形・地質調査を行う。</p> <p>2-2-2 海溝型地震を対象とした地形・地質調査を行う。</p> <p>3-1-1 広帯域地震計と空振計(※)をタール火山及びマヨン火山に設置する。</p> <p>3-1-2 地震・空振データのリアルタイム伝送・解析システムを導入し、運用する。</p> <p>3-2-1 GPSをタール火山及びマヨン火山に設置する。</p> <p>3-2-2 GPSデータのリアルタイム伝送・解析システムを導入し、運用する。</p> <p>3-3-1 地磁気地電流計と全磁力計をタール火山に設置する。</p> <p>3-3-2 地磁気地電流と全磁力データのリアルタイム伝送・解析システムを導入し、運用する。</p> <p>4-1-1 地震火山防災情報ポータルサイトを構築する。</p> <p>4-1-2 成果1と2のための活動から得られた結果を活用するために災害解析システムであるREDAS (Rapid Earthquake Damage Assessment System)の改良を行う。</p> <p>4-1-3 住宅簡易耐震診断ツールを作成する。</p> <p>4-1-4 プロジェクトで得られた地震火山情報をポータルサイトを通じて発信する。</p> <p>4-1-5 コミュニティにおける津波警報及び防災教育に係る調査を行う。(2011年11月JCCIにて追加承認済み)</p> <p>4-2 ポータルサイトの利活用に関するセミナー・研修を実施する。</p>
投入	<p>日本側投入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)専門家:短期専門家33名</li> <li>(2)本邦研修(出張ベースの短期研修含む):20名/年</li> <li>(3)供与機材:広帯域地震計等観測機材等</li> <li>(4)在外事業強化経費</li> </ul> <p>相手国側投入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)カウンターパート(C/P):16名</li> <li>(2)施設、機材等:PHIVOLCSにおける研究者執務用事務室と設備、参加研究者の研究に係る諸費用(研究予算、旅費等)</li> <li>(3)プロジェクト運営費(会議開催費、機材維持費等)</li> </ul> <p>外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な自然災害が発生して、プロジェクト活動が妨げられない。</li> <li>・設置した機材が人災・自然災害によって影響を受けない。</li> <li>・PHIVOLCSに対して予算・人員が適切に配分される。</li> <li>・本プロジェクトと関連する観測機材等が計画通りに設置される。</li> </ul>
実施体制	<p>(1)現地実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)合同調整委員会(JCC)の設置</li> <li>(2)グループリーダー会合(日本、フィリピン参加研究者が参加する調整会議)の開催</li> </ul> <p>(2)国内支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトに参加する研究者、JICA、JSTが参加する調整会合を開催</li> </ul>
関連する援助活動	<p>(1)我が国の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)無償資金協力 第一次地震・火山観測網整備計画(1999年)</li> </ul>

援助活動	第二次地震・火山観測網整備計画(2001年、2002年)
(2)他ドナー等の 援助活動	(2)技術協力プロジェクト 地震火山観測網整備計画(2004年3月～2006年3月) (1)USAIDがPHIVOLCSが実施しているコミュニティ防災プロジェクトに対して教材作成支援を行なっている。 (2)ADB, AUSIDが「フィ」国が実施しているコミュニティ防災推進プロジェクト(Readyプロジェクト)に対して資金支援を行なっている。



在外事務所主管案件

## 有償技術支援－有償専門家

2014年01月11日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名	(和)ARMM地域開発シニアアドバイザー (英)Senior Advisor for Regional Development of ARMM
対象国名	フィリピン
分野課題1	ガバナンス-地方行政
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-開発計画-開発計画一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ムスリムミンダナオ自治区(ARMM)
協力期間	2010年07月14日 ~ 2013年07月13日
相手国機関名	(和)ムスリム・ミンダナオ自治政府
相手国機関名	(英)Autonomous Region in Muslim Mindanao (ARMM) Regional Government

## プロジェクト概要

**背景** フィリピン国(以下「フィ」国)では、1996年のモロ民族解放戦線(MNLF)との和平合意により、ムスリム・ミンダナオ自治区(Autonomous Region in Muslim Mindanao: ARMM, 5州1市により構成)が設立された。約400万人が生活する同地域は、長期にわたる武力紛争の影響で、「フィ」国の平均貧困率の二倍近くを示し、最も社会経済発展が立ち遅れている。左記に見られる経済開発の遅延の原因としては、MNLFから分派したモロ・イスラム解放戦線(Moro Islamic Liberation Front: MILF)とフィリピン政府との和平交渉の遅れ、各種インフラの未整備等が指摘されている。加えて、1996年フィリピン政府とMNLFの和平合意に基づき、ARMM自治政府に自治の権限委譲が行われたが、行政経験を持つ職員の不足、行政権限の範囲、制度の未整備等を原因とする、脆弱な行政能力も大きな課題となっている。

2012年10月にはフィリピン政府とMILFとの間で新たに和平合意の枠組み合意が締結され、これを受けて2013年1月には移行委員会が設立されたが、2015年のARMM政府の廃止と共に暫定統治機構の設立を経て、2016年にはバンサモロ自治政府が設立される予定である。

JICAでは2003年より長期専門家を派遣し、同地域の行政能力強化、地域開発支援について助言及び指導を行ってきたが、上述ARMM及び和平交渉状況を踏まえ、引き続きの支援が求められている。

また、JICAはARMM政府に対して、有償資金協力・技術協力双方による支援を実施してきたおり、有償資金協力案件の円滑な実施、新規案件形成への支援も求められている。資金協力の効果を最大限に引き出すためにも、他スキームの有効活用・連携に向けた総合的な調整がなされることが同専門家の役割として期待されている。

**上位目標** ARMMを中心としたミンダナオ地域における貧困削減と平和構築が促進される。

**プロジェクト目標** ARMM政府を中心として、有償資金協力案件を含めた各種スキームの実施状況を踏まえつつ、今後の地域開発及び行政能力向上の政策・戦略が策定される。また、同政策・戦略に基づき、具体的な事業形成及び運営管理、必要な実施体制の整備、ドナーとの調整が改善する。

**成果** 1. ARMMを中心とするムスリム・ミンダナオ地域の行政能力及び地域開発に関する分析がなされ課題が抽出される。

2. 上記に基づき必要な助言が行われ、ARMM政府の知識・技術が改善する。
3. 抽出された課題や比政府、日本側関係機関及び他ドナーの動向も踏まえて、同地域の今後の支援の方向性が明確となり、有償資金協力案件を中心とする具体的な協力事業の形成が行われる。
4. ARMM社会基金や中部ミンダナオ道路等の既存事業及び形成された協力事業の実施と監理が適正に行われる。

#### 活動

1. ARMM政府の行政組織・予算、日本を含むドナーの支援動向等を分析し、課題を抽出する。また、ムスリム・ミンダナオ地域に対する今後数年間にわたる協力の方向性を示す。
2. 上記1.に基づき関連部局への助言を行い、JICA事務所とも協議・連携の上、適当と判断される場合は新規案件の形成を行う。
3. ARMM幹部等との関係を強化し、若手職員を含めた日本の支援におけるキーパーソンとなり得る人物を特定する。
4. 地域開発政策及び戦略策定について、ARMM政府に対して助言を行う。
5. 同政策及び戦略に基づき、ARMM社会基金(有償)等の実施中のJICA事業関係者と連携し、ARMM政府によるJICA協力事業の運営を支援する。
6. ARMM帰国研修員同窓会(PhilJAFA-ARMM)の積極的活用を行う。
7. ドナー会議に積極的に参加し、援助調整を行い、ARMM政府に対して必要に応じ助言し、我が国関係者に対して情報提供する。
8. ミンダナオ・タスクフォース等に参加し、我が国の協力の方向性のさらなる明確化のための作業に関与する。
9. 上記活動に必要な自治区及び周辺地域の政治、経済、社会、文化、治安及び他ドナーの活動状況等に関する情報を収集し、我が国関係者に対して情報提供する。
10. JICA事務所の指示に基づき、ARMM以外の周辺地域の案件形成、運営支援を行う。

#### 投入

日本側投入	長期専門家36人月＝1名×36ヶ月
相手国側投入	カウンターパートの配置(ARMM政府等) 執務スペースの提供
外部条件	・ARMM政府の行政組織に重大な変更がない。 ・中央政府及びドナーのARMM政府に対する政策・方針に重大な変更がない。 ・ARMMを含むミンダナオの治安・政情が悪化せず、経済環境に重大な影響を与えない。

#### 実施体制

(1)現地実施体制	ARMM政府知事室、官房長官に加え、実施中JICAプロジェクトのカウンターパート関係部局幹部に助言・支援する体制となる。 コタバトのARMM政府本部及びマニラ連絡事務所双方に執務室を置く。 コタバト市に在外専門調整員を3名配置。
-----------	--

#### 関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動	ARMM社会基金(円借款) ARMM人材育成プロジェクト(技プロ) ARMM地場産業振興調査(開発調査) ミンダナオ紛争影響地域コミュニティ開発のための能力向上支援プロジェクト(技プロ) 当該地域に対する草の根無償資金協力
(2)他ドナー等の 援助活動	AUSAID-BEAM(Basic Education Assistance for Mindanao) CIDA-LGSPA(Local Government Support Program in ARMM) USAID-GEM(Growth with Equity in Mindanao) USAID-EQuALLS2(Education Quality and Access for Learning and Livelihood Skills) UN-Multi Donor Programme UNDP-GOP (Act for Peace) WB-Multi Donor Trust Fund (Mindanao Trust Fund) WB/JICA-ARMM Social Fund



在外事務所主管案件

## 技術協力プロジェクト

2014年01月10日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名 (和)ムスリム・ミンダナオ自治区人材育成プロジェクト  
(英)ARMM Human Capacity Development Project

対象国名 フィリピン

分野課題1 ガバナンス-地方行政  
分野課題2 平和構築-ガバナンス  
分野課題3 貧困削減-貧困削減  
分野分類 計画・行政-行政一般  
プログラム名 政策立案・実施支援(対ARMM支援)  
援助重点課題 ミンダナオにおける平和と安定  
開発課題 政策立案・実施支援(対ARMM支援)

プロジェクトサイト ムスリム・ミンダナオ自治区(ARMM)  
署名日(実施合意) 2008年03月05日

協力期間 2008年05月18日 ~ 2013年03月31日

相手国機関名 (和)ムスリム・ミンダナオ自治区政府  
相手国機関名 (英)Autonomous Regional Government, Autonomous Region in Muslim Mindanao

## プロジェクト概要

背景 1990年にムスリム・ミンダナオ自治区(Autonomous Region in Muslim Mindanao)は設立され、南ラオ州、マギンダナオ州、スールー州、タウイ・タウイ州、バシラン州(イザベラ市を除く)とマラウイ市で構成される。280万人が生活する同地域は、長期にわたる武力紛争の影響で貧困率の全国平均値の2倍近く(全国平均24.7%に対し45.7%)を示し、最も社会経済発展が立ち遅れている。1996年のフィリピン政府とMNLFの和平合意にもとづき、ARMM自治区政府に自治の権限移譲が行われたが、行政経験をもつ職員の不足、行政権限の範囲、制度の未整備等を原因として、脆弱な行政能力が課題となっている。

上記を踏まえ、JICAは「ARMM自治区行政能力向上プロジェクト」(2004年12月～2007年3月、0.95億円)を実施し、自治区内の各組織における幹部及び管理職を対象(総計約440人)に幅広く研修の機会を与え、基礎的な行政能力の向上を支援してきた。

さらに、各専門分野の実務・技術の向上、特に行政規程や人事情報の基礎整備等が急務となつており、2008年5月から、「行政管理」「経済開発」「インフラ開発」分野で中堅職員の能力向上を目的とした本件プロジェクトを実施してきた。

中堅職員の能力向上という面では一定の成果が得られたが、2010年10月の終了時評価の提言を受けて、人材層の薄いARMM政府において継続的に研修を実施していく体制を形成するために、プロジェクトを2年間延長することとなった。

2011年12月に新知事が大統領により任命され、2013年6月までの任期中に、ガバナンス強化をはじめとする行政改革が進められている。本件プロジェクトでは、新政権の政策に基づいた活動を実施する。

上位目標 ARMM自治区政府の行政能力が向上し、経済開発が推進される。

プロジェクト目標 ARMM政府の行政管理、経済開発、インフラ開発分野の中堅職員の能力が育成される。

成果 1 行政管理  
1-1 行政規程および施行細則(IRR)が起案され、改善される。  
1-2 人事情報を収集、蓄積、配信するためのデータ管理が中核となる17部局/事務所に導入される。

[延長期間]

1-3 人事情報システム(HRIS)の持続的な局内研修システムが中核となる17部局/事務所に導入される。

2 インフラ開発

2-1 ARMM公共事業局職員の技術能力が向上する。

2-2 インフラ建設管理のTOT指導員がARMM公共事業局の局内研修で養成され、指導力が向上する。

2-3 関連部局がガイドラインを基に、建設プロジェクトのためのプロポーザル(道路、橋、水供給システム)を作成できるようになる。

[延長期間]

2-4 持続的能力開発のための制度的体制がARMM公共事業局によって準備される。

3 経済開発

3-1 選定されたハラル製品(ヤギ)に対する行動計画が策定される。

3-2 TWGおよび技術普及員が選定されたハラル製品(ヤギ)に関するビジネスマネジメント研修を実施できるようになる。

3-3 TWGおよび技術普及員が選定されたハラル製品(ヤギ)の生産に関する技術的アドバイスを提供できるようになる

3-4 選定されたハラル製品(ヤギ)の販売促進やマーケティングのためのツールおよびキットが作成される。

[延長期間]

3-5 ヤギ生産/ビジネスマネジメントに関する将来の普及活動のための持続的な実施体制がARMM内に構築される。

活動

1 行政管理

1-1行政規程の作成

- ・ワークショップの計画および実施(行政規程およびIRR)

[延長期間]

- ・ワークショップの実施
- ・進捗報告会の実施
- ・最終報告会の実施

1-2 人事情報システム(HRIS)の導入

・研修の計画および準備(HRISデータベース構築)

・研修の実施

・フォロースルー活動の実施

・養成されたスタッフによる試験的な研修の実施

・フォロースルー活動の実施

・操作/研修マニュアルおよびデータベースのとりまとめ

[延長期間]

・ARMM他部局/事務所の現在のコンピュータの知識と理解度についてのベースライン調査の実施

・HRISアプリケーションの追加機能の開発

・中核となる17部局/事務所が地方事務所のPDSの入力および更新を強化するため、知事室の調整による研修の実施

・中核となる17部局/事務所のための、知事室の調整によるフォロースルー活動の実施

・操作/研修マニュアルおよびデータベースの改良

・HRISの持続的仕組み取りまとめ

・進捗報告会の実施

・最終報告会の実施

2 インフラ開発

2-1 インフラ管理研修

・研修の計画および実施

・フォロースルー活動/OJT(現場レベル)の実施

・養成されたスタッフによる局内研修の実施

・研修教材、ガイドラインおよびマニュアルのとりまとめ

2-2 プロジェクトプロポーザル作成研修

・研修の計画および実施

・フォロースルー活動の実施

・参加者による技術プロジェクトプロポーザルのとりまとめ

・プロジェクトプロポーザル作成およびフィジビリティスタディのガイドのとりまとめ

[延長期間]

・局内研修およびプロジェクトプロポーザル作成のためのガイドラインの改良

・TOT指導員による地方事務所の技術者に対するインフラ建設管理研修の実施

・TOT指導員による地方事務所の技術者に対するインフラ建設管理のフォロースルー活動の実施

・プロジェクトプロポーザル作成のためのワークショップの実施

・プロジェクトプロポーザル作成のためのフォロースルー活動の実施

・制度的体制を構築するための準備作業

・進捗報告会の実施

・最終報告会の実施

### 3 経済開発

- ・行動計画および研修計画策定のためのワークショップの実施
- ・TWGへの研修の実施
- ・フォロースルー活動の実施
- ・TWGによるTOT研修の実施
- ・TOT研修で養成された技術普及員(関連部署職員・農家)による試験的研修の実施
- ・フォロースルー活動の実施
- ・研修教材(マニュアル、テキストおよび冊子)のとりまとめ

#### [延長期間]

- ・制度構築(実施委員会、事務局、意思決定過程、活動計画等)のための行動計画の作成
- ・対象ヤギ農家の選定およびARMM内のLGUとの合意
- ・選定されたヤギ農家の初期の状況のベースライン調査
- ・農家向け研修(USMのヤギ農場での実習を含む)の教材および教授法のレビューおよび修正
- ・TOT研修で養成された技術普及員の農家向けヤギ生産研修の計画、実施および評価
- ・TOT研修で養成された技術普及員の農家向け(ヤギ)ビジネスマネジメント研修の計画、実施および評価
- ・フォロースルー活動の計画、実施および評価
- ・ヤギ生産/ビジネスマネジメントの普及システム案(将来の普及活動への教訓および提言を含む)の策定
- ・他の農業產品のための制度的な連携の仕組み作りのための教訓および提言の策定
- ・進捗報告会の実施
- ・最終報告会の実施

#### 投入

日本側投入	<ul style="list-style-type: none"><li>・専門家派遣:経済開発／人材育成、行政管理／人材育成、インフラ開発／人材育成、研修運営管理／モニタリング</li><li>・供与機材:研修運営に必要な機材</li><li>・本邦研修:16-20人</li><li>・在外事業強化経費:現地研修・フォロースルー活動経費、教材・マニュアル等作成経費、プロジェクトオフィス運営経費</li></ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"><li>・カウンターパートの配置</li><li>・現存する機材の利用</li><li>・人事情報(HRIS)センター建設、維持管理</li><li>・カウンターパート及び研修参加者旅費(一部)</li></ul>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・ARMM自治区の行政組織に重大な変更がない。</li><li>・中央政府及びドナーのARMM自治区に対する政策・方針に重大な変更がない。</li><li>・ARMM自治区を含むミンダナオの治安・政情が悪化せず、経済環境に重大な影響を与えない。</li></ul>

#### 関連する援助活動

##### (1)我が国の援助活動

###### 援助活動

- ARMM社会基金(円借款)(継続中)
- 当該地域に対する草の根無償資金協力(継続中)
- ARMM稻作中心営農技術普及プロジェクト(技プロ)(新規)
- ミンダナオ紛争影響地域コミュニティ開発のための能力向上支援プロジェクト(開発調査型技プロ)(新規)
- ARMM地域開発シニアアドバイザー(個別専門家)(継続)

##### (2)他ドナー等の援助活動

###### 援助活動

- ARMM政府行政能力向上プロジェクト(技プロ)(終了)
- ARMM地場産業振興調査(開発調査)(終了)
- ARMMインフラ開発計画策定調査(開発調査)(終了)

- AusAID-Basic Education Assistance for Mindanao ARMM (BEAM ARMM)
- USAID-GEM(Growth with Equity in Mindanao)
- WB-ARMM 社会基金(継続中)



本部主管案件

個別案件(専門家)

2018年06月23日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名 (和)警察科学捜査(鑑識)  
(英)Forensic Science

対象国名 フィリピン

分野課題1 ガバナンス-公共安全  
分野課題2  
分野課題3  
分野分類 計画・行政-行政-行政一般  
プログラム名 産業振興・行政能力向上プログラム  
援助重点課題 持続的経済成長のための基盤の強化  
開発課題 産業振興・行政能力向上

協力期間 2011年03月07日 ~ 2014年03月30日

相手国機関名 (和)フィリピン国家警察  
相手国機関名 (英)Philippine National Police – Crime Laboratory

## プロジェクト概要

背景 我が国のフィリピンに対する犯罪鑑識に関する協力は、約20年前から実施されており、当初は指紋の特徴や基本的な鑑定手法、法医学分野の協力を行っていたが、犯罪現場における鑑識担当者の技術の不足や現場保存のあり方等の問題が深刻であったため、1996年より鑑識及び初動捜査分野の長期専門家を派遣し、フィリピン各地で鑑識セミナーを実施した。さらに2006年9月より、フィリピン各地で鑑識技術向上のための現地国内研修を実施し、研修参加者が犯罪現場保存の重要性を認識し、犯罪現場取扱方法、遺留指紋、被疑者指紋採取方法を習得するよう指導を行っている。

加えて、科学捜査に係る能力強化のため、2004年無償資金協力にて指紋自動識別システム(AFIS)をフィリピン国家警察(PNP)に供与し、指紋を手がかりとした犯罪捜査の促進を図っている。本システムによる指紋照合・鑑定を充実させ、科学的証拠に基づいた犯罪者の検挙を進めしていくことがフィリピンにおける治安の向上のために重要である。

本専門家は、これら関連する協力の成果を踏まえ、法執行機関における鑑識官を対象に科学的根拠に基づいた犯罪捜査に対する理解を深め、指紋採取技術等の鑑識技術の指導を行うことにより、科学捜査における適切な証拠収集を可能とし、科学的証拠に基づいた刑事司法手続きが促進されることを目的としてPNPより要請されたものである。

上位目標 フィリピン国家警察の捜査能力が向上し、公判に提出可能な物証の収集能力が向上する。

プロジェクト目標 フィリピン国家警察において科学捜査における適切な証拠採取が可能となる。

成果 1. 国家警察が適切な現場鑑識指導を行うことが可能になる。  
2. 警察官(捜査官)が科学的証拠のある現場鑑識指導を行えるようになり、指紋などの証拠物件を利用した科学的事件捜査が可能になる。  
3. 警察官による自白や証拠の強要によってではなく、科学的証拠に基づいた刑事司法手続きが促進され、警察に対する信頼の回復や犯罪抑止効果が期待できる。

活動 1. 国家警察(クライムラボ)において科学的事件捜査に関する指導をする。  
2. 国家警察の指紋鑑定官および捜査官に対して、犯罪現場保存、指紋等の現場資料採取および鑑定技術に関する研修を実施する。  
3. 鑑識に関する捜査改善にかかる指導をする。

## 投入

日本側投入	長期専門家 1名×24ヶ月 携行機材
相手国側投入	カウンターパートの設置 執務室の提供

## 実施体制

- (1)現地実施体制 フィリピン国家警察(PNP)犯罪研究所(CL)がカウンターパートとなる。  
(2)国内支援体制 警察庁

## 関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動	・指紋採取・活用能力向上プロジェクト ・鑑識技術向上のための現地国内研修 ・長期専門家:プログラムマネージャー/長官アドバイザー ・長期専門家:捜査能力向上
(2)他ドナー等の 援助活動	※本専門家は上記協力とともに、プログラム的な協力の一要素となっている。 UNDPの協力により、警察改革にかかる調査を実施し、調査結果に基づき各種プロジェクトが提言されている。 米国FBIが国家捜査局で指紋鑑識セミナー及び犯罪者歴情報管理センターを実施している。(年に2, 3回程度) 豪国がテロ対策支援を行っており、その一環として国家警察内に爆発物処理センターを設置し、爆発物の分析指導ならびに災害犠牲者の身元確認を促すための資機材を供与している。



本部主管案件

個別案件(国別研修)

2014年12月18日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名 (和)初動捜査CP研修  
(英)Counterpart Training Program on Initial Investigation

対象国名 フィリピン

分野課題1 ガバナンス-公共安全  
分野課題2  
分野課題3  
分野分類 計画・行政-行政-行政一般  
プログラム名 行財政改革  
援助重点課題 雇用機会の創出に向けた持続的経済成長  
開発課題 ビジネス・投資環境の整備

署名日(実施合意) 2010年06月17日

協力期間 2010年09月08日 ~ 2010年09月18日

相手国機関名 (和)フィリピン国家警察  
相手国機関名 (英)Philippine National Police

## プロジェクト概要

背景 フィリピンでは1991年に警察軍を主体とした組織から、内務自治長官の主導する国家警察委員会の下での現在のフィリピン国家警察(PNP)が創設された。しかし、現在もマニラ首都圏を中心に出没犯罪が依然多発しており、邦人が巻き込まれる事態も発生している。しかしながら、PNPにおいて、科学捜査を実施するための技術・人員・予算体制はまだ不足している。  
これに対して、PNPは、2003年にPNP総合改革プログラム(PNP Integrated Transformation Program)を立ち上げるとともに、中期開発計画(2004-2010:PNP Medium-term Development Program)を策定し、この中の科学捜査能力の向上を標榜している。  
我が国のフィリピンに対する警察協力は約20年の実績があるが、上記のような経緯から、2008年よりこれまでの投入・実績を有機的に組み合わせた「国家警察犯罪対策能力向上」というプログラム的な協力として再編している。

本研修では、国家警察の捜査局、犯罪捜査隊および方面本部捜査課長を対象に、同分野における専門家の指導を踏まえて、日本における適切な現場保存、科学的根拠に基づいた事件捜査技術を紹介することが求められている。

上位目標 フィリピン国家警察における科学的証拠に基づいた犯罪捜査能力が向上する。

プロジェクト目標 日本の組織的かつ科学的な犯罪捜査にかかる研修を行うことにより、研修に参加する警察官が科学捜査による物証に基づいた捜査活動にかかる知識・技能を習得する。

成果 (1)警察官が犯罪現場において適切な証拠収集を行うのに必要な知識を身につける。  
(2)警察官が被疑者押なつ指紋の適切な採取および送付に必要な知識を身につける。  
(3)警察官が科学的証拠に基づいた事件捜査に不可欠な知識を身につける。

活動 (1)日本の警察が実践している現場鑑識技術にかかる講義  
(2)都道府県の警察における現場鑑識活動の実践状況の視察

投入  
日本側投入 ・本邦研修 3人×11日間  
相手国側投入 研修員3人

## 実施体制

- (1)現地実施体制
- (2)国内支援体制

フィリピン国家警察(PNP)本部・方面の捜査部門より研修員が人選される見込み  
警察庁

## 関連する援助活動

- (1)我が国の  
援助活動

- ・個別専門家:警察科学捜査(鑑識)
- ・個別専門家:捜査能力向上
- ・個別専門家:プログラムマネージャー／長官アドバイザー
- ・技術協力プロジェクト:指紋採取・活用能力向上プロジェクト(2010.7～)
- ・技術協力プロジェクト:銃器対策能力向上プロジェクト
- ・現地国内研修:鑑識技術向上のための現地国内研修

- (2)他ドナー等の  
援助活動

- ・米国が国家警察内で麻薬対策に係る研修等の支援を行っている。
- ・豪州が国会警察犯罪研究所にて爆発物鑑定の機材供与および研修等の支援を行つている。
- ・UNDPが全国3箇所でモデル警察署の設置および運営に係る支援を行っている。



本部主管案件

個別案件(国別研修)

2014年12月18日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名 (和)鑑識CP研修  
(英)Counterpart Training Program on Criminal Identification

対象国名 フィリピン

分野課題1 ガバナンス-公共安全  
分野課題2  
分野課題3  
分野分類 計画・行政-行政-行政一般  
プログラム名 行財政改革  
援助重点課題 雇用機会の創出に向けた持続的経済成長  
開発課題 ビジネス・投資環境の整備

署名日(実施合意) 2010年06月17日

協力期間 2010年09月01日 ~ 2011年12月30日

相手国機関名 (和)フィリピン国家警察  
相手国機関名 (英)Philippine National Police (PNP)

## プロジェクト概要

背景 フィリピンでは1991年に警察軍を主体とした組織から、内務自治長官の主導する国家警察委員会の下での現在のフィリピン国家警察(PNP)が創設された。しかし、現在もマニラ首都圏を中心に出悪犯罪が依然多発しており、邦人が巻き込まれる事態も発生している。しかしながら、PNPにおいて、科学捜査を実施するための技術・人員・予算体制はまだ不足している。  
これに対して、PNPは、2003年にPNP総合改革プログラム(PNP Integrated Transformation Program)を立ち上げるとともに、中期開発計画(2004-2010:PNP Medium-term Development Program)を策定し、この中の科学捜査能力の向上を目標としている。  
JICAでは2006年9月よりフィリピン各地での鑑識技術向上のための現地国内研修を実施し、研修参加者が犯罪現場保存の重要性を認識し、犯罪現場取扱方法、遺留指紋・被疑者指紋採取方法を習得するよう指導を行っている。

本研修では、法執行機関における鑑識官を対象に、同分野における専門家の指導を踏まえて、日本における科学的根拠に基づいた犯罪捜査や指紋採取技術等の鑑識技術を紹介することが求められている。

上位目標 フィリピン国家警察における科学的証拠に基づいた犯罪捜査能力が向上する。

プロジェクト目標 指紋採取技術等の鑑識技術の研修を行うことにより、研修に参加する警察官が科学捜査における適切な証拠収集にかかる知識・技能を習得する。

成果 (1)警察官が犯罪現場において適切な証拠収集を行うのに必要な知識を身につける。  
(2)警察官が犯罪現場において現場指紋の適切な採取および送付に必要な知識を身につける。  
(3)警察官が科学的証拠に基づいた事件検査に不可欠な知識を身につける。

活動 (1)日本の警察が実践している現場鑑識技術にかかる講義  
(2)都道府県の警察における現場鑑識活動の実践状況の視察

投入 日本側投入  
・本邦研修 3人×11日間×1回  
7人×11日間×1回

相手国側投入 研修員3人(2010年度)  
研修員7人(2011年度)

#### 実施体制

- (1)現地実施体制 フィリピン国家警察(PNP)Crime Laboratory(本部および方面)より研修員が人選される  
見込み  
警察庁

#### 関連する援助活動

- (1)我が国の  
援助活動
- ・個別専門家:警察科学捜査(鑑識)
  - ・個別専門家:捜査能力向上
  - ・個別専門家:プログラムマネージャー／長官アドバイザー
  - ・技術協力プロジェクト:指紋採取・活用能力向上プロジェクト(2010.7～)
  - ・技術協力プロジェクト:銃器対策能力向上プロジェクト
  - ・現地国内研修:鑑識技術向上のための現地国内研修
- (2)他ドナー等の  
援助活動
- ・米国が国家警察内で麻薬対策に係る研修等の支援を行っている。
  - ・豪州が国会警察犯罪研究所にて爆発物鑑定の機材供与および研修等の支援を行つている。
  - ・UNDPが全国3箇所でモデル警察署の設置および運営に係る支援を行っている。



本部主管案件

## 技術協力プロジェクト

2014年06月12日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)指紋採取・活用能力向上プロジェクト (英)Project on Enhancing the Capacity for Collection and Application of Fingerprints
対象国名	フィリピン
分野課題1	ガバナンス-公共安全
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	行財政改革
援助重点課題	雇用機会の創出に向けた持続的経済成長
開発課題	ビジネス・投資環境の整備
プロジェクトサイト	マニラ
署名日(実施合意)	2010年06月18日
協力期間	2010年07月14日 ~ 2013年07月13日
相手国機関名	(和)フィリピン国家警察
相手国機関名	(英)Philippine National Police

## プロジェクト概要

## 背景

フィリピン政府は大量に保管されている指紋のデータベース化を目指し、被疑者および犯罪者指紋と現場遺留指紋を自動で照合することで、被疑者の特定を迅速かつ効率的に行なうことの目的として「指紋自動識別システム整備計画」を策定した。同計画のためのシステム整備については、我が国政府が無償資金協力の要請を受け、2003年度「指紋自動識別システム整備計画」(9.75億円)により供与された。

しかし、同システムの有効活用には、指紋電子データ化の際の、オペレーターによる遺留指紋トレース技術、指紋照合時の照合、鑑定技術の向上が必要不可欠であることから、フィリピン政府から我が国に「指紋自動識別装置(AFIS)運用強化プロジェクト」が要請され、2006年7月から計4年間の協力が実施された。

同協力により、遺留指紋と押なつ指紋の登録・照合にかかる基礎技術が習得され、指紋照合の合致数(ヒット数)も増加した。しかし、犯罪現場からの被疑者押なつ指紋や遺留指紋の送付数が限定されているため、AFISの機能を十分活用し切れていない問題があった。そのため、押なつ指紋および遺留指紋の採取・送付体制を強化することを通して、AFIS活用能力を向上させる協力案件が新たにフィリピン政府から要請された。

## 上位目標

被疑者検挙に向けてAFISの運用能力が向上する。

## プロジェクト目標

被疑者押なつ指紋および犯罪現場からの遺留指紋の採取・送付体制を強化することを通じて、AFISの活用が強化される。

## 成果

1. モデル方面本部等からの被疑者押なつ指紋および遺留指紋の採取・送付体制が強化される。  
2. CLにおいて送付された押なつ指紋・遺留指紋のAFISによる登録、照合、鑑定体制が強化される。

## 活動

1-1.押なつ指紋・遺留指紋採取・送付のためのモデル方面を選定する。  
1-2.モデル方面の警察署およびCLから本部CLへの押なつ指紋・遺留指紋の採取・送付のための各種制度・手続きを整備する。

1-3.モデル方面における被疑者押なつ指紋および犯罪現場遺留指紋の採取・送付のための技術的・手続き的支援をする。

1-4.モデル方面管内における遺留指紋保存のための写真撮影にかかるセミナー・OJTを実施する。

1-5.モデル方面警察署およびCLから本部CLへの指紋情報の採取・送付にかかる進捗状況をモニタリングする。

1-6.モデル方面活動の成果および教訓を取りまとめ、全国展開するための行動計画を策定する。

2-1.指紋情報入力・照会および余罪照会にかかる上級セミナー・OJTを実施する。

2-2.CLIにおける現行および新規採用分のAFISオペレーターの能力向上プログラムを計画・実施する。

2-3.モデル方面CLから本部CLに送られた遺留指紋情報の保存のための写真撮影にかかる上級セミナー・OJTを実施する。

2-4.AFISによる指紋情報にかかる日報、週報、月報を更新し、関係部署に報告する。

2-5.AFISの効率性向上のためのCL内の各種手続きを改定する。

#### 投入

日本側投入 1.長期専門家(業務調整／人材育成、指紋採取・活用指導)、短期専門家(AFIS運用指導)

2.供与機材(必要に応じて)

3.本邦研修および現地セミナー

相手国側投入 1.犯罪捜査局(DIDM)および犯罪研究所におけるカウンターパート人員、行政的役割の人員

2.オフィススペースおよび設備

3.経常費

#### 実施体制

(1)現地実施体制 犯罪捜査局および犯罪研究所の職員、長期専門家、短期専門家

(2)国内支援体制 警察庁

#### 関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

・長期専門家: 警察科学捜査(鑑識)

・鑑識技術向上のための現地国内研修

・長期専門家: 捜査能力向上

・長期専門家: プログラムマネージャー/長官アドバイザー

・米国による、麻薬対策に係る研修等の支援

・豪州による、犯罪研究所における爆発物鑑定の機材供与および研修等の支援

(2)他ドナー等の

援助活動

・EUIによる、刑事司法分野への支援(EPJUST)



本部主管案件

個別案件(専門家)

2014年12月18日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)犯罪捜査能力向上 (英)Initial Investigation
対象国名	フィリピン
分野課題1	ガバナンス-公共安全
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政一般
プログラム名	行財政改革
援助重点課題	雇用機会の創出に向けた持続的経済成長
開発課題	ビジネス・投資環境の整備
プロジェクトサイト	ケソン市
署名日(実施合意)	2010年03月01日
協力期間	2010年03月14日 ~ 2012年03月13日
相手国機関名	(和)内務自治省 フィリピン国家警察
相手国機関名	(英)Department of Interior and Local Government (DILG) – Philippine National Police (PNP)

## プロジェクト概要

背景	フィリピンでは、1991年に警察軍を主体とした組織から、内務自治長官の主導する国家警察委員会の下での現在のフィリピン国家警察(PNP)が創設された。しかし、現在もマニラ首都圏を中心に出没犯罪が依然多発しており、邦人が巻き込まれる事態も発生している。しかしながら、PNPにおいて、科学捜査を実施するための技術・人員・予算体制はまだ不足している。 PNPは、2003年にPNP総合改革プログラム(PNP Integrated Transformation Program)を立ち上げるとともに、中期開発計画(2004-2010; PNP Medium-term Development Plan)を策定し、この中で科学捜査能力の向上を標榜している。 我が国のフィリピンに対する警察分野の協力は約20年の実績があるが、上記のような経緯から、2008年よりこれまでの投入・実績を有機的に組み合わせた「国家警察犯罪対策能力向上」というプログラム的な協力として再編している。
上位目標	フィリピン国家警察における犯罪対策能力が向上する。

プロジェクト目標	フィリピン国家警察の警察官が、科学的根拠に基づいた事件捜査技術の指導の成果を踏まえて、捜査局(DIDM)を主なカウンターパートとして、広くPNPの捜査官に対する犯罪捜査技術を指導するのと同時に、当該技術を実践するための犯罪捜査にかかる各種制度を整備するための助言をすることが求められている。
成果	<ol style="list-style-type: none"><li>1. フィリピン国家警察の警察官が、初動捜査を初めとする犯罪現場捜査分野にかかる知識および技術を習得する。</li><li>2. フィリピン国家警察の警察官が、犯罪現場における現場保存技術を習得し、遺留指紋等を保存、送付できるようになる。</li><li>3. フィリピン国家警察において、犯罪捜査にかかる各種制度の整備が検討される。</li></ol>

活動	1. フィリピン国家警察の警察官に対し、犯罪捜査分野、特に初動捜査に関する助言、研修その他の支援を行う。 2. フィリピン国家警察の警察官に対して、遺留指紋等の犯罪現場保存、遺留指紋等の送付に関する助言・研修を行う。 3. フィリピン国家警察の警察官に対し、犯罪捜査に係る各種制度に関する助言、研修その他の支援を行う。
投入	
日本側投入	長期専門家 1名 × 24ヶ月

相手国側投入 執務室、C/P

#### 実施体制

- (1)現地実施体制 国家警察委員会傘下のフィリピン国家警察(PNP)がフィリピン側実施機関となる。  
 (2)国内支援体制 警察庁

#### 関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
- |      |  |
|------|--|
| 援助活動 | 1) 我が国の援助活動<br>・長期専門家:警察科学捜査(鑑識)<br>・自動指紋識別装置(AFIS)運用強化計画プロジェクト<br>・鑑識技術向上のための現地国内研修<br>・長期専門家:プログラムマネージャー／長官アドバイザー<br>・銃器対策能力向上プロジェクト(実施予定) |
|      | 2) 他ドナー等の援助活動<br>・米国が国家警察内で麻薬対策に係る研修等の支援を行っている。<br>・豪州が国家警察犯罪研究所にて爆発物鑑定の機材供与および研修等の支援を行っている。<br>・UNDPが全国3箇所でモデル警察署の設置および運営に係る支援を行っている。       |



本部主管案件

個別案件(専門家)

2014年12月18日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名 (和)警察科学捜査(鑑識)  
(英)Forensic Science

対象国名 フィリピン

分野課題1 ガバナンス-公共安全  
分野課題2 平和構築-治安回復  
分野課題3  
分野分類 計画・行政-行政一般  
プログラム名 プログラム構成外  
援助重点課題 -  
開発課題 -

プロジェクトサイト マニラ首都圏  
署名日(実施合意) 2009年03月16日

協力期間 2009年03月16日 ~ 2011年03月15日

相手国機関名 (和)フィリピン国家警察  
相手国機関名 (英)Philippine National Police

日本側協力機関名 警察庁

## プロジェクト概要

背景 我が国のフィリピンに対する犯罪鑑識に関する協力は、約20年の実績がある。当初は指紋の特徴や基本的な鑑定手法、法医学分野の協力を行っていたが、犯罪現場における鑑識担当者の技術の不足や現場保存のあり方等の問題が深刻であったため、1996年より鑑識及び初動捜査長期専門家の協力によりフィリピン各地で鑑識セミナーを実施した。さらに2006年9月より、フィリピン各地で鑑識技術向上のための現地国内研修を実施し、研修参加者が犯罪現場保存の重要性を認識し、犯罪現場取扱方法、指紋遺留、被疑者指紋採取方法を習得するよう指導を行っている。

一方で、2004年無償資金協力にて指紋自動識別システム(AFIS)を国家警察に供与し、指紋を手がかりとした犯罪捜査の促進を図っている。本システムによる指紋照合・鑑定を充実させ、科学的証拠に基づいた犯罪者の検挙を進めていくことがフィリピンにおける治安の向上のために重要である。

本専門家は、法執行機関における鑑識官を対象に科学的根拠に基づいた犯罪捜査に対する理解を深め、指紋採取技術等の鑑識技術の指導を行うことにより、科学捜査における適切な証拠収集を可能とし、科学的証拠に基づいた刑事司法手続きが促進されることを目的としてPNPより要請されたものである。

上位目標 フィリピン国家警察における犯罪捜査能力が向上する。

プロジェクト目標 フィリピン国家警察に所属する警察官に対して、指紋採取技術等の鑑識技術の指導を行うことにより、科学捜査における適切な証拠収集を可能とする。

成果 1. 国家警察が適切な現場鑑識指導を行うことが可能になる。  
2. 警察官(捜査官)が科学的証拠のある現場鑑識指導を行えるようになり、指紋などの証拠物件を利用した科学的事件捜査が可能になる。  
3. 警察官による自白や証言の強要によってではなく、科学的証拠に基づいた刑事司法手続きが促進され、警察に対する信頼の回復や犯罪抑止効果が期待できる。

活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家警察において現場鑑識に関する計画策定及びその実施を支援する。</li> <li>2. 国家警察鑑識担当者に対し、現場鑑識技術向上のための助言を行う。</li> <li>3. 国家警察鑑識担当者や警察教養機関に対し、適切な現場鑑識技術指導（現場鑑識、指紋鑑識、写真鑑識）を行う。</li> </ol>
投入	
日本側投入	専門家派遣 1名 × 24ヶ月 携行機材
相手国側投入	カウンターパートの設置 執務室の提供
実施体制	
(1)現地実施体制	カウンターパートはフィリピン国家警察(PNP) Crime Laboratory, Fingerprint Mobile Forceのチーフが担当している。
(2)国内支援体制	警察庁
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個別専門家「警察科学捜査(初動捜査)」(2007-2009年)</li> <li>2. 無償資金協力「指紋自動識別装置(AFIS)整備計画」(2002-2004年)</li> <li>3. 技術協力プロジェクト「指紋自動識別装置(AFIS)運用強化計画プロジェクト」(2006-2009年)</li> <li>4. 個別専門家「長官アドバイザー／プログラムマネージャー」(2008-2010年)</li> <li>5. 技術協力プロジェクト「国家警察銃器対策能力向上プロジェクト」(2008-2010年) ※本専門家は上記協力とともに、プログラム的な協力の一要素となっている。</li> <li>6. 技術協力プロジェクト「薬物法執行能力向上プロジェクト」(2005-2007年)</li> </ol>
(2)他ドナー等の 援助活動	<p>UNDPの協力により、警察改革にかかる調査を実施し、調査結果に基づき各種プロジェクトが提言されている。</p> <p>米国FBIが国家捜査局で指紋鑑識セミナー及び犯罪者歴情報管理センターを実施している。(年に2, 3回程度)</p> <p>豪国がテロ対策支援を行っており、その一環として国家警察内に爆発物処理センターを設置し、爆発物の分析指導ならびに災害犠牲者の身元確認を促すための資機材を供与している。</p>



在外事務所主管案件

## 技術協力プロジェクト

2012年01月28日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名	(和)ボランティア保護司活性化プロジェクト (英)Community-Based Treatment of Offenders through the Holistic Approach to Volunteer Resource Development
対象国名	フィリピン
分野課題1	ガバナンス-公共安全
分野課題2	ガバナンス-その他ガバナンス
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	フィリピン その他プログラム
署名日(実施合意)	2008年10月08日
協力期間	2008年10月08日 ~ 2010年10月07日
相手国機関名	(和)法務省－保護観察管理局
相手国機関名	(英)Parole and Probation Administration – Department of Justice

## プロジェクト概要

背景	PPA as the lead agency mandated to conserve or redeem convicted offenders and prisoners who are under parole and probation system recognizes the vital role of the community in the treatment and rehabilitation of its clients—the probationers, parolees and pardoned. Active involvement of the community to its programs is facilitated through the use of volunteers. Thus, a Volunteer Probation Aide (VPA) Program, as legally provided under section 28 of Presidential Decree 968, also known as Adult Probation Law of 1976, was established and implemented.
	In 2002, the Agency moved for the revitalization of its VPA Program with the assistance from UNAFEI and JICA. Several training programs for the PPOs and VPAs were conducted in and out the country that focused on program development. To further develop and sustain the programs, an expansion or a follow-up cooperation was approved through a technical cooperation project starting JFY 2008–2010.
	One of the major components of the TCP is the In-country Training Program that will continue to provide opportunity for PPOs and VPAs to be trained on the Holistic Approach to Volunteer Resource Development.
上位目標	A practical and sustainable volunteer probation aide (VPA) system is established.
プロジェクト目標	An effective VPA training system and monitoring and evaluation (M&E) system are established and carried out.
成果	<ol style="list-style-type: none"><li>1. A standardized training program for PPOs and VPAs is established and carried out.</li><li>2. A monitoring and evaluation system is established and carried out in order to assess the impact of VPA activities (VPAs' performance and its aid effect on clients).</li><li>3. An effective and region sensitive training and PR materials are developed and distributed.</li></ol>

<b>活動</b>	<p>1.1Conduct baseline study on the impact of the training and review the contents of the past training courses.</p> <p>1.2Create/revise the training guideline curriculum and modules.</p> <p>1.3Implement trainings for 181 PPO and 181 VPAs.</p> <p>1.4Assess the post-training qualification level of participants.</p> <p>1.5Conduct working level meetings periodically.</p> <p>1.6Formalize relevant documents i.e. training guideline.</p> <p>2.1Conduct baseline study on the impact of VPA activities and identify evaluation criteria.</p> <p>2.2Create guideline and implementation plan for monitoring and evaluation.</p> <p>2.3Conduct or implement monitoring workshops.</p> <p>2.4Conduct periodical monitoring and evaluation and prepare reports.</p> <p>2.5Review monthly reports from regions and prepare summary report.</p> <p>2.6Conduct working level meetings periodically.</p> <p>2.7Formalize relevant documents i.e. monitoring guideline.</p> <p>3.1Review the training and PR materials.</p> <p>3.2Create/revise the training and PR materials and reproduce.</p> <p>3.3Distribute the training and PR materials.</p> <p>3.4Conduct working level meetings periodically.</p> <p>3.5Formalize relevant training and PR materials.</p>
<b>投入</b>	
日本側投入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. Shortterm expert in VPA Training</li> <li>2. Short-term expert in VPA Activity Monitoring</li> <li>3. Country-focused training in Japan</li> <li>4. JICA-Net Workshop</li> <li>5. In-country Training/Seminars <ul style="list-style-type: none"> <li>a) VPA/PPO seminar</li> <li>b) Year-end Workshop</li> <li>c) Monitoring and evaluation workshop</li> </ul> </li> <li>6. Expenses for monitoring and evaluation <ul style="list-style-type: none"> <li>a) Travel cost and allowances</li> </ul> </li> <li>7. Cost for the production of training and PR materials</li> </ol>
相手国側投入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. Allocation of the Project Personnel</li> <li>2. Arrangements for the In-country Trainings/Seminars</li> <li>3. Arrangements for the monitoring and evaluation</li> <li>4. Arrangement for production and distribution of training and PR materials</li> <li>5. Necessary office space and facilities</li> <li>6. Administrative and operational costs</li> </ol>
外部条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.The general socio-political situation is favorable for this project to facilitate community-based participatory democracy.</li> <li>2.The finalized Implementing Guidelines of EO 468 is observed by relevant GOs and NGOs.</li> <li>3.Relevant training is provided to the VPAs by PPA</li> <li>4.Training of FTL Trainers is the responsibility of the Core Trainers of the National FTL</li> <li>5.Development and production of training and informational materials on the project is the responsibility of the FTL</li> </ol>
<b>実施体制</b>	
(1)現地実施体制	Parole and Probation Administration (PPA), Department of Justice
(2)国内支援体制	United Nation Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders (UNAFEI)
<b>関連する援助活動</b>	
(1)我が国の援助活動	<p>2003 JICA-Net seminar on the Revitalization of Volunteer Probation Aid System for the Philippines</p> <p>2005–2008 Revitalization of the PPA Volunteer Probation Aide Program (In-Country Training)</p> <p>2006 JICA-Net seminar on the Revitalization of Volunteer Probation Aid System for the Philippines</p> <p>2006–2008 Revitalization of the PPA Volunteer Probation Aide Program (Country-focused Training)</p> <p>2008 JICA-Net Consultation Workshop on Managing Volunteer Programs</p> <p>2009 Counteprt Training Program on Institution Building</p>



本部主管案件

## 技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名 (和)フィリピン国家警察銃器対策能力向上プロジェクト  
(英)Project for PNP's Capability Enhancement for Firearms Control in the Philippines

対象国名 フィリピン

分野課題1 ガバナンス-公共安全

分野課題2

分野課題3

分野分類 計画・行政-行政-行政一般

プログラム名 プログラム構成外

援助重点課題

開発課題

プロジェクトサイト マニラ首都圏

署名日(実施合意) 2008年07月31日

協力期間 2008年10月06日 ~ 2011年03月31日

相手国機関名 (和)フィリピン国家警察

相手国機関名 (英)Philippine National Police

日本側協力機関名 警察庁

## プロジェクト概要

背景

フィリピンは、マニラ首都圏を中心に凶悪犯罪も多発しており、特に邦人が巻き込まれる事態も発生している。しかしながら、PNPにおいて、科学捜査を実施するための技術・人員・予算体制はまだ不足している。この状況に対し、JICAは、本邦警察庁の協力を得て、1980年代よりフィリピン国家警察(PC-INP, Philippine Constabulary – Integrated National Police その他警察学校等; 1990年法制化後はPNP, Philippine National Police)に対して継続的に日本人専門家を派遣し、科学捜査に関する技術協力を実施してきている。

犯罪対策をより効果的に行うために、PNPは、従来から協力してきた分野である初動捜査・鑑識・指紋を組み合わせた犯罪現場能力向上と、銃器管理並びに銃器対策能力向上の2プロジェクトを含む「フィリピン国家警察犯罪対策能力向上プログラム」を要請した。この要請範囲及び内容が広範にわたるため、全体の枠組み整理を行うことを目的として、第1次事前調査を実施した結果、日本のPNPに対する協力全体を「フィリピン国家警察犯罪対処能力向上プログラム」と整理し、このプログラムのもとに、2つの柱(科学捜査能力向上関連及び銃器対策関連)を位置づけることとした。2008年2月に第2次事前調査を実施し、銃器関連の協力の協力枠組みについて合意し、2008年秋から2年間の技術協力プロジェクトを実施することで合意したものである。

上位目標 フィリピンにおける(入手可能な)違法銃器が減少する

プロジェクト目標 PNPの関係部署の基礎的な銃器対策能力が向上する

成果

- 1) PNPの関係部署担当官が違法銃器の出所照会及び違法銃器対策に係る知識・技術を向上させる
- 2) PNPの関係部署担当官が効果的・効率的な銃器登録制度に係る知識・技術を向上させる。
- 3) クライムラボのカウンターパートが消去された銃器の製造番号を復元する技術を身につける

る。

活動	<p>1-1. 違法銃器の出所照会及び違法銃器対策に関し、現状と計画を分析し、課題・ニーズを把握する。 1-2. 上記1-1. の分析に基づき、研修の計画・カリキュラムを作成し、教材を準備する。 1-3. 上記1-2. に基づき、PNP職員に対する研修を実施する。 1-4. 比較顕微鏡による銃器鑑定データベース構築にかかるOJTを実施する。 1-5. データベース構築に係る進捗をモニタリングする。 2-1. 銃器登録制度に係る現状と計画を分析し、課題・ニーズを把握する。 2-2. 銃器登録更新にかかるモデル警察署プロジェクトの計画をする。 2-3. モデル警察署の銃器登録更新窓口を設置する。 2-4. モデル警察署活動を周知・広報する。 2-5. 銃器登録更新にかかる戸別訪問活動を実施する。 3-1. 銃器の製造番号復元に関し、現状と計画を分析し、課題・ニーズを把握する。 3-2. 上記3-1. の分析に基づき、研修の計画・カリキュラムを策定し、教材を準備する。 3-3. 銃器の製造番号復元に関する研修を実施する。 3-4. 研修結果をモニタリングし、研修内容を改善する。</p>
投入	
日本側投入	長期専門家(銃器対策分野) 30MM 短期専門家(銃器鑑定分野) 1月2名×2回／年 機材供与(銃器鑑定分野) 本邦研修(銃器鑑定分野) 1月3名×1回／年 C/Pの配置 執務室等施設
相手国側投入	運営費用の負担
外部条件	政治状況・治安状況に急激な変化がない
実施体制	
(1)現地実施体制	フィリピン国家警察本部を中心として運営する。特に、プロジェクトマネジメントチームが運営の母体となる。
(2)国内支援体制	本邦警察庁が支援する。
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	個別案件(専門家)「警察科学捜査(初動捜査)」「警察科学捜査(鑑識捜査)」 個別案件(研修)「警察科学捜査(初動捜査)」「警察科学捜査(鑑識)」 無償資金協力「自動指紋識別装置整備計画」及びそのフォローアップ 技術協力プロジェクト「指紋自動識別装置(AFIS)運用強化計画」「薬物法執行能力向上プロジェクト」
(2)他ドナー等の 援助活動	米国による支援(国務省所管・テロ対策研修、FBIアッシャーによる研修、DEAのInternational Law Enforcement Academyバンコクでの研修、FBIアカデミーでの研修) オーストラリアによるBomb Data Centerへの協力



本部主管案件

個別案件(専門家)

2018年06月23日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名 (和)プログラムマネージャー／長官アドバイザー  
(英)Program Manager / Advisor to Chief, PNP

対象国名 フィリピン

分野課題1 ガバナンス-公共安全  
分野課題2  
分野課題3  
分野分類 計画・行政-行政-行政一般  
プログラム名 産業振興・行政能力向上プログラム  
援助重点課題 持続的経済成長のための基盤の強化  
開発課題 産業振興・行政能力向上

プロジェクトサイト ケソン市  
署名日(実施合意) 2008年08月01日

協力期間 2008年09月21日 ~ 2014年03月31日

相手国機関名 (和)フィリピン国家警察  
相手国機関名 (英)Philippine National Police

日本側協力機関名 警察庁

## プロジェクト概要

背景 フィリピンでは、マニラ首都圏を中心に凶悪犯罪が依然多発しており、邦人が犯罪に巻き込まれる事態も発生している。JICAは、わが国警察庁の協力を得て、1980年代よりフィリピン国家警察(PNP)に対して継続的に日本人専門家を派遣し、科学捜査に関する技術協力を実施してきた。しかしながら、PNPにおいて、科学捜査を実施するための技術・人員・予算体制はまだ不足している。

上記の背景から、PNPは、現場捜査能力の向上のために、従来から協力してきた分野である初動捜査・鑑識・指紋を組み合わせた犯罪現場能力向上と、銃器管理並びに銃器対策能力向上の2つのプロジェクトを含む「フィリピン国家警察犯罪対策能力向上プログラム」を要請した。新規協力内容を含め複数の要素が1件の技術協力プロジェクトとして採択されたことから、JICAは二次事前調査を実施した。

この結果、第1次事前調査で、PNPによる日本側協力をプログラムとして取り扱い、協力要素間でのゆるやかな連携をもって一層の効果発現を図ることとなった。また、プログラムの運営を管理し、必要に応じてPNP長官に助言することを目的として、プログラムマネージャー／長官アドバイザーを派遣することとした。

上位目標 <個別案件につき、下記類似部分につき記載>

プロジェクト目標 PNP(フィリピン国家警察)犯罪対策能力向上プログラム(以下「プログラム」という。)全体の成果が上がるよう各案件の進捗を管理し、協力効果を持続させる政策・制度が整備される。

成果 一既存案件の有機的な連携が確保される。  
二国家警察長官を始め上級幹部とのアクセスが確保され、プログラム諸活動が円滑に推進される。  
三PNPの犯罪対策能力向上に必要な課題が抽出され、中期的な日本側協力方針が明確になる。

**活動**

- プログラム年間計画案を策定する。
- プログラムの進捗状況をモニタリングし、指導調整を行う。
- 「指紋採取・活用能力向上プロジェクト」および「銃器対策能力向上プロジェクト」について、円滑な実施を支援し、協力成果を持続的なものにするための制度化にかかる助言をする。
- 犯罪対策能力向上のためPNP幹部を対象としたC／P研修を企画・実施する。（年1回）。
- PNPにおける犯罪対策能力向上に資するため、PNP長官に助言する。
- 治安関係他機関の活動を調査し、特に、プログラムに関する点についてPNPとの連携方策を検討する。
- 他ドナーによる支援状況について調査し、今後の日本の技術支援の在り方を検討する。
- 上記について、JICAとの検討を隨時行い、プログラム計画の策定・更新に資する。

**投入**

日本側投入 長期専門家1名  
相手国側投入 執務環境等

**実施体制**

- (1)現地実施体制 PNPがC/Pとなって対応する。  
(2)国内支援体制 警察庁が支援を行う。

**関連する援助活動**

- (1)我が国の  
援助活動 個別案件(専門家) 「警察科学捜査(初動捜査)」「警察科学捜査(鑑識捜査)」  
個別案件(研修) 「警察科学捜査(初動捜査)」「警察科学捜査(鑑識)」  
無償資金協力 「自動指紋識別装置整備計画」及びそのフォローアップ  
技術協力プロジェクト 「指紋採取・活用能力向上プロジェクト」  
(2)他ドナー等の  
援助活動 EUによる刑事司法分野支援(EPJUST) ほか



本部主管案件

個別案件(国別研修(本邦))

2017年08月24日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名 (和)警察行政  
(英)Police Administration

対象国名 フィリピン

分野課題1 ガバナンス-公共安全  
分野課題2 ガバナンス-法・司法  
分野課題3 平和構築-治安回復  
分野分類 計画・行政-行政-行政一般  
プログラム名 プログラム構成外  
援助重点課題 -  
開発課題 -

プロジェクトサイト マニラ首都圏

協力期間 2008年06月01日 ~ 2012年03月30日

相手国機関名 (和)フィリピン国家警察  
相手国機関名 (英)Philippine National Police

日本側協力機関名 警察庁

## プロジェクト概要

背景 フィリピンでは、マニラ首都圏を中心に凶悪犯罪も依然多発しており、邦人が犯罪に巻き込まれる事態も発生している。JICAは、本邦警察庁の協力を得て、1980年代よりフィリピン国家警察(PNP)に対して、継続的に日本人専門家を派遣し、科学捜査に関する技術協力を実施している。しかしながら、PNPにおいて、科学捜査を実施するための技術・人員・予算体制はまだ不足している。

上記の背景から、PNPは、現場捜査能力の向上のために、従来から協力してきた分野である初動捜査・鑑識・指紋を組み合わせた犯罪現場能力向上と、銃器管理並びに銃器対策能力向上の2プロジェクトを含む「フィリピン国家警察犯罪対策能力向上プログラム」を要請した。新規協力内容を含め、複数の要素が1件の技術協力プロジェクトとして採択されたことから、JICAは事前調査を3次に分けて実施した。

この結果、第1次調査で、PNPによる日本側協力をプログラムとして取り扱い、協力要素間でのゆるやかな連携を持って一層の効果発現を図ることとなった。また、プログラムの運営を管理し、必要に応じてPNP長官に助言することを目的として、「プログラムマネージャー／長官アドバイザー」を派遣している。

本アドバイザーモデル型専門家のカウンターパートであるPNP長官および作戦局、計画局などの中枢幹部に対して、日本の警察の組織や運営、活動を紹介することで、PNPに対するプログラム的協力全体に対する理解を深め、協力成果の制度化・普及に向けた足がかりとすることが求められている。

上位目標 フィリピン国家警察における警察管理能力が向上する。

プロジェクト目標 指紋採取技術等の鑑識技術、銃器鑑定技術その他の科学捜査技術、AFISの運用状況及び捜査への活用状況、交番システムをはじめとするコミュニティ・ボーリングその他日本警察の組織、運営、活動等に関する研修を行うことにより、研修に参加する警察幹部が犯罪捜査能力の向上等の警察管理に係る知識・技能を習得する。

成果 (1)警察幹部が鑑識技術の重要性を認識し、AFISの活用を図るための諸制度の整備を行う上で必要な知識を身につける。

	(2)警察幹部が銃器管理の向上を図るため必要な知識を身につける。
活動	(1)日本警察幹部との日比両国における治安情勢、警察施策等についての協議、意見交換 (2)警察庁又は都道府県警察における日本の警察の現場鑑識技術、AFIS、コミュニティ・ボーリングその他各種警察活動に関する視察
日本側投入	本邦研修 ・警察行政 6名 × 1週間
実施体制	
(1)現地実施体制	フィリピン国家警察(PNP)より研修員が人選される見通し
(2)国内支援体制	警察庁
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	個別専門家「プログラムマネージャー／長官アドバイザー」 個別専門家「警察科学捜査(鑑識)」 個別専門家「警察科学捜査(初動捜査)」 技術協力プロジェクト「指紋自動識別装置(AFIS)運用強化計画プロジェクト」 技術協力プロジェクト「国家警察銃器対策能力向上プロジェクト」
(2)他ドナー等の 援助活動	UNDPの協力により、警察改革にかかる調査を実施し、調査結果に基づき、各種プロジェクトが提言されている。 米国FBIが国家捜査局で指紋鑑識セミナー及び犯罪者暦情報管理センターを実施している。(年2, 3回程度) 豪国がテロ対策支援を行っており、その一環として国家警察内に爆発物処理センターを設置し、爆発物の分析指導ならびに災害犠牲者の身元確認を促すための資機材を供与している。



在外事務所主管案件

個別案件(国別研修)

2010年12月03日現在

在外事務所

: フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名 (和)鑑識技術向上のための現地国内研修  
(英)The Scientific Method of Processing Fingerprints and Crime Scene Investigation

対象国名 フィリピン

分野課題1 ガバナンス-公共安全

分野課題2 平和構築-治安回復

分野課題3 貧困削減-貧困削減

分野分類 計画・行政-行政-行政一般

プログラム名 行財政改革

プロジェクトサイト フィリピン全土

署名日(実施合意) 2006年08月18日

協力期間 2006年08月01日 ~ 2011年07月21日

相手国機関名 (和)フィリピン国家警察

相手国機関名 (英)Philippine National Police

日本側協力機関名 警察庁

## プロジェクト概要

背景

わが国のフィリピンに対する犯罪鑑識に関する協力は、1980年以来の実績がある。当初は、指紋の特徴や基本的な鑑定手法、法医学分野の協力を行っていたが、犯罪現場における鑑識担当者の技術の不足や現場保存のあり方等の問題が深刻であったため、1996年より鑑識及び初動捜査専門家の協力によりフィリピン各地にて鑑識セミナーを実施し、これまで現場の警察官を中心に指紋採取要領や犯罪現場における証拠保存のあり方等についてカウンターパートと共に指導を行ってきた。こうした活動によりPNPにも指紋採取技術やその指導法についてのノウハウが蓄積されてきている。

一方、無償資金協力において指紋自動識別装置とともに約1300台の指紋採取キットが国家警察へ供与され、全国の警察署へ配布済である。これにより窃盗などの比較的軽微な犯罪については警察署の担当捜査官が鑑識活動を行い、より多くの指紋情報がPNP本部へ集積されていくこととなっているが、上記のとおり指紋採取指導を受けた警察官の数は限られており、その母数を増やしていくことをPNPでは課題としている。

上位目標 PNPの犯罪捜査能力の向上

プロジェクト目標 PNP警察官の犯罪鑑識能力の向上

成果

- 1 研修参加者が犯罪現場保存の重要性を認識し、以下を習得する。
  - (1)犯罪現場取り扱い方法
  - (2)遺留指紋、被疑者指紋採取方法
- 2 研修対象管区において今後も自主的に鑑識指導を行うためのアクションプランの作成が促される。

活動

- (1)PNP犯罪研究所(CL)にて移動研修チームを編成し、犯罪捜査隊(CIDG)と協力しつつ研修対象地域における警察官の鑑識レベルや現状を把握したうえで研修計画の策定を行う。
- (2)計画に沿った研修を実施する。
- (3)研修後、フォローアップを行い、研修効果について評価を行い、指導方法について再考する。

(4)研修対象管区において今後自主的にトレーニングができるための方策について検討する。

#### 投入

- 日本側投入 研修費用(講師交通費、日当、宿泊費、研修資料・機材費、開会式及び閉会式開催費用)  
JICA専門家も必要に応じモニタリング、フォローを行う。
- 相手国側投入 参加者に係る費用の負担  
研修場所の設定

#### 実施体制

- (1)現地実施体制 PNP犯罪研究所(CL)にて移動研修チームを編成している。

#### 関連する援助活動

- (1)我が国の  
援助活動
- ①個別専門家「警察科学捜査(鑑識)」(2006年－2008年)  
PNP犯罪研究所へ派遣し、現場鑑識(指紋)指導を行っている。
  - ②個別専門家「警察科学捜査(初動捜査)」(2007年－2009年)  
PNP犯罪捜査隊へ派遣し、犯罪発生時における初動捜査協力を実施している。
  - ③無償資金協力「指紋自動識別システム(AFIS)整備計画」(2002年－2004年)  
科学捜査を強化するため、2004年に同システムをPNPクライムラボに導入した。
  - ④技術協力プロジェクト「指紋自動識別装置(AFIS)運用強化プロジェクト」(2006年－2009年)  
PNP犯罪研究所にてAFISオペレーター・指紋検査官に鑑定技術及び管理技術指導を行っている。
  - ⑤技術協力プロジェクト「薬物法執行能力向上プロジェクト」(2005年－2007年)  
薬物取締庁(PDEA)にて薬物捜査、薬物鑑定技術指導を行った。
  - ⑥個別専門家「プログラム・マネージャー/長官アドバイザー」(2008年－2010年)  
PNP協力案件の取りまとめとPNP長官をはじめとする幹部に対する助言・提言を行っている。
  - ⑦技術協力プロジェクト「PNP銃器対策能力向上プロジェクト」(2008年－2010年)  
PNP市民警備隊およびクライムラボに対し、銃器登録・更新や銃器鑑定等に係る指導を行っている。
- (2)他ドナー等の  
援助活動
- (1)米国FBIが国家捜査局(NBI)にて年に数回指紋鑑識指導を行っている。
  - (2)豪国がPNP内に爆発物処理センターを設置し、爆発物分析指導ならびに災害犠牲者の身元確認を促すための資機材供与をプロジェクトとして実施している。
  - (3)UNDPの協力により、警察改革に係る調査を実施し、調査結果に基づき各種プロジェクトが提言されている。現在、「モデル警察署プロジェクト」が実施されている。



本部主管案件

## 技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名 (和)指紋自動識別装置(AFIS)運用強化計画プロジェクト  
(英)The Project to Build up the Operation of Automated Fingerprint Identification System (AFIS)

対象国名 フィリピン

分野課題1 ガバナンス-公共安全  
分野課題2 情報通信技術(ICTの利活用を含む)-情報通信技術  
分野課題3 平和構築-治安回復  
分野分類 計画・行政-行政-行政一般  
プログラム名 行財政改革  
援助重点課題 雇用機会の創出に向けた持続的経済成長  
開発課題 ビジネス・投資環境の整備

プロジェクトサイト マニラ首都圏  
署名日(実施合意) 2005年03月31日

協力期間 2006年07月14日 ~ 2010年07月13日

相手国機関名 (和)フィリピン国家警察  
相手国機関名 (英)Philippine National Police

日本側協力機関名 警察庁

## プロジェクト概要

背景 フィリピンでは、近年の経済活動の発展および国際化の進展に伴い、犯罪の多様化、凶悪化が進んでいる。このためフィリピン国家警察では、このような犯罪動向に対処するため科学犯罪捜査の強化を進めており、我が国も初動捜査や鑑識分野の技術協力を実施し、フィリピン国家警察の科学的な犯罪捜査能力強化を支援してきている。これら技術協力の成果により、犯罪現場における指紋採取技術が向上し、犯罪者検挙時に採取する指紋カードについても既に約21万枚が収集・保管されている。しかし、指紋カードと犯罪現場において採取される遺留指紋を目視により確認していたため、指紋照合による被疑者特定は極めて困難な状況であった。

このような状況の下、フィリピン政府は大量に保管されている指紋のデータベース化を目指し、被疑者および犯罪者指紋と現場遺留指紋とを自動で照合することで、被疑者の特定を迅速かつ効率的に行なうことを目的として「指紋自動識別システム整備計画」を策定した。同計画のためのシステム整備に必要な資金については、我が国政府が無償資金協力の要請を受け、2003年度「指紋自動識別システム整備計画」(9.75億円)が実施された。

同協力により、指紋識別用機材(AFIS)、基本的な端末操作、ソフト・ハードのメンテナンス、指紋カードのデータコンバージョン(電子登録)等の技術は整備されたものの、AFISの有効活用には、指紋電子データ化の際の、オペレーターによる遺留指紋トレース技術、指紋照合時の照合、鑑定技術の向上が必要不可欠であり、同分野への技術指導が要請なされたものである。

上位目標 AFISを活用した指紋情報をもとに適正捜査が行なわれる。

プロジェクト目標 AFISを用いた指紋の入力、トレース、画像識別、鑑定が適切に行なわれる。

成果 1. AFISオペレーター及び指紋検査官の中から、指紋の入力・トレース、画像識別、鑑定技術に関する指導者が育成される。  
2. AFISオペレーター及び指紋検査官の指紋の入力・トレース・画像識別、鑑定技術及び管理技術が改善される。

活動	<p>1-1. AFISオペレーター及び指紋検査官の中から指導者候補を選定する。</p> <p>1-2. 指導者候補に対して、指紋トレース、画像識別技術の指導を行なう(本邦研修)。</p> <p>1-3. 指導者候補によるAFISオペレーター及び指紋検査官に対するセミナーを実施する。【延長フェーズ追加分】</p> <p>2-1. AFISオペレーター及び指紋検査官に対し指紋に関する基礎知識教養(研修)を行なう。</p> <p>2-2. AFISオペレーター及び指紋検査官に対し指紋トレース、画像識別に関する基礎知識・技術を指導する(上記指導者候補との共同講義:現地セミナー・OJT)</p> <p>2-3. AFISオペレーター及び指紋検査官に対し遺留指紋原本撮影のための写真技術を指導する(OJT)。</p> <p>2-4. 遺留指紋の削除登録・再登録にかかる技術を指導する。(OJT)【延長フェーズ追加分】</p> <p>2-5. 登録指紋と遺留指紋の照会技術を指導する。(OJT)【延長フェーズ追加分】</p>
投入	
日本側投入	<p>短期専門家(AFIS研修指導、AFIS運用指導、写真撮影技術):20MM 【延長フェーズ調整】</p> <p>長期専門家(業務調整／研修計画):12MM 【延長フェーズ追加分】</p> <p>本邦研修: 指紋鑑定(2名 × 2ヶ月 × 2回／年)【延長フェーズに2回追加】</p>
相手国側投入	<p>機材供与</p> <p>カウンターパートの設置</p> <p>執務スペースの提供</p> <p>適切な予算の支出</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	フィリピン国家警察
(2)国内支援体制	警察庁
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	<p>無償資金協力「自動指紋識別装置整備計画」</p> <p>個別案件(専門家)「警察科学捜査(初動捜査)」「警察科学捜査(鑑識捜査)」</p> <p>個別案件(研修)「警察科学捜査(初動捜査)」「警察科学捜査(鑑識)」</p> <p>技術協力プロジェクト「薬物法執行能力向上プロジェクト」</p> <p>「フィリピン国家警察犯罪対策能力向上プログラム」(調査中)</p>
(2)他ドナー等の 援助活動	<p>開発援助とは異なるが、米国FBIがNBI職員を中心とした指紋鑑識や犯罪者歴データベース取り扱い研修を</p> <p>年に2回程度行っている。(PNPからも数名の参加者あり)。</p>



在外事務所主管案件

個別案件(専門家)

2012年01月28日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名 (和)ARMM地域開発シニアアドバイザー  
(英)ARMM Regional Development Senior Advisor

対象国名 フィリピン

分野課題1 平和構築-ガバナンス  
分野課題2 平和構築-(旧)公共・インフラ社会サービス支援  
分野課題3 平和構築-経済復興  
分野分類 計画・行政-開発計画-開発計画一般  
プログラム名 政策立案・実施支援(対ARMM支援)  
プロジェクトサイト ARMM自治区  
署名日(実施合意) 2008年05月15日  
協力期間 2008年08月05日 ~ 2010年08月04日  
相手国機関名 (和)ムスリム・ミンダナオ自治区政府  
相手国機関名 (英)ARMM Regional Government

## プロジェクト概要

**背景** フィリピン国(以下「フィ」国)では1996年のモロ民族解放戦線(MNLF)との和平合意により、ムスリム・ミンダナオ自治区(Autonomous Region in Muslim Mindanao, ARMM: 6州・1市により構成)が設立された。約280万人が生活する同地域は、長期にわたる武力紛争の影響で「フィ」国の平均貧困率の2倍近くを示し、最も社会経済発展が立ち遅れている。本格的な復興・開発が遅れている原因としては、MNLFから分派したモロ＝イスラム解放戦線(Moro Islamic Liberation Front, MILF)と政府との和平交渉の遅れ、各種インフラの未整備等が指摘されているが、とりわけ和平合意にもとづき、「フィ」国憲法上特別に認められた「自治」のもと、権限を委譲されたARMM自治区政府の行政能力不足が障害となっている。我が国はミンダナオ支援を対比支援の3本柱の一つとし、ARMM自治区政府を中心とする同地域の行政能力向上を重要課題としている。これを受け、JICAでは2003年より長期専門家を派遣し、同自治区の行政能力強化、地域開発支援について助言及び指導を行ってきている。

**上位目標** ・ムスリム・ミンダナオを中心としたミンダナオ地域における貧困削減と平和構築が促進される。

**プロジェクト目標** ARMM自治区政府を中心として、開発調査・技術協力プロジェクトの実施状況を踏まえつつ、今後の地域開発及び行政能力向上の政策・戦略が策定される。  
同政策・戦略に基づき、具体的な事業形成及び運営管理、必要な実施体制の整備、ドナーとの調整が改善する。

**成果** 1. ARMM自治区を中心とするムスリム・ミンダナオ地域の行政能力及び地域開発に関する知識・技術が改善される。  
2. 上記方向性を踏まえた具体的な協力事業の形成が行われる。  
3. 形成された協力事業の実施と監理が適正に行われる。  
4. 比政府、日本側関係機関及び他ドナーの動向も踏まえて、ムスリム・ミンダナオ地域に対する今後数年間にわたる協力の方向性がさらに明確になる。

**活動** 1. 地域開発政策及び戦略策定について、自治区政府に対して助言を行う。  
2. 同政策及び戦略に基づき、実施中のJICA事業関係者と連携し、自治区政府によるJICA協力事業の運営を支援する。  
3. 援助調整(ドナー調整を含む)につき自治区政府に対して必要に応じ助言し、我が国関係

- 者に対して情報提供する。
4. 現地ODAタスクフォース等に参加し、我が国の協力の方向性のさらなる明確化のための作業に関与する。
  5. 上記プロセスを通じ、JICA事務所と連携し、同自治区のニーズに沿った案件の形成を行う。
  6. 上記活動に必要な自治区及び周辺地域の政治、経済、社会、文化、治安及び他ドナーの活動状況等に関する情報を収集し、我が国関係者に対して情報提供する。
  7. JICA事務所の指示に基づき、自治区以外の周辺地域の案件形成、運営支援を行う。

#### 投入

日本側投入	長期専門家24人月=1名×24ヶ月
相手国側投入	カウンターパートの配置(ARMM自治区政府等) 執務スペースの提供
外部条件	・ARMM自治区の行政組織に重大な変更がない。 ・中央政府及びドナーのARMM自治区に対する政策・方針に重大な変更がない。 ・ARMM自治区を含むミンダナオの治安・政情が悪化せず、経済環境に重大な影響を与えない。

#### 実施体制

(1)現地実施体制	ARMM自治区政府JICA Focal Person(旧知事官房長、現ARMM社会基金プロジェクトマネジャー)を中心に関係部局幹部に助言・支援する体制となる。 コタバト市に在外専門調整員を3名配置予定。
-----------	--

#### 関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動	ARMMODAアドバイザー・ARMM地域支援アドバイザー ARMM政府行政能力向上プロジェクト(技プロ) ARMM稲作中心農改善プロジェクト(技プロ) ARMM地域保健サービス改善プロジェクト(技プロ) ARMMインフラ開発計画策定調査(開発調査) ミンダナオ紛争影響地域復興開発調査(開発調査) ARMM社会基金(円借款) 当該地域に対する草の根無償資金協力
(2)他ドナー等の 援助活動	CIDA-LGSPA(Local Government Support Program in ARMM) USAID-Transparency, Accountability and Governance(TAG) ADB-Capacity-Building and Governance for the Expanded Autonomous Region in Muslim Mindanao(CBG for ARMM) British Embassy-Capacity Building for Local Poverty Reduction Action Teams (LPRAT) in the Autonomous Region in Muslim Mindanao (ARMM) USAID-GEM(Growth with Equity in Mindanao) UN-Multi Donor Programme UNDP-GOP (Act for Peace) WB/JBIC/CIDA-ARMM Social Fund



在外事務所主管案件

## 技術協力プロジェクト

2012年01月28日現在

在外事務所

: フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名	(和)ミンダナオ北部貧困削減(バランガイガバナンス)プロジェクト (英)The Project for Enhancement of Local Governance and Community Empowerment in Micro-Watersheds in Misamis Oriental
対象国名	フィリピン
分野課題1	平和構築-ガバナンス
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	政策立案・実施支援(対ARMM支援)
プロジェクトサイト	ミサミスオリエンタル州
署名日(実施合意)	2007年07月02日
協力期間	2008年1月16日 ~ 2011年1月15日
相手国機関名	(和)ミサミスオリエンタル州政府, バライミンダナオ財団(NGO)
相手国機関名	(英)Province of Misamis Oriental in cooperation with Balay Mindanao(NGO)

## プロジェクト概要

## 背景

ミンダナオ島北部に位置するミサミスオリエンタル州は、地域経済の中核都市であるカガヤンデオロ市を中心に入出工業、農産加工等の産業と交通・物流の中核である。一方同州の山間地域はその大部分が森林地に指定され、地域内の水源となっているが、森林の減少や土壤浸食の進行等のため、将来生活用水や農・工業用水の水質の悪化や減少が危惧されている。また、山間部の住民の多くは農業等自然資源に依存して生計を営んでおり貧困ライン以下の家庭が50%近くを占めている。代替生計手段のない状況下での過度の資源依存と人口の増加は資源の収奪的な利用の危険を伴っており、先住民族を含む山間部地域の住民にとって自然資源の枯渇は農地の生産性低下、災害の多発等生命と生計を脅かし、貧困問題を深刻化する要因となっている。

土地、森林等の資源を保全しながら持続的に利用するためには、流域管理の概念に基づいた土地利用計画の策定や資源の計画的利用と保全が必要である。フィリピンでは1991年に制定された地方自治法により、基本的な公共サービスの提供義務が地方自治体(LGU)に移管されており、流域面積5,000ヘクタール以下の小規模な流域の管理についても自治体が主体的に実施することが定められている。しかし、責任を移管された地方自治体(州、町)では、適切な計画の策定と住民を巻き込んだ資源保全を実施する人材・能力が十分でない状況にある。

このような状況の下で、ミサミスオリエンタル州政府は、同州内において「持続的統合地域開発」の手法で、土地なし農民への法的支援やバランガイ(最小行政単位)単位での参加型開発計画策定等のノウハウと経験を有するNGOのバライミンダナオ財団と連携して小流域管理計画の策定・実施を推進することとしてわが国に技術協力プロジェクトの実施を要請してきた。小流域の領域は多くの場合最小行政単位の範囲とほぼ一致しているため、本プロジェクトではパイロットバランガイにおける資源管理計画・自然保護計画を統合したバランガイ開発計画の策定、同計画に基づく地域社会や住民組織単位での資源保全活動、持続的農業導入、代替生計手段の導入等の実施と、バランガイや住民組織を支援する地方自治体職員の能力向上を通じた流域管理の改善を目的として実施する。

## 上位目標

地方自治体政府と住民によるミサミス・オリエンタル州の小流域管理が向上する。

## プロジェクト目標

地方自治体政府と住民によるパイロット地域における小流域管理が向上する。

成果	<p>1. 住民参加により、小流域管理計画を盛り込んだバランガイ開発計画が策定される。</p> <p>2. バランガイ住民が持続的な小流域管理の知識と技術を習得し実施できるようになる。</p> <p>3. 州、町、NGOのスタッフの小流域管理のテクニカルな知識や住民参加型計画作成の技術が向上し、プロジェクトの経験が他の地域において共有される。</p> <p>(注1) : 流域管理は農業の生産性向上とともに自然資源の保全を目的とし、流域内の自然資源の利用と保全のバランスを図るものである。</p> <p>(注2) : 小流域は川の支流に沿い、山の稜線を繋ぐ地形形状の境界線でそのエリアが規定されている。しかしながら、川の支流に位置する小流域エリアは小さく(1,000ha以下)、小流域を管理するためのアプローチとして、行政単位で管理することが有効であることから、最小行政単位であるバランガイで管理を行う。小流域管理における個々の効果が大きなレベルで相乗的に効果を揮するためには、小流域を管理している個々のバランガイ(最小行政単位)同士が協力、連携することが必要である。</p>
活動	<p>1-1. 住民の組織化</p> <p>1-2. 住民参加によるベースラインサーベイ及び住民による小流域の状況の問題点、原因の把握。</p> <p>1-3. 住民参加によるバランガイ開発計画の策定。</p> <p>2-1. 小流域管理に関する住民のための研修ニーズアセスメント及び必要な研修、ワークショップ計画作成。</p> <p>2-2. 住民に必要な保全型農業や代替生計向上にかかる研修の実施。</p> <p>2-3. アクションプランに沿った保全型農業や代替生計向上活動の実施。</p> <p>2-4. パイロットバランガイ間による活動経験共有化のためのワークショップ開催。</p> <p>3-1. LGUやNGO等バランガイを支援する機関間における小流域管理に関する基本知識や方法の共通理解のための研修やワークショップの開催。</p> <p>3-2. 住民参加型計画、保全型農業、小流域管理に関するLGUやNGO等支援機関職員の研修実施。</p> <p>3-3. プロジェクトの経験を他のLGUと共有する。</p>
投入	<p>日本側投入 専門家派遣(村落開発/地方行政、自然資源管理/情報管理、生計向上/小規模事業) 供与機材</p> <p>相手国側投入 現地業務費:国内研修と生計向上事業への支援 カウンターパート プロジェクト実施予算 施設・設備</p> <p>外部条件 (前提条件)バランガイ及び住民がプロジェクト実施に反対しない。州政府、パライ、町役場等関係機関間のMOAがサインされる。</p>
実施体制	<p>(1)現地実施体制 プロジェクト実施機関:ミサミスオリエンタル州政府 プロジェクト実施連携機関:パライ・ミンダナオ財団</p>
関連する援助活動	<p>(1)我が国の援助活動</p> <p>内務省専門家派遣:地方分権化支援(個別専門家:1998-2000、2000-2002、2002-2004) 技術協力プロジェクト:セブ州地方部活性化プロジェクト(プロ技) 研修:一村一品運動にかかる現地国内研修</p> <p>2)</p> <p>他ドナー等の援助活動</p> <p>各ドナーとも「地方分権」分野を重要視しており、より効果的で自立発展性へつながる支援を目的とし、地方自治体への直接的な支援を実施している。LGSP(CIDA), ECO-GOV,GEM(USAID),KALAHICIDSS(WB), etc</p>



## 技術協力プロジェクト

2012年12月20日現在

在外事務所

: フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名 (和)地方における障害者のためのバリアフリー環境形成プロジェクト(障害者に優しいまちづくり)

(英)Creation of Non-handicapping Environment for Filipinos with Disabilities in the Rural Areas.

対象国名 フィリピン

分野課題1 社会保障-障害者支援

分野課題2

分野課題3

分野分類

社会福祉-社会福祉-社会福祉

プログラム名

保健医療改善

援助重点課題

貧困層の自立支援と生活環境改善

開発課題

基礎的な社会サービスの拡充(貧困層を取り巻く生活環境の改善)

プロジェクトサイト

マニラ首都圏(ケソン市)、ニュー・ルセナ(イロイロ州)、オポール(ミサミス・オリエンタル州)

署名日(実施合意)

2008年09月24日

協力期間 2008年10月01日 ~ 2012年09月30日

相手国機関名 (和)障害者国家委員会

(英)National Council on Disabled Affairs (NCDA)

## プロジェクト概要

背景

2000年の国勢調査によれば、フィリピン障害者人口は全人口の1.23%となっているが、実際はそれ以上といわれている。WHOの推計は5~10%であり、そのうち3分の2が地方に居住している。地方在住の障害者は、コミュニティに存在する社会的、物理的障壁によって、不利な条件下に置かれており、社会への参加、自立、独立への機会を制限されている。障害者の権利は、1992年公布の共和国法7277号(通称「障害者のマグナカルタ」)や1984年発効のBatas Pambansa Bilang 344(通称、「アクセス法」)によって保障されている。マカティ市などの大都市では、国家障害者委員会(NCDA: National Council on Disability Affairs)等の地道な啓発活動の結果、人々がアクセシビリティ確保の重要性を認識するようになってきており、レストランやスーパー・マーケット等の民間企業も入り口にスロープや手すりをつけるようになるなど、バリアフリーに関する意識が高まってきた。一方、地方では、未だ人々の意識は低く、障害者の社会へのアクセシビリティが確保されていない。

本プロジェクトは、地方に暮らす障害者が抱える社会的、物理的なアクセスに対する障壁を取り除くようなコミュニティ活動の支援を通じて、障害者の声が地方行政に適切に反映されるようになるとともに、「障害者も地域に暮らす人と同じように社会共通の便益を享受する立場にある」といった地域社会の意識の変化を促すことを目指す。また協力対象地域での事業実施を通じ、NCDAや地方自治体のコミュニティにおける案件管理能力の強化を図り、本事業を通じて構築したモデルの普及が行える体制づくりを目指す。

具体的には、事業実施に関わる政府機関・NGOs・障害当事者間の情報共有の円滑化を目的とした「実施体制整備」、コミュニティにおける障害者の置かれた状況の把握を目的とした「情報収集」、障害者支援の指導的立場を担う人材に対する「(指導者)研修」、コミュニティ全体の障害に対する正しい理解を促すための「普及啓発」を中心とする活動の柱とする。

上位目標	A Non -Handicapping Environment (NHE) in light of the participation of PWDs is promoted in other rural municipalities in the Philippines.
プロジェクト目標	Pioneering municipalities in close collaboration with NCDA create a Non-Handicapping Environment (NHE) in the rural areas, where physical and social accessibility (built-environment, legislation and people's attitudes) are promoted.
成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. Implementing Mechanism: The project is managed under the clearly defined implementing and monitoring mechanism with the participation of PWDs.</li> <li>2. Profiling: Profiles of pioneering municipalities on NHE are established.</li> <li>3. Capacity Development: Capacity of NCDA, associations of PWDs, pioneering municipalities and other stakeholders is developed to promote physical and social accessibility (built-environment, legislation and people's attitudes).</li> <li>4. Advocacy: Advocacy on NHE and the rights of PWDs is promoted.</li> <li>5. Networking: An established NHE network (implementing mechanism) is strengthened/expanded to promote NHE.</li> </ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.1 Orient the NCDA staff involved in the Project.</li> <li>1.2 Conduct an orientation seminar for RCDA, pioneering municipalities and barangays officials to have common understanding of the Project.</li> <li>1.3 Forge a Memorandum of Agreement (MoA) between NCDA and pioneering municipalities.</li> <li>1.4 Develop a local and national implementing structure such as Project Management Team (PMT).</li> <li>1.5 Design a local and national monitoring system to measure the progress of project activities.</li> <li>1.6 Monitor and evaluate the project.</li> <li>2.1 Collect the existing data on PWDs and physical accessibility in pioneering municipalities.</li> <li>2.2 Develop/review instruments (e.g., supplement form for impairment classification, accessibility monitoring checklist, etc) for situational survey (e.g., number of PWDs, classification of impairment, accessibility of establishment, etc.)</li> <li>2.3.1 Conduct trainings for profilings on PWDs (e.g., classification of impairments) and physical accessibility per pioneering municipality.</li> <li>2.3.2 Conduct echo trainings for profilings by participants of the trainings, if necessary.</li> <li>2.3.3 Conduct situational surveys to collect profiling data/information.</li> <li>2.4 Share the data/information, when necessary.</li> <li>2.5 Update the data/information periodically.</li> </ol> <p>(con't)</p>
投入	<p>日本側投入</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Long-term experts (Chief Advisor, Project Coordinator, Experts in technical fields)</li> <li>2. Short-term experts (number of experts and their technical fields will be decided depending on the needs specified in the annual plan of the Project and the budget condition of Japanese side.)</li> <li>3. Secretary, if necessary</li> <li>4. Researcher, if necessary</li> <li>5. Training of Philippine personnel in Japan or other third countries, if necessary</li> <li>6. Equipments and materials (e.g., PC, projector)</li> <li>7. Other expenses, if necessary</li> </ol> <p>相手国側投入</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Counterpart personnel (Project Director, Project Manager, Other staff of NCDA and pioneering municipalities)</li> <li>2. Expenses of travel allowance, etc of NCDA staff</li> <li>3. Office space and facilities necessary for JICA experts</li> <li>4. Land, buildings, necessary facilities and equipments for Project activities</li> <li>5. Other facilities and expenses mutually agreed upon as necessary.</li> </ol>

#### 関連する援助活動

- (1)我が国の  
援助活動
- ・技プロ「アジア太平洋障害者センター(APCD)プロジェクト」(2002～2007年)  
(本案件の主要カウンターパートは上記プロジェクトで実施された研修の修了者である。  
実施の際は、引き続きリソースとしてAPCDの支援が期待されている。)
- (2)他ドナー等の  
援助活動
- ・社会福祉分野におけるJOCVの派遣(現在、養護教育分野など4名派遣中)
  - ・草の根技術協力(知的障害、聴覚障害)、草根の無償資金協力を通じた支援
  - ・CBM(国際NGO)－CBR事業を30の市・町において展開中。
  - ・HI(Handicapping International)(国際NGO)－CBR事業や、車椅子製造(USAIDから  
の支援)等に関わる支援を実施中。



国内機関主管案件

草の根技協(支援型)

2015年02月17日現在

本部／国内機関 : 北海道国際センター

## 案件概要表

案件名 (和)聴覚障害教育における聴覚を活用した教育実施体制支援プロジェクト  
(英)Project for supporting deaf education by making use of hearing sense in Philippines

対象国名 フィリピン

分野課題1 社会保障-障害者支援  
分野課題2 教育-その他教育  
分野課題3 平和構築-社会的弱者支援  
分野分類 社会福祉-社会福祉-社会福祉  
プログラム名 プログラム構成外  
援助重点課題 -  
開発課題 -

署名日(実施合意) 2007年12月25日

協力期間 2007年12月20日 ~ 2010年12月19日

相手国機関名 (和)提案団体が支援している現地の聾学校5校

### プロジェクト概要

背景 聴覚障害児は、できる限り早期に補聴器装用による聴覚補償と適切な教育を受けないと音や音声を受聽できず、話し言葉でのコミュニケーション能力や学習能力の発達に大きなハンディを背負うことになる。そのため聴覚障害教育では、できる限り早期から基本的なコミュニケーションに対する意欲・態度・技能の育成を行うために、残存聴力の活用、読話、発音・発語訓練などを含む総合的な教育が重要である。

フィリピン国では、福祉施策や教育行政の未整備、特に特殊教育に対する不十分な予算措置と人的配置、また保護者の経済的な問題から、補聴器を活用した聴覚障害教育の普及が遅れている。

提案団体はこれまで10年以上に渡り、フィリピン国の5つの聾学校に対して①里親制度による就学支援、②補聴器や補聴システムなどの機材支援、③聾学校教員に対する現地での専門技術研修および日本での招聘研修、それに④現地での保護者、教員、医療関係者などを対象とした、聴覚障害児の早期発見と、聴覚を活用した教育の重要性についての啓発セミナーを実施してきた。その結果、提案団体が支援する聾学校では、聴覚を活用した教育が着実に根付き始め、また日本で研修を受けた現地教員が講師となり現地での啓発セミナーを実施できるまでになってきた。しかしながら、現地の聾学校教員は、聴覚を活用した聴覚障害児教育の経験が乏しく、特に早期からの聴覚を活用した指導に関する研修が望まれている。また支援対象校のうち2つの聾学校では聴覚検査室の未整備など、聴覚を活用した早期教育を効果的に実施する上で施設的な問題も抱えている。

フィリピン国では聴覚障害の発生率が日本の10倍近いといわれているが、その理由として胎生風疹の予防接種が普及していないことがあげられている。そのため聴覚障害の早期発見とそれに続く教育の実施についても聾学校と医療機関との連携は不可欠であり、教育行政関係者と、耳鼻科医師などの医療関係者あるいは医学生などに対して、将来的な聴覚障害の予防と発見などに関する啓発セミナーの開催、そして教育と医療のネットワーク作りの重要性が指摘されている。

上位目標 フィリピン国における聴覚障害児教育において、聴覚を活用した指導法が普及するとともに、聴覚障害児に対する早期発見・早期補聴・早期教育のための実施体制が確立する。

プロジェクト目標 対象地域の聾学校教員及び学校管理者、保護者、教育委員会、学校関係者、及び耳鼻科医師などの医療関係者が、聴覚を活用した聴覚障害児教育および早期補聴・早期教育の重要

性と有効性を認識し、主として学齢期の児童を対象とした聴覚を活用した教育の実施体制が確立する。

成果	成果1: 研修に参加した現地聾学校教員が聴覚を活用した指導法および聴覚障害児に対する早期教育を実施するために必要な知識・技能などを修得する。 成果2: 本邦研修に参加する現地教員が聴覚を活用した指導法および早期教育・乳幼児教育を導入実践するために必要な指導技術、聴覚機器の操作などを理解・習得する。 成果3: 支援対象校の聴力検査室など教育的支援体制が整備される。 成果4: 対象地域の上記関係者に聴覚を活用した指導法および、聴覚障害児の早期発見と早期補聴、早期教育の重要性と有効性が理解され共有される。また将来的な聴覚障害の予防と早期発見、教育と医療のネットワーク作りの必要性が理解される。
活動	① 支援対象校およびその周辺地域の聾学校の教員を対象とした、現地での「専門技術研修」を行い、現地聾学校教員の聴覚を活用した指導についての理解促進と指導法の向上を図る。 ② 支援対象校の聾学校教員3名を日本に招聘し指導技術の向上を図るために専門技術研修を行い、教員の指導法および聴覚機器の取り扱い技術の向上を図る。 ③ 支援校であるセント・フランシス校(マニラ市)とサン・マルチン・デ・ポーレス聾学校(セブ市)の聴力検査室などの施設整備を行う。 ④ 支援校のある地域(セブ市、イロイロ市)で聴覚障害児の早期発見と聴覚を活用した教育の必要性と効果を啓発することを目的に聴覚障害児童の保護者、教育関係者、医療関係者および医学生などを対象とした啓発セミナーを開催し、聴覚を活用した指導法および、聴覚障害児の早期発見と早期補聴、早期教育の重要性と有効性についての理解を深め、将来的な聴覚障害の予防と早期発見、教育と医療のネットワーク作りの土台をつくる。
投入	<p>日本側投入</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○人材<ul style="list-style-type: none"><li>・プロジェクトマネージャー(日本人) 1名</li><li>・講 師 幼稚部教育1名(プロジェクトマネージャー兼)、家庭教育 1名、乳幼児教育1名</li><li>・スタッフ 会計・広報1名、庶務1名、記録1名、通訳2名、コーディネーター1名</li></ul></li><li>○資機材<ul style="list-style-type: none"><li>・個人用補聴器30台(提案団体が支援する中古補聴器を含む)</li><li>・補聴器特性検査装置(聴力測定検査及び補聴器の調整機器)1台</li><li>・デジタル補聴器調整のためのコンピュータ用のインターフェース(ハイプロ)3台</li><li>・集団補聴器(教室用)2台(提案団体が支援する集団補聴器を含む)</li><li>・騒音計(音響測定機器)1台</li></ul></li></ul> <p>相手国側投入</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○人材<ul style="list-style-type: none"><li>・当会の現地業務担当者5名</li><li>・現地人講師<ul style="list-style-type: none"><li>新生児スクリーニング及び医療の現状 2名</li><li>早期教育(乳幼児) 2名</li><li>補聴器の調整 1名</li><li>補聴器特性検査装置の操作方法 1名</li><li>聴覚を活用した言葉の指導 1名</li></ul></li></ul></li><li>○施設:セミナーセミナー会場</li></ul>
実施体制	<p>(1)現地実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本事業では、これまで提案団体が支援してきた現地聾学校5校のうち主に3校が事業の直接的な対象者であり、またそれら支援校の現地教員が現地研修および啓発セミナーなどの実施においては、協力者となる。</li><li>○ 専門研修および機材管理などについては、セント・トマス大学(マニラ)の耳鼻科医師やマニラ補聴器センターなどの支援を受ける。</li><li>○ イロイロ市での啓発セミナーの実施においては、市の教育委員会の支援を受ける。</li></ul> <p>(2)国内支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ フィリピン耳の里親会(実施団体)の会員および関係者</li><li>○ 北海道の聾学校(札幌聾学校、旭川聾学校)</li><li>○ 国内補聴器メーカー</li></ul>



個別案件(専門家)

2013年05月24日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

## 案件概要表

案件名	(和)海上保安行政 (英)Coast Guard Administration
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-運輸交通行政
分野課題2	ガバナンス-公共安全
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-海運・船舶
プログラム名	行財政改革
援助重点課題	雇用機会の創出に向けた持続的経済成長
開発課題	ビジネス・投資環境の整備
協力期間	2009年12月02日 ~ 2013年03月31日
相手国機関名	(和)運輸通信省 フィリピン沿岸警備隊
相手国機関名	(英)Department of Transportation and Communications (DOTC) – Philippine Coast Guard (PCG)
日本側協力機関名	海上保安庁
プロジェクト概要	
背景	群島国家フィリピンにとって、海上交通はその経済活動と国民の日常生活を支えるものであり、船舶を利用した海運・水産・観光業は基幹産業であることから、周辺海域で発生する海難事故の未然防止・発生後の迅速かつ適切な対応、海洋環境保全は重要な課題である。また、東南アジアにおいて発生する海賊、凶悪犯罪に結びつく拳銃・麻薬等の密輸など、海上における適切な法執行・セキュリティ対策も重要な任務となっている。 フィリピン沿岸警備隊(PCG)は、航行安全管理、海上捜索・救助、海洋環境保全、海上法令執行、海上治安維持を主要業務とする機関であるが、1998年に海上交通行政と連携した海上保安業務執行のため、国防省から運輸通信省に移管された。JICAは1991年から継続的に個別専門家を派遣してきた他、「海上保安人材育成プロジェクト」(2002年～2007年)を通じて、重点分野(法令執行、救難、航行安全、流出油防除、海洋環境保全)に関する教育訓練システム構築を支援し、「海上保安教育・人材育成管理システム開発プロジェクト」(2008年1月から実施中)にて専任教官制度の確立を目指とした支援を行っている。 今般、PCGは、これまでの協力成果を更に発展させ、事件・事故発生時の一連のオペレーション能力向上や、資機材の有効な運用、国内外の関係機関との連携強化といった課題への対応能力を高めることが必要との認識から、本専門家派遣を要請した。
上位目標	フィリピンにおける海上保安行政が総合的に強化される。
プロジェクト目標	1 海賊対策、密輸密航対策、即時対応能力が強化される。 2 日本の無償資金協力、技術協力プロジェクトによる支援の効果がより効率的に発現する。 3 周辺国との連携体制が強化される
成果	1.事件の未然防止及び捜査能力が向上することで、海賊対策、密輸密航対策が強化される 2.即時対応能力が向上する(海難や事件発生時の指揮能力が向上する、・装備管理体制が改善され、船艇・航空機等が適切に管理・整備されるようになり、各種事案への対応能力が向上する)。 3.無償資金協力『海上保安のためのPCG通信システム強化計画』によって供与した通信システムの運用体制が確立され、PCGによって有効に活用される。

- 4.技術協力プロジェクトで取り組んでいる専任教官制度の確立について、PCG本部と教育訓練局との連携が図られる。(追加)  
 5.周辺国との連携協力体制が強化される(・周辺国等と連携した情報収集・情報分析能力が向上する、・周辺国等との合同オペレーションや広範な分野における継続的な連携協力が実施される)。  
 6.我が国の対フィリピン海上保安分野での支援の方向性が提案される。

**活動**

- 1.我が国や周辺国における海賊対策、密輸密航対策の経験や行動計画の紹介、アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)の運用等に関する指導・助言を行う
- 2.PCGのオペレーション能力向上や装備管理体制の改善等に関する行政的・技術的な指導・助言を行う
- 3.通信システムの本格的な運用のために、組織体制の確立、運用方法に関する指導・助言を行う
- 4.技術協力プロジェクト、無償資金協力などの日本の実施するプロジェクトの進捗状況について、PCG幹部に隨時必要な情報を提供し、進捗状況や課題を共有する。
- 5.フィリピンコストガードアカデミー設立動向について情報収集を行う。
- 6.周辺国の海上保安活動についてPCG幹部への情報提供を行う。また、周辺国等と連携した情報収集・情報分析能力向上や円滑な連携協力の実施等に関する行政的・技術的な指導・助言を行う。
- 7.我が国の対フィリピン海上保安分野に対する協力プログラム(案)を、CP及びJICAフィリピン事務所と協議し、作成する。

**投入**

日本側投入	専門家1名(馬渕専門家)
	派遣期間(当初) 2009年12月2日～2011年12月1日
	派遣期間(延長) 2009年12月2日～2012年12月1日
	派遣期間(延長) 2009年12月2日～2013年3月31日
相手国側投入	(1)カウンターパートの配置 (2)執務室の提供

**実施体制**

- (1)現地実施体制 運輸通信省(DOTC)傘下の沿岸警備隊(PCG)がフィリピン側実施機関となる。
- (2)国内支援体制 海上保安庁

**関連する援助活動**

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1)我が国の<br>援助活動 | 1)我が国の援助活動<br>・個別専門家「海上保安行政」(2002年～)<br>・個別専門家「海難救助」(1990年～2002年)<br>・個別専門家「海上通信システム」(2008年度2名短期専門家派遣、2009年度)<br>・個別専門家「有害物質」2009年度、2010年度)<br>・技プロ「フィリピン沿岸警備隊人材育成開発」(2002年～2007年)<br>・技プロ「フィリピン海上保安教育・人材育成管理システム開発プロジェクト」(2008年1月～5年間)<br>・無償資金協力「海上保安のためのPCG通信システム強化計画」(2009年度機材供与) |
|-----------------|---|



在外事務所主管案件

個別案件(専門家)

2012年01月28日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名 (和)道路計画管理  
(英)Road Planning and Management Advisor

対象国名 フィリピン

分野課題1 運輸交通-運輸交通行政  
分野課題2  
分野課題3  
分野分類 公共・公益事業-運輸交通-道路  
プログラム名 運輸交通網整備  
プロジェクトサイト フィリピン全国  
署名日(実施合意) 2008年06月01日  
協力期間 2008年06月11日 ~ 2010年06月11日  
相手国機関名 (和)公共事業道路省  
相手国機関名 (英)Department of Public Works and Highways (DPWH)

## プロジェクト概要

背景 フィリピンでは、これまでに絶対的に不足していた運輸交通に係るインフラについて、順次整備を行い、骨格となる運輸交通体系を確保しつつあるが、これらのメンテナンスについては必ずしも十分な体制が整備されている状況はない。また、なお不足しているインフラについては、比国の厳しい財政状況の下、新たな大型インフラ整備による対応は困難な状態が続いている。

特に道路分野に係る主要な問題点は以下のとおりである。(1)道路の舗装率、永久橋梁率が低く、また、粗悪な施工、維持管理予算の不足、過積載車両の通行等により道路の信頼性・安全性が低い。(2)また、当国においては、風水害、地震等が多発するため、道路防災、維持管理能力の向上が必要である。(3)道路維持管理の特定財源制度(自動車利用者税:Motor Vehicle User Charge)がつくられたものの、財源不足と低い計画立案能力のため、財源が効果的・効率的に活用されていないのみならず、道路網の上位計画や他の交通モードとの整合が必ずしも図られていない。(4)地方部における地域開発を支える基礎インフラとしての道路整備が十分に整備されていない。

このような環境下、道路交通網整備を政策面から支援するため、公共事業道路省(DPWH)は日本政府に長期専門家の派遣を要請した。

なお、当国においては、世界銀行、ADB、AusAID等による道路インフラ整備・制度改革支援が進められており、本専門家はそれらのドナーとの協調・連携を図りつつ活動を行うことが期待される。

上位目標 DPWHの道路計画策定能力・調整能力及び事業実施体制の強化を通じ、幹線道路網の質的向上、地方道路の整備、及び首都圏の交通混雑の緩和が図られる。

プロジェクト目標 DPWH計画担当部局の道路計画策定・調整能力が向上する。

成果 (1)道路整備の長期戦略に基づく優先プロジェクトの計画的選定と事業化が促進される。  
(2)質の高い道路網の計画的整備と効率的な維持管理を可能とする組織体制が確立される。  
(3)幹線道路網の質的向上、地方道路の整備及び首都圏の交通混雑緩和に資する効率的なプロジェクトが形成・実施される。

活動 (1)道路整備に係る長期戦略策定に係る支援を行う。  
(2)道路整備関連プロジェクトの発掘・形成への支援を行う。

- (3)道路整備関連プロジェクトの実施に係る支援を行う。
- (4)道路計画策定機能、プロジェクト実施・調整能力、維持管理体制向上のための助言を行う。
- (5)DPWHの組織合理化(大統領令366号に基づく)に関して、DPWHの作業の進捗に関する情報収集し、必要に応じて、組織運営のあり方等に関する助言を行う。
- (6)道路整備に関する他ドナーの活動の情報収集、分析及び必要な調整を行う。

#### 投入

日本側投入	専門家の派遣 1名×2年間 在外事業強化費
相手国側投入	C/Pの配置 執務室等の提供

#### 実施体制

- (1)現地実施体制 ·DPWHの計画局長(Mr. MELVIN B. NAVARRO, MNSA)がカウンターパートとなる。
- (2)国内支援体制 国土交通省(専門家の推薦)

#### 関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動 ·開調「フィリピン国CALA東西道路事業化促進調査プロジェクト」  
·開調「フィリピン国道路土砂災害危険度の評価・管理計画調査プロジェクト」  
·技プロ「道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上」  
·円借款「道路アセットマネジメント事業」(協力準備調査を実施中)  
·開調「全国高規格道路網マスターplan調査」
- (2)他ドナー等の援助活動 ·世銀:National Roads Improvement and Management Program (NRIMP)  
·ADB:Preparing the Road Sector Improvement Project (TA、日本特別基金)



本部主管案件

## 開発計画調査型技術協力

2012年06月08日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

## 案件概要表

案件名	(和)大首都圏空港戦略調査プロジェクト (英)Project for the Study on Airport Strategy for the Greater Capital Region in the Republic of the Philippines
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-国際交通
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-航空・空港
プログラム名	運輸交通網整備
署名日(実施合意)	2010年03月12日
協力期間	2010年11月12日～2011年11月30日
相手国機関名	(和)運輸通信省
相手国機関名	(英)Department of Transportation and Communications (DOTC)

## プロジェクト概要

**背景** フィリピン国(以下、「フィ」国)の大首都圏に位置するマニラ国際空港は、同国の国際線旅客数の80%以上が集中し、また多くのジェネラルアビエーション(小型機)も運航している等混雑している状況にあり、既にピーク時の滑走路容量に余裕が無く、安全運航の確保の面からも問題が指摘されている。しかしながら、狭隘な空港用地の周辺には、既に住宅、道路、河川等が隣接しており滑走路の増設は困難な状況にある。

一方で、同圏に位置するクラーク国際空港(マニラの北西約100kmに位置)は、滑走路容量に余裕があり、現在、LCC(ローコストキャリア)、整備、貨物等の事業者が展開している。クラーク国際空港については、ラモス政権時である1994年の大統領令174号にて「フィ」国との国際ゲートウェイ空港として位置付ける旨の方向性が示されているものの、その後現在まで明確な政策的枠組みが存在していない。

各空港の視点では、独自のマスター・プランや「全国空港整備戦略マスター・プラン調査(JICA、2004～2006年)」等があるものの、今後の需要増加に対し、両空港を含む大首都圏全体としての対応方針は明確になっていない。

このような背景のもと「フィ」国は、我が国に対し、交通計画の一環として、総合的な観点から開発調査を行い両空港の役割分担を含めた空港整備戦略作成に係る要請を行った。

これを受けJICAは、2010年3月に詳細計画策定調査を実施し、先方政府の要請、調査範囲、内容等を確認した上で、2010年3月12日、運輸通信省との協議を終了し、実施細則(I/A)及び協議議事録(M/M)の署名を行った。本プロジェクトはこれらの合意に基づき実施するものである。

**上位目標** 大首都圏での航空混雑の緩和を図り、航空輸送の利便性・安全性を向上させる。

**プロジェクト目標** マニラ国際空港及びクラーク国際空港の適切な役割分担やそれに基づく両空港の機能向上に係る戦略を作成する。

**成果** フェーズ I : 大首都圏における空港整備の課題分析  
フェーズ II : 大首都圏における最適な空港システム計画の策定  
フェーズ III : クラーク、マニラ両国際空港の整備計画及び関係機関のアクションプランの作成

**活動** フェーズ I : 大首都圏における空港整備の課題分析

1. 現状把握
2. 航空需要予測及び所要施設規模
3. マニラ国際空港及びクラーク国際空港の需要容量分析
4. マニラ国際空港及びクラーク国際空港に係る環境社会分析
5. クラーク国際空港の国際ゲートウェイ空港としての技術的有効性の確認
6. マニラ国際空港及びクラーク国際空港の既存マスター・プランの評価
7. 大首都圏における空港整備の課題分析のまとめ

#### フェーズⅡ：大首都圏における最適な空港システム計画の策定

8. 航空市場の分析
9. 航空会社のクラーク国際空港に係る認識調査
10. 他国における複数空港運用の実態調査
11. 大首都圏における空港システム計画に係る基本戦略の検討
12. 大首都圏における最適な空港システム計画の策定
13. 大首都圏における空港システム計画に係る結論

#### フェーズⅢ：クラーク、マニラ両国際空港の整備計画及び関係機関のアクション・プランの作成

14. クラーク国際空港の整備計画の作成
15. クラーク国際空港へのアクセス及び空港間アクセスに係る改善計画の作成
16. マニラ国際空港の整備計画の作成
17. 大首都圏における空港運営の検討
18. 大首都圏における空港整備に係る経済分析
19. マニラ国際空港及びクラーク国際空港の分担に係る制度的手段の検討
20. 大首都圏における空港整備に係る関係機関のアクション・プランの作成
21. 政策決定に係る案の作成
22. 結論と提言

### 投入

#### 日本側投入

- (1) コンサルタント
  - 1) 総括/空港政策
  - 2) 空港計画
  - 3) 航空市場/航空協定分析
  - 4) 航空需要予測
  - 5) 空港アクセス交通需要予測
  - 6) 航空管制/空域計画
  - 7) 空港土木施設設計画/施設容量分析
  - 8) 空港ターミナル施設設計画/施設容量分析
  - 9) 航空保安システム計画
  - 10) 空港アクセス交通施設設計画
  - 11) 経済・財務分析
  - 12) 環境社会配慮
  - 13) 組織・制度
  - 14) 業務調整/空港計画補助
- (2) その他  
研修員受入れ

#### 相手国側投入

- 1) カウンターパートの配置
- 2) ステアリング・コミッティの設置・運営等

#### 外部条件

国際ゲートウェイ空港としてのクラーク国際空港の位置付けに変更がないこと。

### 実施体制

#### (1) 現地実施体制

Department of Transportation and Communications (DOTC)、JICAフィリピン事務所、  
JICA調査団  
ステアリング・コミッティの構成は、DOTCの他、Office of Transportation Security (OTS)、  
Civil Aviation Authority of the Philippines (CAAP)、Civil Aeronautics Board (CAB)、  
National Economic and Development Authority (NEDA)、Department of Public Works  
and Highways (DPWH)、Department of Tourism (DOT)、Department of Environment and  
Natural Resources (DENR)/Environmental Management Bureau (EMB)、Manila  
International Airport Authority (MIAA)、Clark International Airport Corporation (CIAC)、  
North Luzon Railway Corporation (NLRC)が予定される。

#### (2) 国内支援体制

JICA、外務省、国土交通省航空局(国内支援委員会は設置しない)

### 関連する援助活動

#### (1) 我が国の 援助活動

- [無償資金協力]
  - ・2000年 マニラ空港監視レーダーシステム改善計画(完了)
- [有償資金協力]
  - ・2000年 幹線空港(新バコロド空港)建設事業(2008年供用開始)
  - ・2001年 次世代航空保安システム整備事業(実施中)
  - ・2001年 新イロイロ空港建設事業(2007年供用開始)
- [開発調査]
  - ・1998～2000年 次世代航空保安システム開発整備計画調査
  - ・1999～2000年 幹線空港施設建設事業連携実施設計調査
  - ・2002～2003年 次世代航空保安システム整備事業連携実施設計調査
  - ・2004～2006年 全国空港整備戦略マスター・プラン調査
- [技術協力プロジェクト]

(2)他ドナー等の  
援助活動

- ・1997～2002年 フィリピンマニラ航空保安大学校航空管制技術官育成計画
- ・2004～2008年 新CNS/ATM整備に係る教育支援プロジェクト
- ・2007～2009年 新CNS/ATM人材育成(第3国研修)プロジェクト
- ・2009～2014年 航空航法システム安全性・効率性向上プロジェクト
- ・大韓民国:Feasibility Studies for the Master Development Plan of Diosdado Macapagal International Airport in Clark Freeport Zone.(2008年)



本部主管案件

## 技術協力プロジェクト

2018年07月03日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)航空航法システム安全性・効率性向上プロジェクト (英)Capacity Development Project for Improvement of Safety and Efficiency for Air Navigation System
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-国際交通
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-航空・空港
プログラム名	
援助重点課題	持続的経済成長のための基盤の強化
開発課題	持続的経済成長に向けた質の高いインフラ整備
プロジェクトサイト	マニラ首都圏パラニャケ市
署名日(実施合意)	2008年12月05日
協力期間	2009年02月25日 ~ 2014年02月24日
相手国機関名	(和)フィリピン民間航空庁
相手国機関名	(英)Civil Aviation Authority of the Philippines (CAAP)

## プロジェクト概要

## 背景

国際民間航空機関(International Civil Aviation Organization: ICAO)は、増加する航空需要に対応すべく、衛星技術を用いた新CNS/ATM(New Communications, Navigation and Surveillance / Air Traffic Management)の導入を決定し、加盟国各国が同システムの整備を急いでいる。

フィリピン国では、円借款事業により新CNS/ATMシステムの整備を進めているが、同時に、システムに対する飛行方式設定、航空交通流管理、空域管理などの手順書の整備や、職員の知識と運用能力の向上などが必要となり、フィリピン国政府は、人材育成を目的とした技術協力を日本政府に要請した。これを受け、国際協力機構(JICA)は、2008年10月に事前調査団を派遣し、2008年12月5日に実施機関であるフィリピン民間航空庁(Civil Aviation Authority of the Philippines : CAAP)とR/Dの締結を行った。

これにより、「フィリピン国航空航法安全性・効率性向上プロジェクト」(全5年間)の実施が決定され、フェーズ1が2009年2月より2年間、フェーズ2が2011年3月より3年間実施されることとなつた。

なお、2008年12月5日に署名されたR/Dは、現在まで2度改訂されている。【第一回改訂版R/D(2009年12月18日改訂)、及び第二回改訂版R/D(2010年12月10日改訂)】、議事録については、オリジナルR/Dにかかる議事録(2008年10月20日署名)及び第二回改訂版R/Dにかかる議事録(2010年12月10日署名)、第三回改訂版R/Dにかかる議事録(2011年10月7日署名)がある。本実施計画書は、最新の第三回改訂版R/Dにより作成している。

## 上位目標

航空管制における新CNS/ATMシステム実施により、航空安全性・効率性が向上する。

## プロジェクト目標

新CNS/ATMがCAAPにより、効率的かつ自立的に運用・管理される。

## 成果

- 1.RNAV航空路が設計され新飛行方式が確立される。
- 2.航空交通流管理(ATFM)の能力が開発される。、
- 3.空域管理(ASM)の能力が開発される。

	<p>4.ADS/CPDLC運用に係る能力が開発される。      5.新管制システムに対する管制業務の能力が開発される。      6.新管制システムに対する管制技術業務の能力が開発される。      7.航空情報業務(AIS)の品質管理能力が強化される。      8.安全管理システム(SMS)の能力が開発される。</p>
活動	<p>1.1 飛行方式の設定を行う。      1.2 WGS84データを整備する。      1.3 新航空路、新方式飛行の係る検査を実施する。      1.4 PBN導入に関する民間航空安全規則の整備      2.1 航空交通流管理(ATFM)に係る基礎研修を実施する。      2.2 航空交通の混雑状況を調査し、解決の方向性を検討する。      2.3 航空交通流管理(ATFM)の本邦研修を実施する。      2.4 ATFMシミュレータの仕様を作成し、シミュレータを調達する。      2.5 ATFMシミュレータの調整と運用方式を準備する。      2.6 ATFMシミュレータによるATFM試験運用を実施する。      2.7 滑走路と空域の処理能力を分析する。      2.8 協調的意思決定(CDM)の試験運用を実施する。      2.9 スロットコントロールの訓練を実施する。      2.10 ATFM運用手順書を整備する。      2.11 ATFM運用手順書に従い運用に向けた準備を行う。      2.12 ATMCにおける協調的意思決定(CDM)の導入準備を行う。      3.1 空域管理(ASM)運用手順書を整備する。      3.2 ASM運用手順書に基づき運用に向けた準備を行う。      4.1 ADS/CPDLCトライアル運用を計画する。      4.2 ADS/CPDLCについて管制官を訓練する。      4.3 ADS/CPDLCについて管制技術官を訓練する。      4.4 ADS/CPDLCトライアル運用を実施する。      4.5 運用基準作成、課題報告分析及び異常識別を実施する。      4.6 新システムに対するADS/CPDLCの運用準備を行う。      4.7 ADS/CPDLC運航承認に関する航空法を整備する。      5.1 SE業務に対する管制官の本邦研修を実施する。      5.2 新システムに対する管制業務の運用細目を整備する。      5.3 管制業務の運用細目に基づき運用準備を行う。      6.1 SSRモードSについて管制技術官を訓練する。      6.2 SE業務に対する管制技術官の本邦研修を実施する。      6.3 新システムに対する管制技術業務の運用細目を整備する。      6.4 管制技術業務の運用細目従い運用準備を行う。      7.1 AIS品質管理に係る計画の策定      7.2 航空情報業務(AIS)担当官の本邦研修を実施する。      7.3 AIS品質管理の実施      7.4 AISデータベースの運用を確立する。      8.1 安全管理システム(SMS)担当官の本邦研修を実施する。      8.2 ATS-SMS運用基準を改定する。      8.3 ATS-SMSの実施を促進する。</p>
投入	
日本側投入	<p>[専門家]      1.長期専門家:2名(チーフアドバイザー・ADS/CPDLC・Mode-S、プロジェクト調整員)      2.短期専門家:12分野(航空交通流管理:ATFM、広域航法:RNAV、AIS-訓練、AIS&amp;#8211;品質管理、ADS/CPDLC、運航承認、WGS-84、飛行検査、航空交通管理:ATM、新管制システムの管制運用、新管制システムの管制技術運用、安全管理システム:SMS)  [カウンターパート研修]  新CNS/ATMシステム導入のための技術訓練  [機材]  ATFMシミュレーター、WGS84測量機材、その他、プロジェクトに必要な機材  [人員]  1.プロジェクト・ディレクター、2.プロジェクト・リーダー、3.プロジェクトスタッフ  4.技術支援スタッフ(各短期専門家に少なくとも1名ずつ配置)</p>
相手国側投入	<p>[施設機材]  1.CAAPの施設機材  2.ADS/CPDLCトライアル用機材と新CNS/ATMシステム訓練用の2台のコンピュータを含む、航空管制に必要な施設機材  3.日本人専門家用執務室  4.講義及び実習用会議室  5.実習訓練用に必要な施設  [予算]  1.フィリピン側職員給与及び管理経費  2.運営経費  3.訓練コース実施に必要な経費  4.訓練生及び講師の旅費、日当宿泊費  5.WGS-84用の長基線分析ソフト(Bernese software)及び飛行方式設計ソフト(Geo-Titan)の購入  -隣国において新CNS/ATMシステムが整備されること。  -航空保安以外の航空交通セクターにおいても安全基準が保持されること。  -新CNS/ATM対応の航空機が増加すること。  -CAAPがプロジェクトに係る十分な予算と航空保安業務の職員を確保すること。</p>
外部条件	

- CAAPが次世代航空保安システムにかかる機材の整備を継続すること。
- CAAPが従来型航空保安システムの性能を維持すること。
- プロジェクトに配置されるカウンターパートがプロジェクト期間を通じてプロジェクトに関与すること。
- CAAPが十分な当事者意識をもってプロジェクトを実施すること。
- 新CNS/ATMの整備が当初の計画通りに実施され、運用が開始されること。

#### 実施体制

(1)現地実施体制	<p>フィリピン側</p> <p>[人員] ・プロジェクト・ディレクター、 プロジェクト・リーダー、 カウンターパート</p> <p>[施設機材] ・CAAPの施設機材、 ADS/CPDLCトライアル用機材と新CNS/ATMシステム訓練用の2台のコンピューターを含む、航空管制に必要な施設機材、日本人専門家用執務室、講義及び実習用会議室、実習訓練用に必要な施設</p> <p>[予算] ・フィリピン側職員給与及び管理経費、 運営経費、 訓練コース実施に必要な経費、 訓練生及び講師の旅費・日当宿泊費</p>
(2)国内支援体制	JICA及び国土交通省航空局で構成された国内支援体制を整備し、現地専門家の技術的なサポート、プロジェクトの円滑な実施のための支援を行う。

#### 関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動	<p>1)我が国の援助活動(有償資金協力等との連携について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)</p> <p>・円借款「次世代航空保安システム整備事業」(2010年12月現在、2013年夏にパッケージ1工事完了見込)</p> <p>・JICA開発調査「次世代航空保安システム整備事業連携実施設計調査」(2003年10月)</p> <p>・JICA個別専門家「航空行政」(1998年～2006年)、「航空管制技術」(1991年～1998年)</p> <p>・JICA技プロ「新CNS/ATM整備に係る教育支援」(2004年10月～2008年10月):新CNS/ATMについて、航空管制官及び航空保安電気技師を対象とした基本的訓練を行っている。</p> <p>・JICA開発調査「大首都圏空港戦略調査」(2010年11月～2011年12月まで予定):首都圏空港の運用再編。空域再編も含まれており、本プロジェクトにより計画された将来の航空路情報、空域情報が活用される。</p>
(2)他ドナー等の 援助活動	<p>2)他ドナー等の援助活動 ICAOチームによるAudit対策支援</p>



本部主管案件

## 技術協力プロジェクト

2013年05月24日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

## 案件概要表

案件名 (和)フィリピン海上保安教育・人材育成管理システム開発プロジェクト  
(英)Philippine Coast Guard Education and Human Resource Management System Development Project

対象国名 フィリピン

分野課題1 運輸交通-国際交通  
分野課題2 ガバナンス-公共安全  
分野課題3 平和構築-治安回復  
分野分類 計画・行政-行政一般  
プログラム名 ガバナンス向上  
援助重点課題 雇用機会の創出に向けた持続的経済成長  
開発課題 ビジネス・投資環境の整備

プロジェクトサイト マニラ

署名日(実施合意) 2007年11月09日

協力期間 2008年01月07日 ~ 2013年01月06日

相手国機関名 (和)フィリピン沿岸警備隊  
相手国機関名 (英)Philippine Coast Guard

日本側協力機関名 国土交通省(海上保安庁)

## プロジェクト概要

背景 フィリピン国において、海上輸送は主要な交通手段であるが、天災・人為的災害、密輸その他の不法行為、テロ・海賊行為、及び油流出事故等の問題を抱えている。かかる海上保安上の課題に対処するため、1974年海軍にフィリピン沿岸警備隊(PCG)が設置され、1998年に大統領府、同年運輸通信省に移管された。この移管により、海軍が実施していた教育・訓練業務がPCG自身の業務となり、PCGは、研修施設、機材、カリキュラム、指導員等の不備・不足という課題に直面した。以上の背景の下、フィリピン国政府の要請に基づき、2002年7月から5年間を協力期間として「海上保安人材育成プロジェクト」(以下「前プロジェクト」)が実施された。前プロジェクトでは海難救助、海洋環境保全・油防除、航行安全、海上法令励行の4分野で教育訓練やセミナーを実施し、それらを既存のシラバス、カリキュラムに組み込んでいくとともに、基礎教育の拡充、専任教官制度の創設等を行ってきた。しかしながら、PCG職員の職務遂行能力水準を更に向上させるには課題が多く残されており、前プロジェクトの終了時評価(2006年10月)において、専任教官制度の創設に加え、中・長期的な課題として法令励行及び基礎教育の分野における継続的な教育訓練内容の拡充が指摘された。また、専任教官制度に関しては、包括的・継続的教育・訓練戦略の開発が必要とされている。

上位目標 法令励行機関としてPCGの能力が向上する

プロジェクト目標 PCGの教育及び人材開発管理システムが開発される

成果 1.教育職システムが構築される  
2.法令励行分野に関する教育訓練プログラムが開発され強化される  
3.船艇運航の教育訓練計画が開発及び強化される

活動 <教育職制度>  
1-1-1 既存の人事データベースを再検討する

- 1-1-2 教育及び研修に関する新しい人事データベースを構築する
- 1-2-1 教育職制度を設立及び発展させるために優先分野を明確にする
- 1-2-2 PCGの他の研修で必要とされる外部の人材を確認する
- 1-2-3 必要とされる講師の人数及びその専門分野を確認する
- 1-2-4 教育職に任命する人材と手段を指示する
- 1-3-1 PCG教育職のための明確なキャリアパターンに関する計画を再検討する
- 1-3-2 PCG教育職キャリアパターンのための省内及び指令部会議を組織化する
- 1-4-1 適格なPCG教育職制度を計画及び開発する
- 1-5-1 研修コースに関する評価方法を開発する

**<法令励行分野研修>**

- 2-1-1 法令励行分野に関する初中級幹部職員向けの新規教育訓練コースに含まれる科目を特定する
- 2-1-2 法令励行分野に関する一般職員向け新規教育訓練コースに含まれる科目を特定する
- 2-2-1 特定された科目に関するセミナー、講義及び訓練を実施する
- 2-3-1 セミナー、講義及び訓練を通じて教官を育成する
- 2-4-1 法令励行分野に関する初中級幹部職員向けの新規研修コースのために、カリキュラム、シラバス及び教材を開発する
- 2-4-2 法令励行分野に関する一般職員向けの新規研修コースのために、カリキュラム、シラバス及び教材を開発する
- 2-5-1 関連機関及び周辺国と協力し、法令励行分野に関する国際セミナーを計画、調整及び開催する

**<船艇運航研修>**

- 3-1-1 船艇運航の教育訓練活動に関する課題を特定し、教育職養成コースに含めるために必要な検討を行う。
- 3-1-2 船艇運航の教育訓練活動に関して、外部委託が可能な分野及び受託可能な機関を特定する
- 3-1-3 船艇運航訓練を実施する
- 3-1-4 新しい船艇運航教育訓練コースのカリキュラム、シラバス及び教材を開発する
- 3-2-1 PCG船艇運航職員資格制度に関する計画を調査立案する
- 3-4-1 PCG船艇運航管理要領を作成するため必要な計画を調査、検討、立案する

**投入**

日本側投入

- ・長期専門家:計4名  
1)チーフアドバイザー/教官制度、2)海上法令励行、3)船艇運航、4)業務調整
- ・短期専門家
- ・機材の供与
- ・研修員受入

相手国側投入

- カウンターパートの配置:  
施設・機材の提供:  
訓練用船艇とその燃料、教室、日本人専門家執務室等の提供
- 予算措置:  
訓練実施に要する費用、カウンターパートの人物費、供与機材の引き取り及び維持管理費用等

**実施体制**

- (1)現地実施体制
- 本件専門家チームは、教育訓練局のあるファローラに事務所を置き、個別案件(馬渓専門家)がPCG本部に在籍している。本件の実施には、PCG本部とのパイプを強化することが重要であるため、技プロチームと個別専門家が連携することが重要である。
- (2)国内支援体制
- ・海上保安庁  
・2009年10月より2~3ヶ月に1回、フィリピン側とテレビ会議を開催し、専門家、海上保安庁、フィリピン事務所、JICA本部で進捗状況を共有している。

**関連する援助活動**

- (1)我が国の  
援助活動
- ・技術協力プロジェクト「海上保安人材育成」(2002年7月~2007年6月)  
・個別専門家「海上保安行政」(2006年12月~2008年12月)  
・無償資金協力「海上保安のためのPCG通信システム強化」(2007年7月E/N、2009年3月完了)
- (2)他ドナー等の  
援助活動
- オーストラリア政府:研修システム開発協力



本部主管案件

開発調査

2016年08月12日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)高規格道路網開発マスターplan (英)The Master Plan on High Standard Highway Network Development in the Republic of the Philippines
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-全国交通
分野課題2	都市開発・地域開発-都市開発
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-道路
プログラム名	運輸交通網整備
援助重点課題	雇用機会の創出に向けた持続的経済成長
開発課題	経済成長基盤の整備
プロジェクトサイト	マニラ半径200km圏内、セブ市近郊、ミンダナオ島(Tagum-Davao-General Santos)
署名日(実施合意)	2008年10月01日
協力期間	2009年03月05日 ~ 2010年07月05日
相手国機関名	(和)公共事業道路省
相手国機関名	(英)Department of Public Works and Highways (DPWH)

### プロジェクト概要

背景	フィリピン国(以下、「フィ」国)における道路交通の大きな課題は、都市部あるいは市街化の進んだ地域における慢性的な交通渋滞である。交通渋滞は、所要時間の増大、到着時間が読めないことによる時間的ロスをもたらすとともに、車両の停止・発進に伴う排出ガスの増大等、周辺環境に与える影響も大きい。渋滞の原因については、都市間を結ぶような幹線国道の場合、道路そのものや交差点の容量に問題があるケースもあるが、多くは国道沿いに発達した市街地・集落を通過する際のジブニー(乗合タクシー)やトライセクルといった地域関連交通との錯綜、バスの停留、店舗の張り出しや人の横断等周辺の土地利用に起因する渋滞であると考えられる。他方、行政側の問題として、マニラ首都圏をはじめ各地域において、高速道路(Expressway)やハイバス道路の新設、既存道路の改良・拡幅等、様々な構想あるいは計画が立案されているものの、整備計画や整備手法等が十分に定められておらず、マネージメント能力・判断材料がフィリピン側に不足していることも問題として挙げられる。
	こうした課題に対処するため、主要都市部周辺における速度サービス等に配慮した質の高い幹線道路網を将来的に実現するため、「フィ」国都市圏における高規格道路整備戦略を策定し、Manila半径200km圏内における高規格道路網マスターplanを策定し、次期以降の中長期開発計画に反映するものである。

上位目標 国家・地方経済の持続的な経済社会開発に寄与すること。

プロジェクト目標 1.Manila半径200km圏内、Metro Cebu及びTagum-Davao-Gen.Santos回廊の高規格道路整備戦略の策定  
2.Manila半径200km圏内のマスターplan策定  
3.DPWHの組織強化成果 1.Manila半径200km圏内、Metro Cebu及びTagum-Davao-Gen.Santos回廊の高規格道路整備戦略  
2.Manila半径200km圏内のマスターplan  
3.DPWHの組織強化(高規格道路マネージメント、設計基準への提言)

活動	<p>1.準備作業            (1)関連情報の収集 (2)調査の基本方針等の検討 (3)事前準備作業 (4)調査実施体制の構築</p> <p>2.高規格道路網整備戦略策定            (1)現状把握・分析と課題の抽出 (2)交通現況調査の実施 (3)都市整備計画の方向性            (4)将来交通需要予測 (5)道路交通に関する問題の特定 (6)高規格道路の定義の検討            (7)高規格道路整備戦略の策定</p> <p>3.高規格道路マスターPLANの策定            (1)道路ネットワークの検討 (2)高規格道路網整備計画の作成 (3)道路概略設計            (4)概算工事費の算出 (5)優先プロジェクトの選定 (6)事業実施計画の策定 (7)事業実施計画の評価</p> <p>4.DPWHの組織強化            (1)マネージメント能力の強化 (2)高規格道路設計基準の提言</p> <p>5.環境社会配慮の確認            (1)情報収集・提言 (2)IEE(初期環境調査)レベルの調査</p>
投入	<p>日本側投入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発調査の実施</li> </ul> <p>相手国側投入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ステアリングコミッティの設置</li> <li>・テクニカルワーキンググループの設置</li> <li>・カウンターパートの配置</li> <li>・執務室の提供(Metro Manila, Cebu City, Mindanao)</li> </ul>
実施体制	<p>(1)現地実施体制</p> <p>1.調査団            (1)総括/道路政策 (2)道路整備計画 (3)交通需要予測/配分計画 (4)都市計画            (5)経済分析 (6)交通量調査・解析1 (7)交通量調査・解析2 (8)道路設計(大学卒業後13年～17年以上)            (9)財務分析/有料道路 (10)環境社会配慮1 (11)環境社会配慮2</p> <p>2.現地再委託及び補助員傭上            ・交通量調査の実施・集計</p>
関連する援助活動	<p>(1)我が国の援助活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発調査「ルソン島広域道路網計画調査」(1992-93)</li> <li>・開発調査「マニラ首都圏高速道路網計画」(1992-1993)</li> <li>・開発調査「ビサヤ・ミンダナオ島広域道路網計画調査」(1996-1999)</li> <li>・開発調査「マニラ首都圏総合都市交通計画」(1999)</li> <li>・開発調査「CALA東西道路事業化促進調査」(2006)</li> <li>・在外開発調査「地域間旅客貨物流動調査」(2003-2004)</li> <li>・道路・橋梁の建設・維持に係る品質向上プロジェクト (2007.2～2010.2 JICA)</li> <li>・協力準備調査「道路アセットマネジメント事業(仮称)」(予定)</li> <li>・世界銀行 「The National Roads Improvement and Management Program (NRIMP)】</li> <li>・ADB 「道路改善プロジェクト」</li> <li>・AusAID 「PPP支援」</li> </ul> <p>(2)他ドナー等の援助活動</p>



本部主管案件

個別案件(専門家)

2011年12月06日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

## 案件概要表

案件名 (和)航路合理化・安定化方策策定支援  
(英)Assistance for formulation on Route Rationalization and Stabilization Measurement

対象国名 フィリピン

分野課題1 運輸交通-全国交通  
分野課題2 貧困削減-貧困削減  
分野課題3  
分野分類 公共・公益事業-運輸交通-海運・船舶  
プログラム名 運輸交通網整備  
プロジェクトサイト マニラ

協力期間 2008年07月01日 ~ 2010年06月30日

相手国機関名 (和)運輸通信省 海事産業庁  
相手国機関名 (英)Maritime Industry Authority, Department of Transportation and Communication

## プロジェクト概要

背景 フィリピン内航海運においては、老朽化し安全性の低い船舶が島嶼間交通に多数就航していることが問題となっており、近年、アロヨ大統領が2004年及び2006年の施政方針演説においてその解決を図ることを宣言し、共和国法9295の制定などによって、内航海運近代化の促進が図られているところである。

また、JICAとMARINAの共同により「内航海運振興計画調査」が実施され、内航海運セクターの開発を促進するために、2006年から2015年にかけて実施すべきプロジェクトが提案されている。同調査では、今後の就航船舶の弱齡化を進めながら需要に対応するには、2015年までに9300億ペソの投資が必要であると予測されている。

同調査においては、(細やかな安全基準を導入するため)海域の格付けや木造船の就航海域の見直しなど、フィリピン内航海運産業における持続可能な船舶近代化制度の実現に向けたいくつかの政策・戦略が提案されているが、海事産業庁としては、航路の実情を把握し、航路合理化・安定化を行う方策を策定することが、内航海運近代化プログラムの実施に大変重要であると考えている。

航路合理化・安定化方策は、既存の港湾施設のもと、老朽船舶の使用制限及び輸送コスト削減プログラムを推進するために、標準船型(船型、船種、運航形態、船穀材質、船価、安全基準、運航基準等を含む)、航路カテゴリーに応じたサービス水準、積載率などの決定を行うものである。また、投資家や事業者にとってより魅力的な航路となるよう、地域に応じた船の価格及び標準設計、船舶の運航に必要な港湾施設の配置、航路に応じたサービス水準、航路需供調整やその他必要な事項を含んでいる。

上位目標 内航海運により島嶼間を結び、経済発展を促進させ、内航海上輸送網の構築により輸出の増進を図ることで、地域経済の活性化及び貧困の削減に資する。

プロジェクト目標 1. 航路合理化に係る現状把握、分析の実施を通じ、島嶼間の物流を支える船舶運航の合理化に関し、望ましい船型、航路ごとの運航サービスの水準等について、適正な政策を実施できる。  
2. 航路安定化に係る現状把握、分析を通じ、航路ごとの船舶運航等にかかる消席率、供給船腹量等について、安定的な航路運営が可能となるような、適正な政策を実施できる。

成果 1. 事業許可、船隊、航路、港湾などについての台帳作成協力  
2. 航路ごとの旅客、貨物の実数、運賃動向実勢など航路実態把握支援

3. 適正な航路種類ごと需給量想定手法(可能であれば)の作成協力
4. 航路ごとの適正サービス基準作成支援
5. 適正な内航海運サービスの実現に向けた方策の提案

#### 活動

- 海事産業の以下の活動について支援・協力をを行う。
1. 許可内航海運事業者、使用船舶、港湾・港湾施設、許可造船所などについて台帳を作成し、運航スケジュール、消席率、寄港港湾などの変更傾向などについて分析を行う。
  2. 2005年～2007年間の全ての許可航路における旅客・貨物輸送量、運賃・料金、航路実績等についての  
全国的データ収集。同データと提出されている同時期の年次財務実績報告、運航実績報告をもとにした  
船舶、航路カテゴリー、事業者カテゴリー毎の需要・供給及び財務的分析・検討。
  3. 異なる交通モードにおける既存の需給把握手法について、フィリピンあるいは他国の経験に基づいて  
見直しを行い、フィリピン内航海運産業への適用可能性について検討、その結果を用いて、  
第1種航路(主要航路)、第2種航路(重要地方航路)及び第3種航路(地方航路)における試  
験的な  
航路需給測定。
  4. 航路カテゴリーに応じた基準・パラメーターの設定を行う航路近代化システムの開発・設  
計。
  5. 航路の変動などを自動的にモニターし需要に合わせて供給量を決定する航路需給調整シ  
ステムの  
開発・設計。
  6. 安全基準の徹底、事業許可のあり方等、適正な内航海運サービスの実現に向けた方策の  
検討
  7. その他、航路合理化・安定化方策策定に関する日常的な技術移転。

#### 投入

- |        |                       |
|--------|-----------------------|
| 日本側投入  | 長期専門家1名(2年)           |
| 相手国側投入 | カウンターパートの配置<br>執務室の提供 |

#### 関連する援助活動

- (1)我が国の  
援助活動
- 1) 我が国の援助活動(有償資金協力等との連携について、案件名のみではなく、連携  
内容等についても言及する)
    - ・開発調査「全国港湾網戦略的開発マスターplan」(2004年終了)
    - ・開発調査「内航海運振興計画調査」(2005年12月終了)
    - ・個別専門家「海難審判行政」(2005年8月～12月)
    - ・個別専門家「内航海運行政」(2003年8月～2007年8月)
    - ・円借款「内航海運近代化プログラムフェーズⅠ、Ⅱ」(Ⅰは完了、Ⅱは実施中)
  - 2) 他ドナー等の援助活動



本部主管案件

個別案件(専門家)

2011年05月13日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

## 案件概要表

案件名 (和)有害危険物質対策  
(英)Hazardous and Noxious Substance (HNS) Response Operation

対象国名 フィリピン

分野課題1 運輸交通-(旧)その他運輸交通  
分野課題2  
分野課題3  
分野分類 公共・公益事業-運輸交通-海運・船舶  
プログラム名 ガバナンス向上

協力期間 2010年11月01日 ~ 2010年12月30日  
延長終了日 2010年09月 30日

相手国機関名 (和)運輸通信省－フィリピン・コースト・ガード  
相手国機関名 (英)Department of Transportation & Communications – Philippine Coast Guard

## プロジェクト概要

背景 大規模油流出事故に対応するための国際協力体制の整備等を目的とした「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力による国際条約(ORPC条約)」の採択に際し、ケミカル物質等油以外の危険物質及び有害物質による海洋汚染への対応も重要であるとの観点から、OPRC条約の汚染対象物質の範囲を油以外の危険物質及び有害物質へ拡大することについても検討する旨の付帯決議がなされた。これを受け、平成6年度以降、国際海事機関(IMO)において検討が進められ、平成12年3月、IMOにおける危険物質及び有害物質による汚染事件に対する準備及び対応における国際協力に関する会議において、「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び強力に関する議定書」が作成された。そして、その議定書第4条において、危険物質及び有害物質(HNS)汚染事案に係る国家緊急計画の策定が求められている。

これを受け、フィリピン沿岸警備隊(PCG)は同計画の策定やHNS対応の防除能力向上を早急に行う必要に迫られており、同分野における支援を本邦に要請することとなった。

昨年度は、本邦より2名の短期専門家を派遣しており、HNSに係る基礎的事項(対処活動の基礎知識、資機材取扱方法等)についての技術移転を図った。今年度は、そのフォローアップを行うと共に、更に実践的事項(想定訓練、対処活動における戦略・戦術)についての技術移転や資機材取扱マニュアルの策定支援等を行うことを目的とする。

上位目標 有害危険物質流出事故に対処する上で必要な体制が構築される。

プロジェクト目標 有害危険物質流出事故に対処する上で必要な実践的技術が修得される。

成果 1. 有害危険物質流出に係る技術が修得される。  
2. 国家緊急時計画策定に必要な技術が修得される。

活動 1. HNSセミナーの実施  
2. HNS実践トレーニング  
2.1 二次災害防止、安全管理  
2.2 ガス検知器ほか機器取扱い  
2.3 想定訓練  
2.4 その他  
3. HNSワークショップの開催

## 投入

- |        |   |
|--------|---|
| 日本側投入  | 1. 短期専門家: 2人<br>2. HNSセミナー・ワークショップの開催                 |
| 相手国側投入 | 1. 行政的なサービス<br>2. カウンターパートの設定<br>3. 現存する沿岸警備隊の設備および機材 |

## 実施体制

- (1)現地実施体制 運輸通信省職員、沿岸警備隊員、短期専門家(2名)、長期専門家(1名)

## 関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
- |      |  |
|------|--|
| 援助活動 | 1)我が国の援助活動(我が國の他スキームの援助活動、我が国が支援を行っている政策的イニシアティブの下での援助活動との連携・関係について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)<br>・海上保安教育・人材育成管理システム開発プロジェクト<br>・個別専門家: 海上保安行政<br>・個別専門家: 海上通信システム<br>・個別専門家: 危険・有害流出事故対策 |
|      | 2)他ドナー等の援助活動(関連する他ドナー等の援助活動の内容及び連携・関係について記述する)   |



本部主管案件

## 技術協力プロジェクト

2011年07月01日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

## 案件概要表

案件名 (和)高度IT人材育成プロジェクト  
(英)Advanced IT Human Resource Development Project

対象国名 フィリピン

分野課題1 情報通信技術(ICTの利活用を含む)-情報通信技術

分野課題2

分野課題3

分野分類 公共・公益事業-通信・放送-通信・放送一般

プログラム名 投資促進

署名日(実施合意) 2009年11月11日

協力期間 2010年03月01日 ~ 2011年02月28日

相手国機関名 (和)フィリピン大学

相手国機関名 (英)University of the Philippines

## プロジェクト概要

## 背景

フィリピンでは「21世紀に向けたフィリピン国家開発計画」の一環として、国家情報技術審議会(現在は情報技術・電子商取引審議会(ITECC))によって「21世紀に向けたIT行動計画」が作成され、情報技術分野における期待、プログラムや事業活動等に関する提言がなされた。フィリピンにおける最高峰の高等教育機関であるフィリピン国立大学(以下、UP)は独自の科学技術パーク事業の一環として、フィリピン大学IT研修センター(以下、UP-ITTC)を設置し、JICAは2004年7月から2009年7月まで「フィリピンIT人材育成プロジェクト」をUPと協働で実施してきた。同プロジェクトではUP-ITTCがフィリピンIT産業界のニーズに合ったIT研修を、大学卒業生(IT関連学部と他学部)およびIT産業界の現職技術者に対して実施できるようになることを目標として、実践志向のIT研修を実施し、育成された高度技術者の現地IT産業界への供給にかかる技術移転が行われた。

同協力の結果、UP-ITTCを通じた産・官・学による事業モデルが確立され、当初より想定されていた成果は残したもの、2008年の世界的な経済危機以降、フィリピンにおいても国内既存産業での失業や海外派遣労働者の帰国等により雇用環境が悪化しており、新たな雇用の創出、それに対応した人材の育成が求められている。ITソフトウェア産業においても、産業別の組み込みシステム技術を持った人材への要望など、より付加価値の高い人材への需要が高まっており、こうした産業界側への需要に応えるべく、今般わが国へ本件技術協力への要請が出されたものである。

一方、UPからUP-ITTCに対する補助金は拠出されておらず、UP-ITTCは既に独立採算の過程に入っており、UPとしてUP-ITTCの自立発展性についてどのような方針と財務上の裏付けを持っているかも十分に観察していく必要がある。

本プロジェクトでは、UP内におけるUP-ITTCの位置付け及びUP-ITTCの事業戦略を観察しつつ、

- (1) UP-ITTCの教育コンテンツ高度化を狙ったコース新設の技術支援
- (2) 各種機材供与
  - (a) コース新設に必要な機材供与
  - (b) 一部老朽化(保守契約切れ、通常耐用経年)が進む既存設備にかかる(UP-ITTCの財務状況を踏まえた)機材供与
- (3) コース新設、UP-ITTCの自立発展にかかるCP研修を実施し、UP-ITTCの自立発展を後押しする。

## 上位目標

UP-ITTCが、グローバルIT産業界のニーズに合致した競争力のあるIT技術者を育成している。

**プロジェクト目標** 高度IT技術者を求めるIT産業界のニーズに合致するトレーニング・コースを提供するため、UP-ITTCの組織体制が人材育成拠点として強化され、かつUP-ITTCの組織運営の自立発展性が技術的・財務的観点でより持続的なものとなる。

**成果**

1. UP-ITTCの教育コンテンツ高度化を狙ったコースが新設される
  - 車載組込みプログラミングコース
  - 移動ロボット組込みプログラミングコース
  - スマートフォン・デバイス・プログラミングコース
  - 高度ネットワーク・セキュリティコース
  - Avaya技術ネットワークコース
  - CMMIトレーニングコース
  - ITシステム監査コース
  - ソフトウェア品質保証コース
2. コース新設に必要な機材が導入・利用されている
  - 車載組込みプログラミングコース用機材
  - 移動ロボット組込みプログラミングコース用機材
  - スマートフォン・デバイス・プログラミングコース用機材
  - 高度ネットワーク・セキュリティコース用機材
  - Avaya技術ネットワークコース用機材
  - CMMIトレーニングコース用機材
  - ITシステム監査コース用機材
  - ソフトウェア品質保証コース用機材
3. 一部老朽化が進む既存設備更改にかかる(UP-ITTCの財務状況を踏まえた)機材が導入・利用されている
  - 講義用プロジェクター
  - 講義/オフィス用ネットワーク複合機
  - 講義用ネットワークプリンター
  - CCNA用のCisco社製ネットワーク機器
  - 執務用ノートパソコン
  - 更改用サーバー機
  - UP-ITTC施設用ワイヤレスネットワーク機器
  - CCNA用のCisco社製IP電話機
  - ネットワークケーブル工作キット
  - ネットワークケーブルテスター
  - 電子ホワイトボード
  - プログラミング・デバイス(タッチパネル、バーコードリーダー、スマートカード・リーダ／ライタ)
  - 講義用3Dドキュメント・カメラ
  - IT専門書
4. コース新設、UP-ITTCの自立発展にかかるCP研修を通して講師・管理者・関係者の技術が向上する
  - ブリッジエンジニア研修
  - 教育工学(=教授法)研修
  - 教育マネジメント(=Incubation Management)研修
5. UP-ITTCの組織・財務的自立発展性を踏まえたJICAの協力方針が固まっている

**活動**

- 1-1. UP-ITTCの教育コンテンツ高度化を狙ったコースを企画する
- 1-2. 1-1のコースを開発する
- 1-3. 1-2のコースを実施する
- 1-4. 1-3のコースの実施状況を評価する
- 2-1. コース新設に必要な機材を選定する
- 2-2. 2-1の機材を購入する
- 2-3. 2-2の機材を導入する
- 2-4. 2-3の機材を利用する
- 2-4. 2-4の機材の利用状況を評価する
- 3-1. 一部老朽化が進む既存設備更改にかかる(UP-ITTCの財務状況を踏まえた)機材を選定する
- 3-2. 3-1の機材を購入する
- 3-3. 3-2の機材を導入する
- 3-4. 3-3の機材を利用する
- 3-5. 3-4の機材の利用状況を評価する
- 4-1. コース新設、UP-ITTCの自立発展にかかるCP研修を企画する
- 4-2. 4-1のCP研修を実施する
- 4-3. 4-2のCP研修を評価する
- 5-1. UP-ITTCの組織的・財務的自立発展性を踏まえた持続的組織体制案を作成する
- 5-2. 5-1の案について、利害関係者間で、コンセンサスを形成する
- 5-3. 5-2を踏まえたJICAの協力方針案を作成する
- 5-4. 5-3の案について、利害関係者間で、コンセンサスを形成する

**投入**

日本側投入	日本側投入
	- 人材
	- 短期専門家
	- コース企画専門家 : 1名/年 : 1.5M/M 程度
	- コース実施支援専門家 : 8名/年 : 8M/M 程度
	- 組織運営/業務調整専門家 : 1名/年 : 4M/M 程度
	- 機材供与
	- コース新設に必要な機材 : 約500万円
	- 一部老朽化が進む既存設備更改にかかる機材 : 約2,700万円
	- C/P研修受入
	- 11名/年 程度
相手国側投入	フィリピン国側投入
	- 施設提供
	- 運営経費
	- C/Pの配置
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場のニーズが異常に変化しない</li> <li>・機材の価格が異常に高騰しない</li> <li>・機材の損耗率がプロジェクト開始時より悪化しない</li> <li>・対象受講者の経済状況が異常に悪化しない</li> <li>・UP-ITTCの自立発展という基本方針が変更されない</li> <li>・訓練を受けたUP-ITTCの講師の退職率がプロジェクト開始時より悪化しない</li> <li>・UP-ITTCの競合相手が異常に増加しない</li> </ul>

#### 関連する援助活動

- (1) 我が国の  
援助活動
- 1) 我が国の援助活動(我が國の他スキームの援助活動、我が国が支援を行っている政策的イニシアティブの下での援助活動との連携・関係について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)
 

2004年7月～2009年7月：技術協力プロジェクト「IT人材育成プロジェクト」を実施。長期専門家派遣(延べ8名)、短期専門家派遣(延べ23名)、供与機材(257,798千円)、研修員受け入れ(述べ13名)。
  - 2) 他ドナー等の援助活動(関連する他ドナー等の援助活動の内容及び連携・関係について記述する)
 

AusAIDからボランティアを受け入れ中(2009/12末終了)。



本部主管案件

## 技術協力プロジェクト

2018年02月23日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名 (和)電力協同組合のためのシステムロス軽減プロジェクト  
(英)The Project on System Loss Reduction for Philippine Electric Cooperatives (EC's)

対象国名 フィリピン

分野課題1 資源・エネルギー—省エネルギー  
分野課題2  
分野課題3  
分野分類 エネルギー—エネルギー—電力  
プログラム名 電力・エネルギー改善  
援助重点課題 雇用機会の創出に向けた持続的経済成長  
開発課題 経済成長基盤の整備  
署名日(実施合意) 2010年09月14日  
協力期間 2011年03月02日 ~ 2013年03月30日  
相手国機関名 (和)エネルギー省 国家電化庁  
相手国機関名 (英)Department of Energy (DOE) – National Electrification Administration (NEA)

## プロジェクト概要

背景 フィリピンは他のアジア諸国と比してもエネルギー自給率が低く、現アロヨ政権下のエネルギー政策を構成する一つの柱として「エネルギー自給率向上」が掲げられている。自給できないエネルギー源の多くは、海外からの石油・石炭の輸入に依存しているのが現状であるが、折からの原油価格高騰は、産業界を初めとするフィリピンの経済活動全般に悪影響を与えている。こうした状況の中、現行エネルギー政策では、「エネルギー自給率向上」を達成する方途の一つとして、「エネルギー効率の強化(=省エネルギー)」を掲げ、省エネによる今後8.4%の需要削減効果を見込んでいる。

フィリピンのエネルギー需要は、電力部門での比率が高く、同部門での省エネが促進されることは、全体としてのエネルギー需要の抑制に貢献することが期待される。

本プロジェクトの協力相手先機関である国家電化庁は(NEA)は119か所の電力共同組合(EC)を管理・監督する政府機関である。1970年代の設立以来、NEAはECに対して、技術的なサポートと財政面での支援を提供しているものの、多くのECの配電施設は不十分なメンテナンスと投資不足の状況にある。

2007年のNEA統計によると、全EC平均のシステム・ロス(=配電損失)は13.87%であるが、各ECとも電線や変圧器などの電力機器の抵抗損失などが原因で発生する技術的損失(テクニカル・ロス)と、盗電並びに電気使用量の計量や検針の不備により発生する非技術的損失(ノンテクニカル・ロス)、更には変電所や電力会社設備の内部で消費される電力(アドミニストレイティブ・ロス)が混在している状態が続いている。各需要家に供給される電力量を正確に把握し、各ECの事業運営を透明化させる必要から、電力規制委員会(ERC)は各ECに対し、技術的損失と非技術的損失を分離して報告することを求めているが、適切なロス評価手法が確立されていないため、同損失の把握ができないECが多く、その結果、配電ロスの低減策を講じることができず、事業運営の改善ができないECが少なからず存在しており、配電分野のエネルギー消費の効率化が進まないといった問題が生じている。

上位目標 ECの配電システムのロスを低減し、効率的かつ経済的な電力供給能力が向上する。

プロジェクト目標 ECやNEAによる配電システムロスを低減するためのエンジニアリング技術および計画立案能力が向上する。

1) システムロス低減のための事業運営マニュアルが用意され、適切に実施される。

成果	2) システムロスの量的評価に対するサポートシステムが確立される。 3) 中圧配電線の昇圧(23kV化)を行うための支援が実施され、技術基準が確立される。
活動	<p>1-1 先進的(パフォーマンス評価の高い)なECのシステムロス低減に対する現在のベストプラクティスの調査</p> <p>1-2 日本の経験に基づいた、システムロス低減のためのマニュアルやチェックリストの素案の準備</p> <p>1-2-1 電力施設のO&amp;Mの基準準備</p> <p>1-2-2 将来の投資計画(需要予測、電力フロー分析など)の作成</p> <p>1-2-3 財務と経済面での評価方法の準備</p> <p>1-3 パイロット地域として選定した7つのECの持つ問題解決にマニュアルを適用するためのケーススタディの実施</p> <p>1-3-1 現状調査(問題の調査)</p> <p>1-3-2 パイロット地域として選定した7つのECの状況にあった解決策の導入</p> <p>1-3-3 将來の計画作成(中期計画、投資計画)</p> <p>1-3-4 パイロット地域として選定した7つのECについてのマニュアル素案の有効性の検証</p> <p>1-4 NEAとの共同によるECの非技術的ロス削減のためのベストプラクティスの統合を含む上記の活動に基づくマニュアルの完成</p> <p>1-5 NEAとの共同による他のECにマニュアルの内容を伝える適切な仕組みの提案</p> <p>2-1 パイロット地域として選定した7つのECについての電力フロー分析のためのソフトウェアの使用状況調査</p> <p>2-2 パイロット地域として選定した7つのECについてのシステムロス低減を評価する適切な方法の提案</p> <p>2-3 パイロット地域として選定した7つのECについて2-1と2-2に基づいた適切な手法の開発</p> <p>2-4 上記で確立された方法についての送電や配電を行うEC職員への訓練</p> <p>3-1 23kV送電線の標準デザインとガイドラインの確立</p> <p>3-2 フルスケールのF/Sのための作業準備(配電開発計画地域の確認分析)</p>
投入	<p>日本側投入</p> <p>専門家:6名 携行機材:潮流解析のためのソフトウェア 供与機材:アモルファス変圧器</p> <p>相手国側投入</p> <p>カウンターパートの任命・配置 執務室の提供</p>
実施体制	(1)現地実施体制      国家電化庁 (National Electrification Administration)
関連する援助活動	<p>(1)我が国の援助活動</p> <p>実施中の案件: ・円借款「環境開発事業」(フィリピン開発銀行を通じたツーステップローン) ・開発調査型技術協力プロジェクト「省エネルギー計画調査プロジェクト」</p> <p>(2)他ドナー等の援助活動</p> <p>世界銀行: Electric Cooperative System Loss Reduction Projectを実施 ADB: Rural Electric Cooperatives Development Projectを実施</p>



本部主管案件

## 開発計画調査型技協(受託)

2018年02月22日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名 (和)省エネルギー計画調査  
(英)Development Study on Energy Efficiency and Conservation for the Philippines

対象国名 フィリピン

分野課題1 資源・エネルギー—省エネルギー  
分野課題2  
分野課題3  
分野分類 エネルギー—エネルギー一般  
プログラム名 電力・エネルギー改善  
援助重点課題 雇用機会の創出に向けた持続的経済成長  
開発課題 経済成長基盤の整備

協力期間 2011年01月01日 ~ 2012年03月31日

相手国機関名 (和)エネルギー省 エネルギー利用管理局  
相手国機関名 (英)Department of Energy (DOE) – Energy Utilization Management Bureau

## プロジェクト概要

背景 フィリピン国(以下「フィ」国)はエネルギー自給率が周辺国に比べて低く(58%、2008年)、使用する燃料のかなりの割合(42%、2008年)を海外からの石油と石炭に依存している。そのため、近年の原油価格高騰は、産業界を始めとする「フィ」国の経済活動に悪影響を与えている。「フィ」国エネルギー計画(Philippine Energy Plan (PEP) 2007 Update)では2010年にエネルギー自給率60%達成を目指し、1)国内産化石燃料の開発、2)再生可能エネルギー(バイオマス、太陽光、風力、海洋)の開発、3)代替燃料の利用拡大、4)省エネルギー普及促進の強化を重要課題として掲げている。同計画では、最終エネルギー消費が2007年の24.53MTOE(Million Tons of Oil Equivalent)から2014年の30.69MTOEまで毎年3.3%程度上昇すると予測している一方で、省エネルギーによる需要削減効果を2014年まで毎年4.07%-4.66%程度と予測しており、省エネルギーに取り組む潜在ニーズは高い。

再生可能エネルギーに関しては、2008年にエネルギー省(DOE)主導により、再生可能エネルギー法が成立したことを受け、今後積極的に開発される予定である。一方で、省エネルギーに関しては省エネルギー法が存在せず、またエネルギー省(DOE)、科学技術省(DOST)、フィリピン・エネルギー効率化専門家協会(ENPAP)など、さまざまな機関が個別の省エネルギー活動を進めているにも関わらず、組織間の協調が充分ではない為に、包括的な省エネルギー活動の促進が図られていない。また現時点でエネルギー管理制度はなく、実効性のあるラベリング制度も存在しない。

2010年2月に行われた詳細計画策定調査では、省エネルギー法の不在が、関連機関による一体となった省エネルギー活動の促進を阻んでいる最大の原因であると確認されている。C/PであるDOEでは、省エネルギーを推進する上で、関連機関の機能的整理と、省エネルギー法案の策定が早急な課題となっている。

上位目標 以下の取り組みにより、「フィ」国における省エネルギー推進にかかる方向性が示される。  
1)調査により提案された省エネルギー推進に係る各省エネルギー方策が制度化される  
2)省エネルギー法案が承認・認定される。

プロジェクト目標 調査の提案を受けて、省エネルギー推進に係る枠組み(省エネルギー方策・組織体制)がDOEによって整備されると共に、調査により提案された各省エネルギー方策の省エネルギー法案への反映がDOEにより実施される。

成果 1)省エネルギー推進のための枠組み(省エネルギー方策・組織体制)についての提案  
2)省エネルギー方策の省エネルギー法案への反映にかかる提案

活動	1)エネルギー分野の政策と現状分析 2)省エネルギー分野の政策と現状分析 3)省エネルギー推進に係る課題の整理 4)現状・課題の分析に基づく省エネルギー推進のための以下の省エネルギー方策の提案 ア. エネルギー管理制度 イ. 啓発普及活動・省エネルギー教育 ウ. 高効率機器普及・ラベリング エ. エネルギー診断制度 オ. エネルギーデータベース カ. その他、省エネルギーを促進するための補助金・ファイナンスメカニズム等 5)官民の役割分担・連携の在り方を踏まえた省エネルギー推進のための組織体制の提案 6)省エネルギー法案のレビューと、4)で検討された省エネルギー方策の省エネルギー法案への反映にかかる提案
投入	
日本側投入	1)コンサルタントの派遣: ア. 総括／省エネルギー政策 イ. 省エネルギー法制度 ウ. 省エネルギー組織体制 エ. エネルギー管理制度・診断制度 オ. 普及啓発活動 カ. 高効率機器普及・ラベリング制度 キ. データベース ク. 経済財務分析／補助金／ファイナンスメカニズム ケ. 業務調整／省エネルギー政策補助 各分野1名、合計9名
相手国側投入	1)カウンターパート人員 2)執務室の提供 3)必要データの提供
外部条件	政策的要因:関連機関における、開発政策の変更による提案事業の優先度の低下等がないこと。 行政的要因:調査にかかるステアリングコミッティーの運営を含めた行政機関間の調整の不備等がないこと。 経済的要因:「フィ」国内外の(特に原油価格下落による)経済状況の悪化・産業界の反対等がないこと。

#### 関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動	JICA 「スマートグリッド導入可能性にかかる情報収集・確認調査」(2011年開始予定) 「電力協同組合のためのシステムロス軽減プロジェクト」(2011年開始予定) 「気候変動対策に係る政策アドバイザー」(2010年-2011年) 「気候変動対策事業準備調査」(2009年) 「環境開発事業」(有償資金協力LA:2008年) 「省エネルギー分野プロジェクト形成調査」(2008年) 「エネルギー計画策定支援」(2007年-2008年) 「電力構造改革のためのエネルギー省キャパシティビルディング開発調査フォローアップ調査」(2004年-2005年) 「電力構造改革のためのエネルギー省キャパシティビルディング開発調査」(2002年-2004年) EC(欧洲委員会)/ACE(ASEAN Center for Energy)「ASEANにおけるエネルギー管理士制度ASEAN Energy Manager Accreditation Scheme (AEMAS)の構築」(2010年-2012年)
(2)他ドナー等の 援助活動	ADB(アジア開発銀行)「PEEP (Philippine Energy Efficiency Project)にてCFL (Compact Fluorescent Lamp)の無償配布とESCO(Energy Service Company)への支援」(2008年-2012年) UNIDO(国連工業開発機関)「省エネルギーのパイロットプロジェクトとエネルギー管理士 (ISO50001)の普及啓発活動」(2010年-2015年) UNDP(国連開発計画)/GEF(地球環境ファシリティー)「CFLを中心とした高効率電灯の普及啓発活動を実施」(2004年-2010年) IFC/WB(世銀)「Clean Tech Fundを作成し、民間の銀行を経由して再生可能エネルギー、省エネルギー分野の財政支援を実施」(2010年-)



本部主管案件

## 有償技術支援一附帯プロ

2014年12月18日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)水力発電資源インベントリー調査プロジェクト (英)Resource Inventory on Hydropower Potential in the Philippines
対象国名	フィリピン
分野課題1	資源・エネルギー—再生可能エネルギー
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	エネルギー—エネルギー—新・再生エネルギー
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	—
開発課題	—
署名日(実施合意)	2009年12月21日
協力期間	2010年02月15日～2011年12月30日
相手国機関名	(和)フィリピンエネルギー省、国家電化庁
相手国機関名	(英)Department of Energy, National Electrification Administration

## プロジェクト概要

背景	フィリピン(以下「フィ」国)において、水力は電力エネルギー源として非常に有力な資源のひとつである。しかしながら、データベースの整備不足から、実際の開発は進んでいないのが現状である。 1981年に国家電化庁(NEA)が水力資源開発を担うこととなった際、NEAは水力発電ポテンシャルについてのインベントリー調査を「フ」国内にて実施し、その結果を元にデータベースを作成した。その後、29年間同データベースが活用されているものの、近年、更なる水力発電ポテンシャル地域が特定される中で、同データベースの更新がなされていない。実際、水力資源開発に関心のあるデベロッパーが存在するが、同データベースにない案件に 관심をもつデベロッパーにとっては、独自にフィージビリティー調査を行うことが求められるため、案件の実現にいたるまで、多くのコストや時間がかかることになり、開発を断念する場合が多い。そのため、有力なポテンシャルサイトであっても開発実現までいかない状況にある。 今回の本調査は、水力資源開発の推進政策を担当するエネルギー省(Department of Energy)をカウンターパートに、既存の各種水力ポテンシャル調査をレビューし、追加のサイト調査を行い、投資家が投資しやすいよう、ポテンシャル案件に優先順位をつけるなどしてインベントリーを再整理し、新たなデータベースの構築を目的に行うものである。 また、本調査中に、プロジェクト形成方法や経済財務分析などの手法に係る技術移転も併せて行うことも目的とする。 最終的には、本調査を通じて、JICAが「フィ」国開発銀行に対して供与しているツーステップローン:「環境開発事業」のサブプロジェクト候補案件等の形成が促進され、同事業の迅速化に寄与することを視野に入れており、本案件は円借款附帯プロジェクトとして実施する。
上位目標	自国にある一次エネルギー源の確保によるエネルギー安全保障の確立と同国の環境保全に貢献する。
プロジェクト目標	水力発電資源に関するインベントリーデータベースが構築され、環境開発事業の迅速化に寄与する。
成果	・インベントリー作成に関わる関係機関のパートナーシップが醸成される。 ・インベントリーデータ作成に必要な情報が収集・更新される。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インベントリーデータベース作成に必要な技術・手法が技術移転される。</li> <li>・インベントリーデータベースに登録される案件の一部が環境開発事業のサブプロジェクトの候補等資金協力候補案件として抽出される。</li> </ul>																
活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトスコープ協議・確認</li> <li>・既存水力資源データベース、既存水力発電資源FS結果の収集・分析</li> <li>・新規発電資源ポテンシャルサイトFS調査の実施</li> <li>・新規水力発電資源データベース構築</li> <li>・水力発電資源案件形成(Project Execution, Dam Design, Financial Analysis etc)に関する研修実施</li> <li>・新規水力発電資源データベース運用操作に係る研修実施</li> <li>・環境開発事業のサブプロジェクト候補等資金協力案件抽出支援の実施</li> <li>・調査内容の共有を目的としたセミナーの実施</li> </ul>																
投入	<p>日本側投入 専門家の投入 40MM(3ヵ年)</p> <p>(内訳)</p> <table> <tbody> <tr><td>総括/電力開発政策</td><td>5.0MM</td></tr> <tr><td>水力発電技術</td><td>5.0MM</td></tr> <tr><td>水力土木</td><td>5.0MM</td></tr> <tr><td>経済財務分析/民間投資促進</td><td>5.0MM</td></tr> <tr><td>データベース作成</td><td>5.0MM</td></tr> <tr><td>データベース運用</td><td>5.0MM</td></tr> <tr><td>再生可能エネルギー(小水力)</td><td>5.0MM</td></tr> <tr><td>環境社会配慮</td><td>5.0MM</td></tr> </tbody> </table> <p>相手国側投入 執務スペースの提供、C/Pの任命</p>	総括/電力開発政策	5.0MM	水力発電技術	5.0MM	水力土木	5.0MM	経済財務分析/民間投資促進	5.0MM	データベース作成	5.0MM	データベース運用	5.0MM	再生可能エネルギー(小水力)	5.0MM	環境社会配慮	5.0MM
総括/電力開発政策	5.0MM																
水力発電技術	5.0MM																
水力土木	5.0MM																
経済財務分析/民間投資促進	5.0MM																
データベース作成	5.0MM																
データベース運用	5.0MM																
再生可能エネルギー(小水力)	5.0MM																
環境社会配慮	5.0MM																

#### 関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動	<p>実施済み案件:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境開発事業(有償資金協力)</li> <li>エネルギー計画策定支援(開発調査)</li> <li>地方電化プロジェクト(技術協力プロジェクト)</li> </ul> <p>実施予定案件:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギー計画調査(開発調査型技術協力)</li> <li>電力共同組合のためのシステムロス軽減プロジェクト(技術協力プロジェクト)</li> <li>気候変動対策ローン(有償資金協力)</li> </ul>
(2)他ドナー等の 援助活動	特になし



本部主管案件

個別案件(国別研修(本邦))

2018年02月21日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名 (和)債務リスク管理  
(英)Debt and Risk Management Training

対象国名 フィリピン

分野課題1 経済政策-金融  
分野課題2  
分野課題3  
分野分類 計画・行政-行政-財政・金融  
プログラム名 行財政改革  
援助重点課題 雇用機会の創出に向けた持続的経済成長  
開発課題 ビジネス・投資環境の整備

協力期間 2011年02月01日 ~ 2011年03月31日

相手国機関名 (和)財務省  
相手国機関名 (英)Department of Finance

## プロジェクト概要

背景 フィリピンの財政は、2006年にGDP比▲0.6%、2007年は▲0.7%(IMFによる、以下同様)とほぼ均衡していたが、アジア金融危機以降、急激に悪化し、2002年には▲5.6%となった。その後、財政改革の実施により2006年～2008年は▲1%台と改善したものの、先般の世界経済危機などにより、2009年は▲4.4%、2010年には▲3.6%程度の赤字と見られている。

2006年、フィリピン政府は中期開発計画(2004年～2010年)、フィリピン開発フォーラムでの議論等を踏まえ、世銀、ADB、日本と共に、①マクロ経済および財政の安定、②ガバナンスおよび反汚職、③投資環境およびインフラの改善、④社会開発の推進に向けた政策アクションを、開発政策支援計画(DPSP)として取りまとめ、同イニシアチブに対する支援をドナーに要請した。

その支援の一つとして、日本はADBとの協調融資で、開発政策支援プログラム(Ⅱ)(2009年3月30日調印)、開発政策支援プログラム(Ⅲ)(2010年3月15日調印)の円借款貸付を行っており、そこでは「公共支出管理改善」が改革項目の一つとなっている。

公共支出管理改善の具体策の一つとして、財務省(Department of Finance, DOF)では、国際金融業務部(International Finance Operations Office)の下に、債務リスク管理課(the Debt and Risk Management Division, DRM)を新設し、DOFの債務管理機能を集約することとしている(Department Order No. 31-09, 19 May 2009、なお、予算管理庁(DBM)がDOF合理化計画を承認することを条件に正式の発足であり、現在ではまだtentativeなステータス)。

これにより、DRMおよび関連部署に配属されているスタッフの能力強化を目的として、日本政府に対して本件の技術協力の要請があったものである。

上位目標 フィリピン政府の公的債務が適切に管理される。

プロジェクト目標 DOFのDRMO設置・運営に関して必要な人員が育成される。

成果 ①債務管理と財政政策・予算編成の関係、②公的債務管理のベンチマーク、③国債等の発行市場・流通市場に係る技術等に関して、参加者の知識・技術が向上する。

活動 フィリピン財務省の公的債務管理および関連部署の関係者に対し、以下の項目(一部未定)を含む講義等を実施する。  
1. マクロ・ポリシーとしての公的債務管理  
2. 債務維持可能性分析

3. 公的債務管理の政治経済学:日本のケース
4. 日本の公的債務管理体制
5. 国債の発行市場
6. 国債の流通市場
7. 国債市場のインフラストラクチャー
8. 国債と金融政策
9. 政府保証債、財投機関債、地方債
10. 円債起債市場(サムライ債、ユーロ円債)

#### 投入

- 日本側投入 本邦研修の実施(人数15人、期間2011年2月13日～19日)  
 相手国側投入 研修員候補の選定

#### 実施体制

- (1)現地実施体制 フィリピン側:フィリピン財務省  
 (2)国内支援体制 日本側:浅沼信爾一橋大学教授、財務省財務総合政策研究所、株式会社三菱東京UFJ銀行・三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社。

#### 関連する援助活動

- (1)我が国の  
援助活動
- 【JICA】
    - ・財政分野プロジェクト形成調査(2006年3月)
    - ・第二次財政分野プロジェクト形成調査(2006年12月)
    - ・債務管理分野プログラム化促進調査(2007年2月～3月、5月～6月)
    - ・国別研修「債務リスク管理能力強化」(2008年3月)
    - ・開発調査「国家電力部門資産・負債管理公社ALM改善調査」(2008年10月～2010年3月)
    - ・円借款「開発政策支援プログラム(Ⅱ)」(約93億円、2009年3月調印)
    - ・円借款「開発政策支援プログラム(Ⅲ)」(約92億円、2010年3月調印)
    - ・円借款「緊急財政支援円借款」(約138億円、2010年3月調印)
  - 【JBIC】
    - ・円借款部門:NPC関連プロジェクト借款(24件、契約額合計約2,300億円)
    - ・国際金融部門:電力セクター改革支援のための事業開発等金融(アントアイド・ローン)(限度額390億円、2007年2月調印)
- (2)他ドナー等の  
援助活動
- 【世界銀行】
    - ・第一次開発政策借款(DPL)(250百万ドル、2006年12月承認)
    - ・IPP Administrator(IPPの供給電力の取引管理を担当)に対するTA
  - 【アジア開発銀行】
    - ・電力セクター開発プログラムローン(450百万米ドル、2006年12月承認)
    - ・「政府公社改革」(2007年1月～):フィリピン国鉄、国家開発公社等に対する財務改善指導
  - 【AusAID】
    - ・「経済ガバナンス改革のためのパートナーシップ」(2005年～):国家食糧庁、国家配電公社、国家電力公社等に対する経営改善指導



個別案件(専門家)

2012年01月28日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名 (和)税関機能強化  
(英)Capacity Enhancement of Customs Functions

対象国名 フィリピン

分野課題1 経済政策-財政(歳入)  
分野課題2 民間セクター開発-貿易・投資促進  
分野課題3  
分野分類 計画・行政-行政-財政・金融  
プログラム名 行財政改革  
プロジェクトサイト マニラ首都圏  
署名日(実施合意) 2008年06月01日  
協力期間 2008年08月01日 ~ 2010年07月31日  
相手国機関名 (和)関税局  
相手国機関名 (英)DOF-Bureau of Customs

## プロジェクト概要

背景 フィリピン関税局は3つの機能、1)関税徴収、2)社会保護(知的財産の保護、密輸取締りなど)、3)貿易促進、を担っている。  
徴税については、「フィリピン中期開発計画(2005年～2010年)」において、財政収入目標額(2010年)1兆5505億ペソのうち、BOCによる徴税目標額(2010年)は2,689億ペソ(約17%)と設定されているなど、その任務を確実に遂行する必要がある。関税徴収は国家歳入の約18%を占めるほどの重要な歳入源であるが、一方でスムーズな通関と厳格な取締りの両立が求められており、そのためには適切なリスク分析及び効果的な監視が必要である。  
社会保護については、違法薬物等の密輸入を水際で防止する役割以外に、テロ対策業務も新たに加わり、当該分野への貢献が期待されている。  
貿易促進については、貿易促進について、スーパーグリーンレーン制度を導入し、関連法規を遵守した迅速な通関手続を目指しており、このシステムの更なる活用を目指している。

その他、BOCは、大統領IT特別基金を活用しての電子税関プロジェクト立ち上げや、輸入通関手続きの電算化、事後調査制度(輸入通関後に輸入申告の適法性を確認する手法)の導入など、適正かつ迅速な輸入通關の実現に努めているところである。

BOCは以上のような努力を行っているものの、2007年(曆年)の徴税額は約2,100億ペソであり、同年の目標額2,280億ペソに及んでいない。この状況を踏まえ、BOCは、スタッフの更なる能力向上を通じ、徴税の増加や密輸取締り強化に資するため、本専門家の派遣を要請した。

上位目標 (1)BOCの関税徴収額が増加すると共に、貿易の円滑化が促進される。  
(2)密輸常習者による密輸が防止され、密輸事犯・関税関連事犯の数・規模が減少する。

プロジェクト目標 関税局(BOC)の関税徴収、社会保護及び貿易促進に係る能力が強化される。

成果 1 輸入通關部門スタッフの能力が向上する。  
2 税関行政に係る広報戦略が策定・実行される。  
3 密輸取締りに係る関係機関との連携体制が強化される。  
4 知的財産権の保護に係るBOCの取組み体制及び関係機関との連携体制が強化される。

活動 1-1輸入通關部門に関する能力向上に関して、過去の協力実績を踏まえ、更に協力が必要な分野・トピックを特定し、審査能力向上に係る助言・指導を行う。

- 1-2事後調査制度に関して、技プロ「税関事後調査人材育成プロジェクト」を側面的に支援する。  
 2-1 BOC内部の情報共有体制づくりに係る助言を行う。  
 2-2輸入業者、一般市民等の対象層ごとの広報戦略作りに係る助言を行う。  
 3 密輸品の取り締まりについて、BOCとフィリピン側関係機関との連携体制の強化に係る支援を行う。  
 4 知的財産権の保護に関して、BOCの体制強化・比関係機関との連携体制強化等に係る助言を行う。  
 5 その他、新規に取り締まり対象となる物品への対応等に係る助言等を行う。

## 投入

- |        |   |
|--------|---|
| 日本側投入  | ・長期専門家派遣(1名×2年間)  |
| 相手国側投入 | (1)カウンターパート配置<br>・プロジェクトマネジャーとしてBOC長官(Mr. Napoleon L. Morales)<br>・カウンターパート<br>Atty. Rolando T. Ligon, Jr. OIC, Post Entry Audit Group<br>Mr. Celso P. Templo, Deputy Commissioner<br>Mr. Alexander M. Arevalo, Deputy Commissioner<br>Mr. John M. Simon, Chief, International Affairs<br>(2)執務室の提供 |

## 実施体制

- |           |  |
|-----------|--|
| (1)現地実施体制 | 活動分野に応じて、下記の部署・担当者がカウンターパートとなる。<br>・事後調査: Atty. Rolando T. Ligon, Jr., OIC, Post Entry Audit Group(担当官、事後調査グループ)<br>・WTO/TRIPS協定、税関安全強化: Mr. Celso P. Templo, Deputy Commissioner(副長官)<br>・情報システム: Mr. Alexander M. Arevalo, Deputy Commissioner(副長官)<br>・広報戦略: Mr. Bernardo V. Sales, Deputy Commissioner(副長官)<br>・その他: Mr. John M. Simon, Chief, International Affairs(課長、国際課) |
| (2)国内支援体制 | 関税局(専門家の推薦)  |

## 関連する援助活動

- |               |   |
|---------------|---|
| (1)我が国の援助活動   | 1)我が国の援助活動<br>・日本の関税局により、関税諸分野、特に関税評価、知的所有権執行、原産地規則に関する国際セミナーを実施(各省技協)<br>・技術協力プロジェクト「税関情報システム環境整備・人材育成事業」(2007年7月~)<br>・無償資金協力「税関情報システム(PCIS)」(予備調査)<br>・技術協力プロジェクト「税関事後調査制度導入支援プロジェクト」(2008年度開始予定)<br>・個別専門家「税関機能向上」(1990年~)<br>・EUによる専門家派遣、危機管理分野の技術協力<br>・オーストラリア、アメリカ他の国々による、テロ対策の問題に関連するセミナー・ワークショップ<br>・我が国を含め、不定期にドナー非公式会合を実施<br>・USAIDによる関税分類に係る研修 |
| (2)他ドナー等の援助活動 |   |



## 技術協力プロジェクト

2012年01月28日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名 (和)内国歳入局人材育成開発プロジェクト  
(英)Development of Human Resources in the BIR

対象国名 フィリピン

分野課題1 経済政策-財政(歳入)  
分野課題2 経済政策-金融  
分野課題3  
分野分類 計画・行政-行政-財政・金融  
プログラム名 行財政改革  
プロジェクトサイト マニラ首都圏  
署名日(実施合意) 2008年05月28日  
協力期間 2008年07月01日 ~ 2011年03月31日  
相手国機関名 (和)内国歳入庁  
相手国機関名 (英)Bureau of Internal Revenue

## プロジェクト概要

**背景** In the Philippines, since 80 percent of government revenue come from internal taxes collected by the Bureau of Internal Revenue (BIR), it is imperative to continuously develop capacity of revenue officers in BIR. Recently increases in tax collection have been one of the important issues in the Philippine government as stated in the 10 Point Agenda and State of Nation Address by President Arroyo. BIR and Bureau of Customs (BOC) have continued their efforts to achieve to collect the targeted amount of tax set by the government. Human Resource Development Services of BIR has a mandate to conduct various trainings based on needs of operational groups of BIR. However, since Human Resource Development Services lacks know-how on human resource development, effective trainings of staff have not been conducted. Under these circumstances, the Philippine government submitted a request to implement a technical cooperation project to Japanese government for the purpose of strengthening the capacity of BIR. After the request was approved by Japanese government, JICA conducted a preparatory study of the project in December 2007 to discuss the framework of the project. Based on the agreement between JICA and BIR, the both parties signed and exchanged a Record of Discussions in January 2008.

**上位目標** To strengthen the capacity of the BIR as a tax collecting agency through investing on human resource development

**プロジェクト目標** To develop the capacity of the BIR staff belonging to pertinent services thorough training and development

**成果** Training curriculum, Trainer's guide, Participant's guide and Logistics manual on Public Relations and Audit Techniques are formulated by Human Resource Development Service of BIR.  
List of BIR Revenue Officers who have completed the General Course for Revenue Officers (GCRO).  
List of potential Resource Speakers for future GCRO trainings.

List of BIR middle-managers who have undergone a basic middle-managers' course.  
List of potential Resource Speakers for future basic middle-managers' course.

活動	1 To conduct trainings on human resource development for Human Resource Development Service of the Headquarters, BIR 2 To make a list of trainers (including BIR staff and Filipino resource persons outside BIR) 3 To draft curriculum for the training program 4 To conduct the training programs in cooperation with resource persons in the BIR and Japanese short-term experts 5 To compile a package of training materials for the training programs 6 To formulate a implementation manual for the training programs 7 To conduct trainings in Japan to introduce relevant taxation systems and institutions in Japan 8 To conduct the General Course for Revenue Officers (GCRO) for BIR Revenue Officers 9 To conduct a Middle-Managers' Course for concerned BIR personnel
投入	
日本側投入	1 Expert dispatch (1) "Training Management" :22MM (2) "Taxpayer Services including Public Relations" (National Tax Agency) :2persons * 1week * 3years (3) "Advanced Audit Techniques especially for Large Taxpayers" (National Tax Agency) :2persons * 1week * 3years 2 Trainings in Japan Institituions and practices of tax administration in Japan :in FY2010, 1 or 2 weeks, 15 trainees 3 Necessary expenses to implement the project inclusive of tranportation of lecturers and participants of trainings/seminars in the Philippines 4 Additional budget to specifically to implement the conduct of trainings for GCRO and Middle-Managers' Course inclusive of transportation, accommodation expenses and per diem of resource speakers and participants
相手国側投入	1 Allocation of counterparts Project Director, Project Manager, Technical Working Group (Actual working member and secretariat) 2 Necessary expenses to implement the project Transportation fee (partial) for participants of trainings/seminars in the Philippines 3 Venue for trainings/seminars 4 Project office 5 Logistical Support/Management of the conduct of trainings for GCRO and Middle-Managers' Course
外部条件	Revenue Special Order which designates the counterpart staff and technical working group members is issued.

### 実施体制

(1)現地実施体制	1 Project Director :Deputy Commissioner, Resource Management Group 2 Project Manager :Assistant Commissioner, Human Resource Development Service 3 Assistant Project Manager :Assistant Commissioner, Taxpayer Assistant Service 4 Technical Working Group (Actual working member and secretariat) (1) The member which consists of staff among Taxpayer Assistant Service and others develop the training materials and revise the training curriculum (2) Training Management Division and Training Delivery Division, Human Resource Development Service act as the secretariat
(2)国内支援体制	National Tax Agency (Recommendation of short-term experts)

### 関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動	Individual Expert "Capacity Enhancement on Tax and Tax Administration" (Oct. 2005 to Jul. 2007)
(2)他ドナー等の 援助活動	1 Loan program and/or Grant Aid on the reform of internal revenue are implemented by World Bank, USAID and SIDA. 2 GTZ implemented a project on human resource development in 2002.



本部主管案件

## 技術協力プロジェクト

2017年09月30日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名 (和)税関情報システム利用環境整備・人材育成プロジェクト  
(英)Project on Philippine Customs Intelligence System (PCIS) for Enhancement of its System Environments and Training of Customs Officers

対象国名 フィリピン

分野課題1 経済政策-財政(歳入)  
分野課題2 情報通信技術(ICTの利活用を含む)-情報通信技術  
分野課題3 民間セクター開発-貿易・投資促進  
分野分類 計画・行政-行政-財政・金融  
プログラム名 行財政改革  
援助重点課題 雇用機会の創出に向けた持続的経済成長  
開発課題 ビジネス・投資環境の整備

署名日(実施合意) 2006年10月01日

協力期間 2007年07月21日 ~ 2011年06月30日

相手国機関名 (和)財務省関税局  
相手国機関名 (英)Bureau of Customs, Department of Finance

日本側協力機関名 財務省関税局

## プロジェクト概要

背景 フィリピン政府の財政は、①歳入の落ち込み、②利払費の増大に伴う財政の硬直化、③資本市場からの借り入れに依存する財政の脆弱化、④政府公社の財務状況悪化、等の問題を抱えており、中期フィリピン開発計画(2004-2010)においても、税収の増加による財政収支の改善、公的部門の債務残高の削減は重点課題となっている。かかる状況下、内国歳入庁(BIR)に並ぶ徴税官庁である関税局(BOC)においては、世界的な関税率引き下げ傾向の中、徴税機能の強化を通じた適正な関税收入の確保が喫緊の課題となっている。また、BOCに対しては、国民の安全・健康の促進という観点から覚せい剤等の密輸取り締まりやテロ対策の強化が求められている一方で、貿易円滑化の観点から迅速な通関が求められており、BOCの輸入審査におけるリスクマネジメント能力の向上も大きな課題となっている。

このような状況の中、BOCは輸入手手続きの電算化(ACOS)やASYCUDA Worldプロジェクト(ACOSの機能改善、輸入手手続きのシステム化等による業務系システムの機能拡張)の実施等を行っているものの、審査基準の見直しや審査業務自体に必要な情報系システムの導入は限定的なレベルに留まっており、上記課題の解決の阻害要因となっている。

かかる問題意識の下、フィリピン政府は、フィリピン税関情報システム(PCIS: Philippines Custom Information System)の構築を目的とした無償資金協力と併せ、同システムの活用・運用管理に関するBOCのキャパシティの向上を図ることを目的とした本件技術協力プロジェクトを我が国に要請越した。

2010年3月の終了時評価において、BOC内の各部署間情報共有メカニズムの構築・強化におけるISO27001及びISO9001の実施支援、PCIS活用のために必要な分析技術の特定、BOC職員への研修の実施、PCISに先行するシステム開発(e2mプロジェクト。フィリピン側で実施)の遅延に伴い、PCISの要件定義支援について引き継ぎ協力が必要とされるところ、プロジェクト期間について1年間延長することとした。

上位目標 BOCの税関業務実施能力及び政策立案能力が向上する。

プロジェクト目標 PCISのようなデータウェアハウスが効果的に活用されるための環境がBOC内に整備される。

成果	3-1 現在、BOC内各部局が個別に保有している税関連情報が、関係部署間で適切に共有・活用される。 3-2 BOC内関係部署職員のデータ分析技術が向上する。 3-3 PCISが持つべき機能について、BOC内部の合意が形成される。
活動	3-1-1 BOCにおける情報収集・保管にかかる状況を調査する(どの部署がどのような情報を有しているか等)。 3-1-2 情報のデータマップを作成する。 3-1-3 BOC内の各部署間での効果的情報共有のあり方を検討するためのタスクフォースを立ち上げる。 3-1-4 情報共有に関する規則をドラフトし、関税長官に対して提案を行う。 3-1-5 ISO27001及びISO9001を取得するための支援を行う。 3-1-6 情報共有・管理を更に改善していくための検討を行う。  3-2-1 BOC内の情報分析・活用に関する現状を調査する。 3-2-2 情報分析・活用の質を向上させるための課題を特定する。 3-2-3 BOC関係部署職員に対し、情報分析・活用に関する一連の研修を実施する。
投入	3-3-1 現行のACOS(Automated Customs Operation System)の機能を検証する。 3-3-2 E-Customsプロジェクトにより完成するE2M税関システムの機能を検証する。 3-3-3 E2M税関システムがBOCの期待に応える機能を有しているかどうかを確認する(特にデータ検索の観点から)。 3-3-4 関係者との間で、PCISの要件定義に関する議論を行う。
日本側投入	・長期専門家(直営)「システム開発プロジェクト管理／システム利用環境整備」1名(48MM) ・短期専門家(直営)「税関情報分析」1名(0.5MM／年×1年) ・短期専門家(契約)「システム要件定義」7MM) ・本邦研修(10名程度)1回／年×3年 ・第3国での技術交換(タイ、マレーシア)1回／年×2年(対象:5名程度、期間:1～2週間) ・ローカルコンサルタント(BOC内情報マネジメントの現状調査及び改善策の提案):4ヶ月程度 ・ローカルコンサルタント(ISO27001及びISO9001取得支援):10ヶ月程度 ・ローカルコンサルタント(エンタープライズ・アナリシス支援):2週間程度 ・業務調整員(契約)1名(21.5MM)
相手国側投入	・カウンターパートの配置 ・専門家執務スペースの提供 ・講義室の提供 ・光熱費等各種ローカルコストの負担
外部条件	フィリピン側が進めているE2Mプロジェクト(税関業務のIT化推進プロジェクト)の実施スケジュールに大幅な変更がない。
実施体制	
(1)現地実施体制	・プロジェクト・ディレクター: フィリピン税關局長 ・プロジェクト・マネージャー: フィリピン税關局副局長(経営情報システム・技術担当) ・担当部署: (IT関連) 経営情報システム・技術グループ 計画・システムサービス課 (システム環境整備関連) 同グループ 計画・経営情報課 (研修関連) 同グループ 技術管理課 (事務関連) アドミニストレーション・オフィス
(2)国内支援体制	財務省税關局
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	・無償資金協力「税関情報インフラ整備計画」(05.2～3予備調査実施済み) ・個別専門家「税関機能向上」(05.6～07.6) ・個別専門家「税関機能能力強化」(07.7～予定) ・無償資金協力「税関テロ対策及び安全性強化」(07年度予備調査実施予定) ・技術協力プロジェクト「税關事後調査能力強化プロジェクト」(2008.6～2011.3) ・EUによるBOCへの専門家派遣 ・豪、米等によるテロ対策に関するセミナー・ワークショップの開催
(2)他ドナー等の援助活動	



本部主管案件

## 有償技術支援一附帯プロ

2018年02月21日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名 (和)包括的国家競争政策のための能力向上プロジェクト  
(英)Project on Capability Building for a Comprehensive National Competition Policy

対象国名 フィリピン

分野課題1 経済政策-その他経済政策

分野課題2 民間セクター開発-貿易・投資促進

分野課題3

分野分類 計画・行政-行政-行政一般

プログラム名 プログラム構成外

援助重点課題  
開発課題

プロジェクトサイト マニラ首都圏

署名日(実施合意) 2009年12月09日

協力期間 2010年03月01日 ~ 2013年04月30日

相手国機関名 (和)司法省(DOJ) 競争庁／貿易産業省(DTI) 貿易規制・消費者保護局

相手国機関名 (英)DOJ, Office for Competition / DTI, Bureau of Trade Regulation and Consumer Protection

## プロジェクト概要

背景

フィリピンには公正な市場競争を確保するための独占やカルテル・談合等に関する包括的な法規が存在せず、多種多様な法律の中に関連法規が分散している。そのため、分野・セクターごとに異なる法が存在し、内容に重複や矛盾が見られる他、各管轄機関の間で法の執行に関して調整・統一がなされないといった問題が発生している。また、これら法規が刑事罰を伴うことから法的責任を証明する証拠が重視されるが、関係機関に十分な審査能力がないために多くのケースが証拠不十分として訴追に至らず、執行体制が不十分なまま留まっている。このような問題を解決するため、上院及び下院において、競争当局の新設を含む包括的な競争法規が審議されているものの、これら法案が議会を通過する見通しは依然不透明である。

他方、海外直接投資の呼込み及び経済成長に向けた市場環境の整備が必要なことから、競争法・競争政策に関する関係機関職員の能力向上が緊急な課題となっている。このような背景の下、JICAは詳細計画策定調査を2009年12月6日～12月18日に実施し、同年12月9日にミニツツに署名した。当初は、貿易産業省(DTI)をカウンターパート機関(以下、C/P機関)として、現地セミナーの実施を中心とした活動が2010年3月より3年間の予定でおこなわれ、これまで、職員の競争法・競争政策に関する知見及び実務能力の向上に一定の成果を上げてきた。しかし、2011年6月に出された大統領令により、司法省(DOJ)が競争当局として指定され、DOJ傘下に競争庁(Office for Competition: OFC)が組織されることとなったため、同年8月26日に現地においてDTI及びDOJと協議をおこない、プロジェクトの実施体制をJICA・DOJ・DTIの三頭体制とするよう改めた。

プロジェクト目標 競争政策の実施にかかる関係当局の能力が向上する。

成果

1. セミナー参加者の水平的協定にかかる知識が向上する。
  2. セミナー参加者の垂直的協定にかかる知識が向上する。
  3. セミナー参加者の市場支配的地位濫用にかかる知識が向上する。
  4. セミナー参加者のM&Aにかかる知識が向上する。
1. 水平的協定にかかる関連職員に対するセミナーを開催する。

## 活動

2. 垂直的協定にかかる関連職員に対するセミナーを開催する。
3. 市場支配的地位濫用にかかる関連職員に対するセミナーを開催する。
4. M&Aにかかる関連職員に対するセミナーを開催する。

## 投入

- |        |   |
|--------|---|
| 日本側投入  | 1)短期専門家(水平的協定、垂直的協定、市場支配的地位の濫用、M&A)(セミナーやワークショップを年2、3回)0.2MM×3-4名×2回/年×3年<br>2)フィリピンでの現地研修(必要に応じてフィリピン人講師を含む)<br>3)本邦研修 |
| 相手国側投入 | 1)カウンターパート職員の配置<br>2)カウンターパート職員の国内移動費<br>3)専門家の執務室および光熱費等の執務環境  |

## 実施体制

- |           |  |
|-----------|--|
| (1)現地実施体制 | ・当初、DTIの貿易規制・消費者保護局をC/P機関として実施(同局は、大統領令133及び242に基づき各省・機関の競争政策実施にかかる能力向上を図るマンデートを有していた)。しかし、2011年6月の大統領令451によってDOJが競争当局として指定され、傘下にOFCが組織されることとなったため、DTI及びDOJと協議をおこない、実施体制をJICA・DOJ・DTIの三頭体制とするよう改めた。<br>・Project Directors(DOJ競争庁次官補、DTI貿易規制・消費者保護局長)とProject Managers(DOJ競争庁検察官、DTI貿易規制・消費者保護局長補佐)を配置済み。公正取引委員会の協力を得ている。 |
| (2)国内支援体制 |  |

## 関連する援助活動

- |                   |   |
|-------------------|---|
| (1)我が国の<br>援助活動   | 現地国内研修「包括的国家競争政策のための能力向上」を日本の公正取引委員会の協力のもと2007年11月および2008年1月に実施。一般職員向けに包括的な競争法・政策について、中上級職員向けに競争政策の重要テーマについてセミナーを行った。 |
| (2)他ドナー等の<br>援助活動 | 過去、AusAIDが競争政策に関するセミナーを開催した他、2010年1月にはADBが公正取引委員会の協力を得てセミナーを開催した。   |



本部主管案件

## 技術協力プロジェクト

2017年09月30日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名 (和)税関事後調査制度導入支援プロジェクト  
(英)Assistance Project on Introduction of Customs Post Entry Audit

対象国名 フィリピン

分野課題1 経済政策-その他経済政策  
分野課題2 民間セクター開発-貿易・投資促進  
分野課題3  
分野分類 商業・観光-商業・貿易-貿易  
プログラム名 プログラム構成外  
援助重点課題  
開発課題 -  
-

署名日(実施合意) 2007年12月05日

協力期間 2008年06月08日 ~ 2011年03月31日

## プロジェクト概要

## 背景

フィリピンの財政は、①歳入の落ち込み、②利払費の増大に伴う財政の硬直化、③資本市場からの借り入れに依存する財政の脆弱化、④政府公社の財務状況悪化、等の問題を抱えており、中期フィリピン開発計画(2004-2010)においても、税収の増加による財政収支の改善が重点課題の一つとなっている。近年においてはプライマリーバランス(基礎的財政収支)の均衡化をほぼ達成する等、状況は改善してきているものの、この傾向を中心・長期的に維持していくために税収増加が最優先課題の一つとして位置づけられている状況に変わりはない。特に、米国発の世界金融・経済危機がフィリピンの実体経済に与える影響が昨年後半から顕在化しており、歳入が落ち込む一方で財政出動による景気刺激策が求められているところ、適正な税収を確保することの重要性が一層増している状況にある。

フィリピンにおいては国家歳入全体に占める関税の比率が高く、毎年フィリピン関税局(BOC: Bureau of Customs)に課せられている徴税額目標は国家歳入の18%前後を占めており、BOCの徴税能力の向上は同国の重要課題の一つとして位置づけられている。また、BOCに対しては、貿易円滑化の観点から迅速な通関が求められている一方で、社会保護の観点から覚せい剤等の密輸取り締まりやテロ対策の強化も求められており、相反する政策目標を同時に追求する必要に迫られている。

このような課題に対応するための方策の一環として、BOCでは2002年から事後調査制度(輸入貨物の通関後、税関が輸入者等の事業所に赴き関係書類を確認し、申告の適正性を確認する制度)を導入した。しかしながら、事後調査制度が実効的に機能するためには、実施体制の整備、調査要員の能力開発、標準化された実務要領の策定、申請者(輸入者)の理解促進等が必要である。フィリピンでは、基本法令の整備は行われているものの、こうした実務面での体制整備が進んでいないため、事後調査制度の導入により期待されている効果(徴税額の増加、通関手続の迅速化等)が十分に現れていないと認識されている。

このような状況を改善し、フィリピン税関における事後調査制度の定着・発展を促進するため、フィリピン政府は我が国に対して「税関事後調査人材育成プロジェクト」の実施を要請した。

上位目標 フィリピンにおける通関手続きが円滑化されるとともに、事後調査により適切な徴税が実施される。

プロジェクト目標 フィリピンの主要税関において、事後調査制度が円滑に運用される。

成果 3-1 BOCの事後調査部門(PEAG: Post Entry Audit Group)の組織体制が見直され、強化される。

3-2 過去の事後調査の経験がPEAG事後調査官の間で共有され、今後の事後調査にフィードバックされるためのメカニズムが構築される。  
3-3 事後調査官の能力が強化される。  
3-4 輸入業者の法令順守度合いが向上する。

活動	4-1-1 PEAGの現行の組織体制をレビューする。 4-1-2 PEAGの新しい組織体制の草案を作成する。  4-2-1 PEAG事後調査官による過去の調査経験を取りまとめ、分析する。 4-2-2 4-2-1から得られる教訓を抽出し、文書化する。 4-2-3 今後の調査に反映させるため、PEAG事後調査官の間で上記教訓を共有する。 4-2-4 PEAG事後調査官が教訓の共有化を目的とした定期的な会合を開催するよう指示する通達(Office Memorandum)の草案を作成する。  4-3-1 事後調査手法に関する研修ニーズを特定する。 4-3-2 PEAG事後調査官に対し、事後調査手法に関する研修を実施する。  4-4-1 輸入者向けの既存のアウトリーチ素材を改定し、発行する。 4-4-2 様々な手段を通じ、ステークホルダーに対して事後調査関連の情報を発信する。 4-4-3 輸入者の意識向上を図ることを目的としたワークショップを開催する。
投入	日本側投入 短期専門家11名 2008年度3名(1名×1週間×1回、2名×1週間×1回) 2009年度4名(2名×1週間×2回) 2010年度4名(2名×1週間×2回)  短期専門家現地業務費(セミナー開催費等)  相手国側投入 本邦研修(8名×2週間×1回／年度) カウンターパートの配置 短期専門家が使用する設備・施設の提供
実施体制	(1)現地実施体制 カウンターパートはPEAGの長。 (2)国内支援体制 財務省関税局

関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	・技術協力個別案件(専門家)「税関機能向上」(05.6～07.6) ・技術協力個別案件(専門家)「税関機能能力強化」(07.7～08.7) ・技術協力プロジェクト「フィリピン税関情報システム(PCIS)利用環境整備・人材育成プロジェクト」(07.7～10.7)
(2)他ドナー等の 援助活動	・EUによるBOCへの専門家派遣 ・豪、米等によるテロ対策に関連したセミナー・ワークショップの開催



在外事務所主管案件

## 技術協力プロジェクト

2012年01月28日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名 (和)ダバオ産業クラスター開発プロジェクト  
(英)Davao Industry Cluster Capacity Enhancement Project

対象国名 フィリピン

分野課題1 民間セクター開発-産業技術

分野課題2 平和構築-経済復興

分野課題3

分野分類 商業・観光-商業・貿易-商業経営

プログラム名 フィリピン その他プログラム

プロジェクトサイト ダバオ地域

署名日(実施合意) 2007年04月13日

協力期間 2007年11月05日 ~ 2010年06月30日

相手国機関名 (和)フィリピン貿易産業省第11地域事務所

相手国機関名 (英)Department of Trade and Industry, Region XI Office

## プロジェクト概要

背景

フィリピンでは、中期開発計画において経済成長促進のため政府の取りうる方策として、中小企業振興が重要な柱のひとつとなると認識されており、中小企業向け諸施策を調整・統括する立場にある貿易産業省(DTI)は、2004年7月にSME Development Plan 2004-2010を策定し、中期的なマスター・プランのもと中小企業振興に資する各種の施策を実施、調整している。

JICAはこれまで、開発調査「フィリピン中小企業開発計画策定支援プログラム」により右SME Development Planの策定を支援したほか、同計画で実施が計画されている中小企業振興施策のうち重点11分野における協力を検討・実施してきている。

ダバオ地域は、農水産資源に富み、また民間セクターが活発な活動を行っていることで知られており、DTIによれば、今後最も発展の可能性のある地域のうちのひとつと考えられている。貿易産業省第11地域事務所(DTI-Region 11)は、ダバオ地域を中心に展開する地場産業(マンゴー、バナナ、ココナツ、海草、木材など)における企業・生産者間連携及び企業と支援機関・団体との間の連携を強化することにより、地場中小企業の競争力と生産性の強化を図るとともに、当該地域内の各施策と整合性のある包括的な中小企業振興施策の実現を目指すことの必要性を指摘している。かかる問題意識に立ち、DTI-Region 11は、ダバオ地域における産業クラスター開発支援を目的とする技術協力プロジェクトの実施を要請し、2007年11月に専門家チームの到着とともにプロジェクト活動が開始された。

上位目標 各ステークホルダーによってクラスター開発計画で定めた目標の達成に向けて必要な方策が進められる。

プロジェクト目標 各分野のクラスター開発計画を実施するための官官および官民間の協力体制が構築される。

成果

[成果1]  
ダバオ地域のクラスターチームの組織的・技術的能力が強化される

[成果2]  
ダバオ地域内の各地域でSME振興を担当するフロント・ライン・ワーカーの能力が強化される

活動

1-1) 既存のクラスターチームの実施体制等を確認し、問題点を把握する。

1-2) 既存の産業クラスター開発計画をレビューする

1-3) 研修ニーズを調査し、カリキュラムおよび教材を準備する

- 1-4) クラスター・チームに対する研修を実施する
- 1-5) 研修受講生を動員し、産業クラスター開発計画を改訂する
- 1-6) クラスター・チーム運営マニュアルを作成する
- 1-7) 産業クラスター開発計画にて設定された目標を達成するために各クラスター・チームが取るべき行動を定めたアクション・プランを策定する
- 1-8) 7)にて策定したアクション・プランのうち、いくつかを試行的に実施する
- 1-9) アクション・プランの実施状況をモニタリングし、クラスター・チーム運営マニュアルおよび産業クラスター開発計画を改訂する

- 2-1) フロントライン・ワーカーの活動状況および能力を精査する
- 2-2) 研修ニーズを調査し、カリキュラムおよび教材を準備する
- 2-3) ローカル・レベルで中小企業振興を担当するフロントライン・ワーカーに対する研修を実施する
- 2-4) 研修を受講したフロントライン・ワーカーの実践状況をモニタリングする

## 投入

- |        |  |
|--------|--|
| 日本側投入  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家派遣（「チーフアドバイザー/産業振興政策」「業務調整/研修計画」「商品改善」「包装改善」）</li> <li>・研修（現地、本邦）</li> <li>・アクション・プラン実施にかかる経費負担</li> <li>・クラスター活動に必要な機材</li> <li>・カウンターパート人員の配置</li> </ul>  |
| 相手国側投入 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト活動に必要な日本人専門家執務室、施設の提供</li> <li>・光熱費や国内通信など基本的プロジェクト運営費用</li> <li>・アクション・プラン実施にかかる経費負担（30%）</li> </ul>  |
| 外部条件   | <p>[前提条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貿易産業省が十分な人員配置と予算措置を講じる</li> <li>・研修受講生が座学・実践ともにプロジェクト活動に積極的に参加する</li> </ul> <p>[成果達成のための外部条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修を受講したクラスター・チーム・メンバーおよびフロントライン・ワーカーが退職ないし非関連部署へ配置換えされない</li> <li>・ダバオ地域の中小企業振興に関する政策が大きく変更されない</li> </ul> <p>[プロジェクト目標達成のための外部条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業クラスター開発計画が関連政府機関および民間団体に認識される</li> <li>・クラスター開発計画実施に向けたDTIの役割が変更されない</li> </ul> <p>[上位目標達成のための外部条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダバオ地域の中小企業振興に関する政策が大きく変更されない</li> </ul> |

## 実施体制

- (1)現地実施体制 合同運営委員会を設置し、プロジェクト実施に関する重要事項を決定する。
- (2)国内支援体制 国内支援委員会等は特に設置しない

## 関連する援助活動

- |                   |   |
|-------------------|---|
| (1)我が国の<br>援助活動   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィリピン国において産業クラスター・チームを対象とした類似案件はこれまでに実施されていない。</li> <li>・フィリピン貿易産業省に対しては、「貿易産業省中小企業カウンセラー人材育成プロジェクト」（2007年～2010年）では、中小企業を支援する貿易産業省中小企業カウンセラーの人材育成を支援中。</li> </ul> |
| (2)他ドナー等の<br>援助活動 | <ul style="list-style-type: none"> <li>カナダ開発援助庁(CIDA)がダバオ商工会議所に対する支援（民間の中小企業向けビジネスコンサルタントの育成）を実施中。</li> </ul>   |



在外事務所主管案件

## 開発計画調査型技術協力

2011年03月03日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名 (和)電子産業サプライチェーンプロジェクト  
(英)Study on the Supply Chain of the Philippine Electronics Industry

対象国名 フィリピン

分野課題1 民間セクター開発-貿易・投資促進  
分野課題2 民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成

分野課題3 分野分類 商業・観光-商業・貿易-貿易  
プログラム名 投資促進

プロジェクトサイト マニラ首都圏  
署名日(実施合意) 2009年11月01日

協力期間 2010年03月21日 ~ 2011年01月11日

相手国機関名 (和)貿易産業省－投資委員会  
相手国機関名 (英)Department of Trade and Industry (DTI) – Board of Investments (BOI)

## プロジェクト概要

背景 フィリピンにおいて、電子産業は輸出の三分の二を占める主要産業である。フィリピン国家中期開発計画では、物・サービスの輸出振興が謳われており、特に重点分野では毎年10パーセントの輸出額の増加が目指されている。電子産業は右重点分野のひとつとして位置づけられている。貿易産業省(DTI)においても、電子産業サービス部門(EMS)が優先投資分野として位置づけられている。  
電子産業部門の投資(海外直接投資含む。)が増加するためには、フィリピン国内に適切なサプライ・チェーンが存在する必要がある。フィリピンにおいては、電子産業部品を供給する企業は存在するが、それらの企業の層が薄く、サプライ・チェーンにギャップが見られる。そのため、電子セクターの産業を再編成し、サプライ・チェーンのギャップを埋め、原材料・部品の国内供給先を増やす必要がある。

上位目標 フィリピンの電子産業部門において、広範な部品・コンポーネント及びサービスを提供できるサプライヤーが増加する。

プロジェクト目標 フィリピンの電子産業部門の競争力強化に係る提言が行われる。

成果 1 電子製品の主要なコンポーネント・部品の製造に現在携わっている企業(外資、地場)のリストが作成され、それら企業のグローバル市場における競争力が明らかにされる。  
2 フィリピン国内及びグローバル市場のサプライチェーンを踏まえ、フィリピンにおいて、投資・人材育成を優先的に行うべきミッシングリンクを特定し、提言がまとめられる。  
3 フィリピンに誘致すべき海外のサプライヤーのリストが作成される。

活動 1 電子製品の主要なコンポーネント・部品リストを作成する。  
2 1のコンポーネント・部品の製造に現在携わっているフィリピン企業のリストを作成する。  
3 リストアップされた企業の競争力について調査を実施する。  
4 フィリピンのサプライチェーンのミッシングリンクを特定し、それを解決するための提言案を作成する。  
5 フィリピンにおけるサプライチェーンのミッシングリンクを踏まえ、海外からの投資誘致に係る戦略案・提言案を作成する。  
6 上記の提言案をフィリピン側に提案し、議論する。

## 投入

日本側投入 コンサルタントチームの派遣(調査期間は10ヶ月、合計M/Mは15M/M)

相手国側投入 カウンターパートの配置  
執務室の提供他

## 実施体制

- (1)現地実施体制 投資委員会(BOI)がカウンターパートとなる。  
BOIを中心に、貿易産業省(DTI)、フィリピン半導体・電子産業協会(SEIPI)等から成るステアリングコミッティを組織する。
- (2)国内支援体制 特になし

## 関連する援助活動

- (1)我が国の 援助活動 1)我が国の援助活動(我が國の他スキームの援助活動、我が国が支援を行っている政策的イニシアティブの下での援助活動との連携・関係について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)  
個別専門家「投資促進・輸出工業化」(2006年1月～2008年1月)  
個別専門家「投資促進アドバイザー」(2008年4月～)
- 2)他ドナー等の援助活動(関連する他ドナー等の援助活動の内容及び連携・関係について記述する)



在外事務所主管案件

## 技術協力プロジェクト

2011年11月29日現在

在外事務所

: フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名 (和)地方自治体の観光統計に係る能力強化プロジェクト  
(英)Capacity Development on Tourism Statistics in Local Government Units (LGUs)

対象国名 フィリピン

分野課題1 民間セクター開発-観光

分野課題2 ガバナンス-地方行政

分野課題3 ガバナンス-統計

分野分類 商業・観光-観光-観光一般

プログラム名 観光プログラム

プロジェクトサイト マニラ首都圏マニラ市他

署名日(実施合意) 2008年12月22日

協力期間 2009年03月01日 ~ 2012年03月31日

相手国機関名 (和)観光省

相手国機関名 (英)Department of Tourism (DOT)

## プロジェクト概要

背景

フィリピン国(以下、「フィ」国)の観光産業は中期開発計画(2004~2010年)において重要産業と位置づけられており、観光省(Department of Tourism: DOT)は「観光開発アクションプラン」を2004年に策定し、一層の観光開発を進めている。より現実的かつ実効性の高い計画を策定、実施するためには、精度の高い情報を蓄積、分析することが必要である。しかし、現状では、例えば、認定を受けていない宿泊施設や飲食店等の情報を適時把握することが困難な状況である。

また、地方自治体では、観光担当部署が未設置であったり、脆弱な体制であったりすることに現れているように、概して観光産業に対する知識・経験が不足している。

そこでDOTは短期専門家の派遣を日本政府に要請し、2006年から2007年まで「観光開発」が派遣された。同専門家の協力を得て、地方自治体職員向けの観光統計マニュアル(地方自治体(Municipality)レベルでの統計データ(特に宿泊統計)の収集・報告)が作成された。この成果を踏まえて、DOTは今後、地方自治体向け観光統計研修の質的・量的拡大、観光省と地方自治体との観光統計に係る連携強化(データベースの開発など)、観光開発計画策定に係る能力向上への取り組みを行おうとしている。このような状況を踏まえて、DOTは、観光政策立案及び実施能力の更なる強化を目的とした技術協力プロジェクトの要請を日本政府に提出した。この要請に基き、JICAは、プロジェクト実施の妥当性を5項目評価の観点(妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性)から評価するとともに、要請内容の確認、プロジェクト実施の前提条件(実施・責任体制、両国の負担事項、等)の確認、及び、協力内容(PDM案、PO案)について「フィ」国側と協議し、2008年8月にR/D案を含むM/Mを取りまとめた。

上位目標

観光統計に係る制度・メカニズムの整備を通じて、DOT及び自治体による、より適切な観光開発計画が策定・実施される。

プロジェクト目標

DOT及び地方自治体が、観光データ・統計収集・分析能力の強化を通じて、観光開発計画の作成に係る能力を開発する。

成果

1) 観光統計作成及び観光開発計画策定に関して、自治体職員の能力が向上する。  
2) DOT及び自治体の組織的・制度的な能力が開発される。

活動

(1-1) 対象自治体(州政府を含む。)及び主要観光施設向けに、本プロジェクトの概要に係るオリエンテーションを実施する。

- (1-2) 観光統計及び観光計画に係る研修モジュールを作成する。
- (1-3) 観光統計に係る研修を実施する。
- (1-4) 観光計画・マーケティング及び投資戦略に関する研修を実施する。
- (1-5) 対象自治体による試行的観光客調査をモニタリングする。
- (1-6) 観光開発計画(マーケティング及び投資戦略を含む。)に係るワークショップを実施する。

- (2-1) DOTと対象自治体の間の覚書(観光担当官の任命、予算措置等が主な内容)締結を推進する。
- (2-2) 既存の観光統計マニュアルをレビューし、改訂する。
- (2-3) 観光統計データを収集・分析するための標準フォーマットを作成する。
- (2-4) 自治体の観光担当者向けの「観光統計作成ガイドブック」を作成する。
- (2-5) 「全国観光会議」を開催し、プロジェクトの成果(品)を他の自治体に普及する。

## 投入

### 日本側投入

- 1) 専門家派遣  
担当分野: 観光統計、観光開発計画、研修管理
- 2) 第三国技術交換
- 3) 機材供与  
ラップトップコンピュータ、ソフトウェア等
- 4) その他  
プロジェクト活動費

### 相手国側投入

- 1) カウンターパート人件費
- 2) 施設手配(プロジェクト事務所、研修会場)
- 3) その他(ローカルコスト負担)

### 外部条件

- ・対象自治体が、観光統計データの管理システムの導入や観光計画の作成に関して積極的に取り組む。
- ・DOTが別途導入するデータベースシステムが、自治体が提出するデータを取り込むことができる。
- ・対象自治体の首長(プロジェクト期間中の選挙によって選任された新首長を含む。)が覚書の内容を遵守する。

## 実施体制

### (1)現地実施体制

- ・DOTが実施機関(担当課は観光調査統計課)
- ・DOTは、DOT地方事務所及び州政府と協力して、対象自治体との間で覚書を交わす。
- ・DOTは、地方自治アカデミー(内務省の傘下)との間で覚書を交わし、同アカデミー教官をプロジェクトヘオブザーバーとして招聘するとともに、本プロジェクトで開発された研修モジュール・教材等をプロジェクト終了後、同アカデミーに引き渡し、全国展開を図る。

### (2)国内支援体制

- 特になし

## 関連する援助活動

### (1)我が国の 援助活動

- 1) 我が国の援助活動(有償資金協力等との連携について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)
  - ・JICA短期専門家「観光開発」(2006年3月～2007年3月)
  - ・旧JBIC円借款「北部パラワン持続可能型環境保全事業」



本部主管案件

個別案件(専門家)

2011年05月13日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

## 案件概要表

案件名 (和)灌漑開発計画  
(英)Irrigation Development Planning and Implementation

対象国名 フィリピン

分野課題1 (旧)農業開発・農村開発-(旧)農業政策・制度

分野課題2 貧困削減-貧困削減

分野課題3

分野分類 農林水産-農業-農業土木

プログラム名 農業・農村開発

プロジェクトサイト マニラ首都圏(ケソン市)

署名日(実施合意) 2008年07月01日

協力期間 2008年07月07日 ~ 2010年07月06日

相手国機関名 (和)農業省国家灌漑庁

相手国機関名 (英)DA-National Irrigation Administration

## プロジェクト概要

背景 NIAは、灌漑事業の実施、灌漑施設の建設等を通じて、農村部における生計向上を図っており、政府全体の貧困削減に向けた取り組みにおいても重要な役割を果たしている。  
しかしながら、灌漑事業の実施など、NIAに与えられた目標の達成において、以下の問題に直面している。  
(1)受益者に対して短期的な効果をもたらす投資プログラムの選定、優先順位付け  
(2)新規の灌漑施設の継続的な維持管理を行うための費用などを管理を行うための資産管理方法の欠如  
(3)組織体制の縮小、再編成に関する政府の合理化計画

上位目標 灌漑事業において、日本政府とフィリピン政府の協力関係が持続される。

プロジェクト目標 灌漑事業に関する事業形成から実施管理にかかる政策的・技術的な助言を通じ、NIAの組織体制の強化・改善が図られる。

成果 (1)灌漑事業に関する投資計画の策定、選定、優先順位付けが行われる。  
(2)灌漑管理移転(Irrigation Management Transfer)が適切に行われる。  
(3)様々な事業における適切な資産管理の方法が確立される。  
(4)NIA合理化計画に基づいた灌漑開発の円滑な実施が行われる。  
(5)灌漑開発戦略に関連した各種法律に関する調査が実施される。

活動 (1)NIAの様々な部門が実施する各種活動の経済的な優先順位付けおよびスケジュールの検討  
(2)JICAの開発調査において優先度が高いとされたNIAのプログラム支援  
(3)各種事業の適切な資産管理に関する支援  
(4)NIA合理化計画の進捗状況の管理・モニタリング  
(5)セミナー、ワークショップの開催(NIAの実施する事業と関連する各種法律(社会保護や環境関連)との連携協調)

## 投入

日本側投入 長期専門家1名  
カウンターパート研修

セミナー開催経費  
携行機材  
相手国側投入 カウンターパート1名 (Assistant Administrator, Project Development and Implementation)  
プロジェクトオフィス  
外部条件 特になし。

#### 実施体制

(1)現地実施体制 NIA本庁内のProject Development and Implementationに配属

#### 関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動

1)我が国の援助活動  
JICA (技プロ)水利組合育成強化プロジェクト(2006.9～2007.9)  
(技プロ)水利組合強化支援プロジェクト(2007.10～2010.12)  
JBIC (円借款)農地改革インフラ支援事業(フェーズ2、3)

(過去の関連事業)  
JICA (開発調査)フィリピン国国家灌漑庁運営強化計画調査(2000年8月～2001年10月)  
(開発調査)フィリピン国国営灌漑システム維持管理・改善計画策定手法調査(2005年9月～2006年10月)

2)他ドナー等の援助活動  
世界銀行 Participatory Irrigation Development Project



草の根技協(パートナー型)

2014年12月18日現在

本部／国内機関 : 東京国際センター

## 案件概要表

案件名 (和)ベンゲット安全野菜栽培技術普及プロジェクト  
(英)Safe Vegetables Promotion Project in Benguet

対象国名 フィリピン

分野課題1 (旧)農業開発・農村開発-(旧)農業開発

分野課題2

分野課題3

分野分類 農林水産-農業-農業一般

プログラム名 プログラム構成外

援助重点課題  
開発課題

プロジェクトサイト ベンゲット州

署名日(実施合意) 2009年10月30日

協力期間 2010年01月01日 ~ 2012年03月31日

## プロジェクト概要

背景 ベンゲット州は山岳部条件不利地域が多く、高原野菜栽培が行われているが、連作障害による生産性の低下や残留農薬の問題がある。この土壤を活性化して生産性を高めるため、先行プロジェクト(環境保全型野菜生産による所得向上パイロット事業)では、ラ・トリニダッド町で土作り・安全野菜栽培(SAVERS)技術を開発実証した。これによって開発実証された技術をベンゲット州全域に普及させるために、現地の指導者の育成及び普及体制作りを行い、ベンゲット州における野菜生産の発展を促進する必要がある。

上位目標 1.土づくり・安全野菜栽培(SAVERS)技術がベンゲット州に普及される。  
2.安全で健康に良い野菜が市民に供給される。

プロジェクト目標 ベンゲット州及び町の農業指導者と野菜栽培農家がSAVERS技術を指導または実践する能力を身につける。

成果 1.ベンゲット州においてSAVERS推進体制が整備される。  
2.ベンゲット州内各町でSAVERS指導体制が整備される。  
3.先行プロジェクト実施地域がベンゲット州におけるSAVERS普及モデル地域になる。

活動 1-1.ベンゲット州にSAVERS推進委員会を設置する。  
1-2.ベンゲット州SAVERS推進委員会を定期的に開催する。  
1-3.州及び各町関係者を対象に技術普及セミナーを開催する。  
2-1.重点指導地域(町)  
2-1-1.町役場にSAVERS指導チームを設置する。  
2-1-2.町内に堆肥施設及び炭・木酢施設を設置、運営する。  
2-1-3.町の農業技術指導者に施設で生産した堆肥、炭、木酢を利用したSAVERS技術を学習させる。  
2-1-4.町の核となる農業技術指導者に日本でSAVERS技術を学習させる。  
2-1-5.農民を指導してSAVERSを学習させ、実践させる。  
2-1-6.参加農民を日本の農家においてSAVERSを研修させる。  
2-2.一般紙同地域(町)  
2-2-1.町の農業技術指導者及び関心農家をセミナー、研修会等に参加させてSAVERSを学習させる。  
3-1.POBAHが組織を強化してデモファーム、直売所を運営するとともに、他町の農民等を視

	察、研修に受入れる。 3-2.ラ・トリニダッド町が堆肥施設、炭・木酢施設等を利用して他町の農民等を視察、研修に受入れる。 3-3.POBAHメンバーがイチゴSAVERS技術を開発し実証する。
<b>投入</b>	
日本側投入	<p><b>【人材】</b> プロジェクトマネージャー、主任技術指導員、技術指導員兼現地調整員、国内調整員兼研修指導員、課題別専門家</p> <p><b>【施設】</b> 簡易堆肥生産施設、簡易炭・木酢生産施設</p> <p><b>【機材】</b> プロジェクト車両</p>
相手国側投入	<p><b>【人材】</b> ベンゲット州：プロジェクト推進本部長、プロジェクト担当スタッフ 重点指導地域自治体当局：プロジェクト推進責任者及び担当スタッフ</p> <p><b>【施設】</b> オフィススペース、実験農場スペース、研修施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト終了後もベンゲット州及び各町のSAVERS推進・指導体制が継続し機能する。</li> <li>・ベンゲット州政府、町当局がSAVERSを推奨する。</li> <li>・ベンゲット州政府、町当局がプロジェクト実施を積極的に推進する。</li> </ul>
<b>外部条件</b>	
<b>実施体制</b>	
(1)現地実施体制	<p>ベンゲット州庁舎内に現地事務所を設置し、以下4人を常駐させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術指導員兼現地調整員(日本人)</li> <li>・土壤改良・栽培技術指導補助職員(フィリピン人)</li> <li>・販売改善、研修指導補助職員(フィリピン人)</li> <li>・運転手(フィリピン人)</li> </ul> <p>非常駐で以下2名が現地対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトマネージャー(日本人)</li> <li>・主任技術指導員(日本人)</li> </ul>
(2)国内支援体制	<p>本邦事務局では、以下3名を配置し、プロジェクト全体の企画・運営、本邦研修受入、プロジェクト経理等全体的な管理運営機能を果たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトマネージャー</li> <li>・国内調整員</li> <li>・研修指導員</li> </ul>
<b>関連する援助活動</b>	
(1)我が国の 援助活動	草の根技術協力(パートナー型)「フィリピンにおける環境保全型野菜生産による所得向上パイロット事業」2007.4-2010.3



国内機関主管案件

草の根協力(パートナー型)

2015年07月03日現在

本部／国内機関 : 東京国際センター

## 案件概要表

案件名 (和)バーマカルチャー開発モデルによるアムナイ川流域先住民族マンニヤンの食の安定供給  
(英)Food security based on Permaculture Development Model for the indigenous Mangyan in the Amnay Area

対象国名 フィリピン

分野課題1 (旧)農業開発・農村開発-(旧)農業開発  
分野課題2 貧困削減-貧困削減  
分野課題3 市民参加-市民参加  
分野分類 農林水産-農業-農業一般  
プログラム名 プログラム構成外  
援助重点課題 開発課題  
プロジェクトサイト フィリピン西ミンドロ州サンタクルス町ピナグトゥリラン地区アムナイ川流域  
署名日(実施合意) 2009年10月30日  
協力期間 2009年11月16日 ~ 2012年3月31日  
相手国機関名 (和)サンタクルス市  
相手国機関名 (英)Municipality of Santa Cruz  
日本側協力機関名 特定非営利活動法人 21世紀協会

## プロジェクト概要

背景 ミンドロ島に住むマンニヤン族は近年特に戦後他地域からの移民者の激増や不法伐採をはじめとする自然環境激変の中、民族存亡の危機に面している。狩猟採取を生業にしている半遊牧民族である彼等にとって、自然環境の破壊は飢えと文化的崩壊に他ならないからである。また地理的要因や様々な偏見から教育を受ける機会を得られず識字率はゼロに近く、そのことが原因で農業をはじめとする新しい技術の移植の機会も奪われている。まず何よりも識字教育をはじめとした基礎教育の普及を土台としながらも、彼等の文化や生活スタイルに合った食糧生産の方法の導入とその普及が求められる。  
バーマカルチャーは“先住民族の文化、人、自然環境への配慮”をその倫理としており、少ない資本で最大の効果を得る合理性を有していることから、マンニヤン族の飢えの解消及び地域開発の土台作りに最適の方法論である。このバーマカルチャー開発モデルを導入し、マンニヤン族の食の安定供給を図る。

上位目標 アラガン族先住民族領の総合開発マスターplanの完成

プロジェクト目標 先住民族の生活スタイルに見合った食料生産技術の習得とそのための基盤作り

成果 1. マンニヤン集落のバーマカルチャーデザイン  
2. バーマカルチャー実験農場の経営  
3. バーマカルチャー・プロモーターの育成  
4. マンニヤン集落での食糧の増産  
5. バーマカルチャー・プロモーター等、研修生及び指導員受け入れキャパシティの拡大

活動 1-1) 日本人専門家の派遣

	1-2)パイロット地区のデザイン 1-3)パー・マカルチャー技術の実践 1-4)パイロット地区での住民への講習 1-5)3つの集落で地域全体のマスター・プラン作成 2-1)日本人専門家によるデザイン 2-2)プロモーター育成のための訓練 2-3)収穫物の協会奨学生への支給 3-1)実験農場及びパイロット地区で研修 3-2)実験農場で農作物の生産 3-3)パイロット地区の運営 3-4)パー・マカルチャークラブの結成 4-1)パー・マカルチャークラブを中心に食糧増産プランの作成 4-2)果樹の植林 4-3)水稻、野菜の作付、生産 5-1)スタッフハウス、奨学生寮の増改築(食堂増築)
<b>投入</b>	
日本側投入	<p><b>【人材】</b> プロジェクトマネージャー、パー・マカルチャー指導員、国内調整員、現地調整員、プロモーター</p> <p><b>【資機材】</b> 耕耘機、カラバオ、鋤、まぐわ、ショベル、ピッケル</p> <p><b>【施設】</b> マンニヤン人間開発センター(増改築) パー・マカルチャー実験農場</p>
相手国側投入	<p><b>【人材】</b> マンニヤン・ボランティア10名</p>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が事業の成果を他地域に積極的に伝える</li> <li>・ハイスクール以上の学歴保有者の増加</li> <li>・対象地域のマンニヤン集落が離散せず、かつ人口が安定している</li> <li>・地域の治安が安定している</li> </ul>
<b>実施体制</b>	
(1)現地実施体制	21世紀協会のミンドロ事務所の所長であるプロジェクトマネージャーを中心に、日本から派遣されるパー・マカルチャー／農業指導員の指導のもと、マンニヤン族プロモーターであるボランティアスタッフと共に実施する。
(2)国内支援体制	当該団体理事長が国内調整員となり、JICA国内機関との調整を行う。また同国内調整員は年に数回現地へ出張し、事業の全体統括も図る。
<b>関連する援助活動</b>	
(1)我が国の援助活動	2005年1月－2008年1月：草の根技術協力(支援型)フィリピン国アムナイ川流域識字教育推進事業
	2008年4月－2011年3月：草の根技術協力(パートナー型)フィリピン国アムナイ川流域保健支援システムの構築



国内機関主管案件

草の根技協(パートナー型)

2014年04月11日現在

本部／国内機関 : 中部国際センター

## 案件概要表

案件名 (和)エコツーリズムを導入した流域単位での森林再生と環境教育事業  
(英)Watershed Reforestation and Environmental Education Programs – Introduction of Eco Tourism –

対象国名 フィリピン

分野課題1 自然環境保全-持続的森林管理

分野課題2 自然環境保全-荒廃地回復

分野課題3 自然環境保全-生物多様性保全

分野分類 農林水産-林業-林業・森林保全

プログラム名 プログラム構成外

援助重点課題 -

開発課題 -

プロジェクトサイト フィリピン 西ネグロス州シライ市

署名日(実施合意) 2010年09月24日

協力期間 2010年10月01日 ~ 2013年09月30日

相手国機関名 (和)シライ市、バンバ、パフィスファ

相手国機関名 (英)Silay City BAMPA(BalaringMangrovePlantersAssociation),  
PAFISFA(PatagFarmersIntegratedSocialForestry)

日本側協力機関名 特定非営利活動法人 イカオ・アコ

## プロジェクト概要

背景

実施団体は過去12年間シライ市バラリン村にて、市役所等の協力の下、住民団体と共にマングローブの植林活動を続けてきた。その中で明らかになった課題の一つとして、植林した苗木は、しばしば洪水や上流から流れてくるゴミによって被害を受けていることがあげられる。一方で、上流部に注目すると、貴重な原生林が残る自然保護区と農村地域からなり、観光客が訪れる観光地であるのにも関わらず、地元住民や観光客の意識は低く、道沿いにはゴミが散乱し、貧困から違法伐採や森林の乱開発が行われている。本地域の環境再生のためには、従来の沿岸部のマングローブの植林だけでなく、上・下流一貫した「流域単位」での森林再生と地域住民への環境教育・普及活動が必須である。

上位目標 住民が環境に配慮した経済活動を営めるようになる。

プロジェクト目標 上・下流地域における持続可能な森林再生モデルが形成される。

成果

- 1.住民が主体となって森林再生を行う体制が整う。
- 2.学校が積極的に流域の森林再生に携わる体制が整う。
- 3.都市からの観光客が植林に参加できる体制が整う。

活動

- 1-1 ナーサリーを建設する。
- 1-2 住民の環境に対する意識調査(ベースラインとエンドライン調査)をする。
- 1-3 住民が主体となって、上流部30haで果樹等の植樹、下流部で3haのマングローブの植樹を学生や観光客と共にを行う。
- 1-4 上下流の住民団体が交流して住民主体の森林再生の体制づくりに関して、意見交換をする。

- 1-5 上流部・下流部ともに継続的にメンテナンス活動を行う。  
 2-1 上・下流で植樹・メンテナンス活動を高校生体験プログラムを作成する  
 2-2 環境教育マニュアルが作成され、体験プログラム実施者を育成する。  
 2-3 プログラムに沿って授業を実施する。  
 3-1 エコミュージアムの建設、路網の整備を行う。  
 3-2 観光客が植樹を体験できる体制を整え、実施者(ガイド)を育成する。  
 3-3 観光地のガイドマップ・チラシ等を作成する。

### 投入

日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>【人材】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトマネージャー1名</li> <li>・調整員1名</li> <li>・国内調整員補助1名</li> </ul> </li> <li>【資機材】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトマネージャー</li> <li>・デジタルカメラ</li> <li>・基盤整備に必要な物資一式</li> </ul> </li> </ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>【人材】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調整員1名(フィリピン人)</li> <li>・プロジェクト担当者2名(フィリピン人)</li> <li>・作業員 数十名</li> <li>・行政職員</li> </ul> </li> <li>【施設】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・村役場、市の観光施設</li> </ul> </li> </ul>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育の授業数が削減されない</li> <li>・大洪水や干ばつが発生しない</li> <li>・プロジェクトサイトへの通り道の治安が悪化しない</li> </ul>

### 実施体制

(1)現地実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトマネージャー</li> <li>現地調整員1名</li> <li>上流域担当者1名</li> <li>下流域担当者1名</li> </ul>
(2)国内支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括責任者1名</li> <li>国内調整員補助1名</li> <li>会計・報告1名</li> </ul>



国内機関主管案件

草の根技協(支援型)

2015年02月14日現在

本部／国内機関 : 中部国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)ネグロス島のマングローブ林の再生による生活の質の向上 (英)Improvement of QOL through means of Reforestation of Mangrove in Negros Island
対象国名	フィリピン
分野課題1	自然環境保全-持続的森林管理
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	フィリピン国ネグロス島
署名日(実施合意)	2007年08月31日
協力期間	2007年10月01日 ~ 2010年09月30日
相手国機関名	(和)フィリピン工業大学ビサヤ校。西ネグロス州環境管理事務所
相手国機関名	(英)Technological University of the Philippines Visayas, Provincial Environment Management Office

### プロジェクト概要

**背景** 対象地域である西ネグロス州(フィリピンで5番目に大きい島の西半分で、気候は熱帯性、島中央部に山地・丘陵が見られる)は、かつて土地利用の95%森林であったが、現在4%を残すのみである。海岸部では、かつてのマングローブ林13,000ha(1950年代)が、現在約500haしか残存していない。材木の利用、農地開墾、養殖池への転換などの要因により、マングローブ林伐採が行われてきた。高潮地帯に生育するマングローブ林は、水生動物の産卵場所、小魚や甲殻類の稚貝場所として重要であり、マングローブ林減少は近海漁業の不振の一つの原因とされる。かつては、マングローブ林が日本の里山と同じように、必要な量の薪や食べ物を収穫する程度のエコバランスの取れた土地であった。近年、マングローブ林は、都市への薪・建築材の供給、日本向けのエビの養殖池の造成などにより、伐採が引き続き行われてきた。州政府の一機関であるProvincial Environment Management Office(以下PEMO)を組織化し、1993年以来、複数サイトでマングローブの再生に取り組んでいるが、再生の歩みは遅い。

マングローブ林を再生することは、必要最低限の薪や食べ物を収穫できるようにするとともに、不振となった沿岸漁業を活性化するためにも必要な取り組みである。フィリピン国内における、当団体のこれまでのネットワークと経験を活かした植樹活動と並行して、養殖事業と流通経路開拓を推進していくことで、住民の生活の質の向上を目指す。

**上位目標** 住民が安心して生活を営み、生活の向上が見られる。

**プロジェクト目標** 対象地域の住民組織が、マングローブ林の再生、保全、持続的利用を主体的に行うようになる。

**成果** 1. マングローブの植林  
成果1: 関係者が合意した計画が策定される。  
成果2: 20万本の植樹に耐える育苗環境が整備される。  
成果3: 3年間で20万本の植樹が完了する。

- 成果4:植林後のマングローブが住民組織によって維持管理される。
2. マングローブ林を活用した養殖事業を決定し、出荷先、出荷時期を住民側が主体的に特定する。  
成果1:年間200杯のカニを出荷できるようになる。
  3. 環境教育プログラムの導入に向けた詳細計画が教育機関との連携のもと策定される。  
成果1:関係者が合意した計画が策定される。  
成果2:計画に沿った環境教育が実施される。

活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. マングローブの植樹 活動1: マングローブ林再生のための詳細計画を、PEMO、SNCDMC、地元行政、地元コミュニティと共同で策定する。 活動2: 対象地域の住民が主体的に活動1の詳細計画のもと準備をする。 活動3: 対象地域の住民が主体的に植樹を実施する。 活動4: 植林後のマングローブの維持管理をする。</li> <li>2. 養殖事業(2年目以降) 活動1: 事例調査を行う。 活動2: 養殖事業を住民組織と検討する。 活動3: 市場調査を行い、出荷先・出荷時期を特定し、事業をスタートする。</li> <li>3. 環境教育プログラム(2年目以降) 活動1: 環境教育プログラムの導入に向けた詳細計画を教育機関との連携のもと策定する。 活動2: 教育機関への環境教育プログラムの導入計画を実現する。</li> </ol>
投入	<p>日本側投入</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人材 プロジェクトマネージャー(日本人) 1名 現地調整員(フィリピン人) 1名 国内調整員(日本人) 1名 国内調整員補助(日本人) 1名 経理・広報(日本人) 1名</li> <li>2. 資機材 育苗用・養殖用の資機材、種、ジョウロ、ロープなど 植樹用の資機材(かご、天秤、ロープ、軍足、スコップ、運搬用トラック、運搬用ボートなど)</li> </ol> <p>相手国側投入</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人材 ネグロス州PEMO職員 1名 フィリピン工業大学職員 1名</li> <li>2. 資機材 苗の運搬用トラック 延べ100台日 苗の運搬用ボート 延べ20隻日</li> <li>3. 施設 育苗所・養殖場の土地(具体的な場所は未定であるが、植樹地に隣接) 資機材保管庫 教育機関(小学校)</li> </ol> <p>外部条件</p> <p>大きな自然災害がない。</p>
実施体制	<p>(1)現地実施体制</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 倉田 麻里 プロジェクトマネージャー</li> <li>2. Leoncio M. Jamora 現地調整員</li> <li>3. ネグロス州PEMO カウンターパート</li> <li>4. フィリピン工業大学 カウンターパート</li> </ol> <p>(2)国内支援体制</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 後藤順久 国内調整員</li> <li>2. 鈴村正典 国内調整員補助</li> <li>3. 竹内香織 経理・報告</li> </ol>
関連する援助活動	<p>(1)我が国の援助活動</p> <p>フィリピン国 地域住民による森林管理プログラム強化計画 (1)プロジェクト概要 フィリピン政府は現在、森林保全と公有林地住民の生活向上を目指した国家戦略「地域住民による森林管理(CBFM)プログラム」を実施している。本プロジェクトは、同プログラムの促進に資するために、行政官および地域住民の事業実施能力の強化を行うことを目標とするものである。 (2)協力期間:2004年6月15日～2009年6月14日(5年間) (3)協力総額(日本側):総額 7.2億円 (4)協力相手先機関:フィリピン環境天然資源省森林管理局 (5)国内協力機関:林野庁</p>

## 実施体制

- (1)現地実施体制
1. 倉田 麻里 プロジェクトマネージャー
  2. Leoncio M. Jamora 現地調整員
  3. ネグロス州PEMO カウンターパート
  4. フィリピン工業大学 カウンターパート
- (2)国内支援体制
1. 後藤順久 国内調整員
  2. 鈴村正典 国内調整員補助
  3. 竹内香織 経理・報告

## 関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
- フィリピン国 地域住民による森林管理プログラム強化計画  
(1)プロジェクト概要  
フィリピン政府は現在、森林保全と公有林地住民の生活向上を目指した国家戦略「地域住民による森林管理(CBFM)プログラム」を実施している。本プロジェクトは、同プログラムの促進に資するために、行政官および地域住民の事業実施能力の強化を行うことを目標とするものである。  
(2)協力期間:2004年6月15日～2009年6月14日(5年間)  
(3)協力総額(日本側):総額 7.2億円  
(4)協力相手先機関:フィリピン環境天然資源省森林管理局  
(5)国内協力機関:林野庁



本部主管案件

## 技術協力プロジェクト

2011年08月18日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名 (和)フィリピン国マラババイヤ試験造林事業  
(英).

対象国名 フィリピン

分野課題1 自然環境保全-持続的森林管理

分野課題2

分野課題3

分野分類 農林水産-林業-林業・森林保全

プログラム名 フィリピン その他プログラム

プロジェクトサイト 試験地: 北部ルソン(パンガシナン州)、南部ルソン(ケソン州)

署名日(実施合意) 2001年05月17日

協力期間 2001年05月17日 ~ 2011年05月16日

## プロジェクト概要

背景

マラババイヤは、タガログ語で「パパイヤの様なもの」という意味で、ルソン島を中心にフィリピンにのみ存在する自然木であり、群生せずにhaあたり数本程度しか生育していない。これまで、産業材には不向きな雜木とされて処分されていたが、近年その材の加工の有用性が確認され、今後建材や家具、自然素材の容器としての利用が期待されている。しかしながら、二次林生の雜木であるため、人工的な育林に関しての特性はこれまで明らかにされておらず、造林するためには、各種試験が必要不可欠である。

係る背景のもと、エム・ピー・ウッド株式会社は、フィリピンの自然環境の荒廃・森林資源の枯渇の防止にむけ、未利用樹であるマラババイヤの産業材としての植林および有効利用を目的として、マラババイヤの造林試験事業をJICAに融資申請した。JICAは投融資審査の調査を行い、平成13年5月に融資を承諾した。承諾を受けて、その後マラババイヤ造林試験事業が実施されている。

主な造林試験事業計画は以下の通り。

- (1)融資先: エム・ピー・ウッド株式会社
- (2)試験事業概要: フィリピンの自然環境の荒廃・森林資源の枯渇の防止にむけ、未利用樹であるマラババイヤの産業材としての植林および有効利用を目的としたマラババイヤの造林試験。育苗、植栽技術、地域間比較、煮沸試験を実施。
- (3)貸付承諾金額: 288,200千円
- (4)期間: (試験期間) 2001年5月～2011年5月 (償還期間) 30年(2031年まで)

本試験事業に対し、地球環境部第一グループ森林・自然環境保全第一チームは、独立行政法人国際協力機構法附則第3条に基づき、必要な調査および技術の指導を行うこととなった。

プロジェクト目標

【プロジェクト目標】

必要な調査及び技術支援(専門家派遣、研修員受け入れ)を通じて、開発投融資パラババイヤ造林試験事業が円滑に実施される。

日本側投入

【技術協力】

短期専門家派遣: 野鼠対策  
炭製造技術  
造林技術管理





本部主管案件

## 技術協力プロジェクト－科学技術

2015年06月12日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和)統合的沿岸生態系保全・適応管理プロジェクト (英)Project on Integrated Coastal Ecosystem Conservation and Adaptive Management under Local and Global Environmental Impacts in the Philippines
対象国名	フィリピン
分野課題1	自然環境保全-生物多様性保全
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	人的資源-科学・文化-科学
プログラム名	気候変動対策プログラム
援助重点課題	その他支援分野
開発課題	気候変動対策支援
プロジェクトサイト	①Bolinao(Pangasinan州)及び周辺沿岸域 ②Puerto Galera(Mindoro Oriental 州)及び周辺沿岸域 ③Taklong(Guimaras州、Iloilo州)及び周辺沿岸域 ④Naawan(Misamis Oriental州)およびLopez Jaena (Misamis Occidental州) ⑤Laguna LakeおよびManila Bay(Metro Manila) ⑥Bolacay島及び周辺沿岸域
署名日(実施合意)	2010年02月25日
協力期間	2010年02月28日 ~ 2015年02月27日
相手国機関名	(和)フィリピン大学ディリマン校 海洋科学研究所
相手国機関名	(英)Marine Science Institute, College of Science, University of the Philippines, Diliman

## プロジェクト概要

背景	フィリピン国では、貧困、経済成長に伴う水・海洋汚染の拡大、無秩序な観光開発、過剰・違法漁業、自然災害や気候変動等の影響によって、近年、沿岸部の生態系破壊や生活環境の劣化が問題となっている。同国では既に500箇所以上の海洋保護区(Marine Protected Areas)が指定されているが、海洋保護区としてその目的を達成している区域は15%に満たない。また、Puerto GaleraとPalawanの2箇所がUNESCOの「人間と生物圏」計画(MAB: Man and Biosphere)の中で生物圏保全区域(Biosphere Reserve)に指定されているが、そこでも自然資源保全のための十分な配慮がなされないまま無計画に開発が進められたこと、生物圏保護区のモニタリングや保全対策に必要な支援が十分ではなかったことなどから、沿岸生態系の劣化が急速に進んでいる。
	沿岸生態系の劣化は、多数の島々からなるフィリピン共和国沿岸部コミュニティーの生活基盤に悪影響を与え、自然災害等に対する脆弱性を高めることにもなっているが、沿岸生態系の保全や気候変動適応策と地域の持続的発展を両立させるための政策立案や意思決定に必要な科学的情報は整備されていない。
	このため、社会経済的側面を含む多角的な科学的知見をベースに沿岸生態系の保全ならびに適応管理のための計画を策定し、その社会実装を通じて住民の意識改革や沿岸部の生態系保全に資する制度の強化・拡充、人材育成を図ることが急務と考えられている。
	本事業は、以上に述べた事業の背景と必要性に鑑み、フィリピン国の研究・行政機関と共同して地球規模課題となっている統合的な沿岸生態系の保全と適応管理を行う計画や仕組みを構築することを目的とし実施されるものである。2009年9月に協力フレームワークを検討するための詳細計画策定調査を実施、今般2010年2月25日にRD署名に署名した。

上位目標	なし
プロジェクト目標	沿岸生態系保全と適応管理のための支援基盤が開発される
成果	<p>1) 沿岸生態系保全及び適応管理に関する科学的、社会経済的な知識基盤が開発される。</p> <p>2) 成果1の科学的・社会経済的な知識基盤が活用・運用され、かつ広く周知される。</p> <p>3) 大学・研究機関、政府関連機関、地域コミュニティーを含む様々なセクターの沿岸生態系保全と適応管理のための能力が向上する。(制度的、組織的、個人的な能力を含む)</p>
活動	<p>活動1-1 環境負荷緩和を実施する基盤として、環境負荷の発生・波及過程、および沿岸生態系の環境容量を評価する。</p> <p>活動1-2 ローカルおよび地域スケールでのサンゴ礁間連結性の観点から重要ハビタット(生息域)を同定することによって、海洋保護区(Marine Protected Area; MPA)ネットワークを改善していくための有効なスキームを提案する。</p> <p>活動1-3 沿岸生態系における生物多様性や様々な環境要因に関わるデータベースを開発する。</p> <p>活動1-4 複合環境ストレスの評価と予測に基づいて、ダメージポテンシャルマップを作成する。</p> <p>活動1-5 沿岸生態系管理に関する社会経済状況を評価する。</p> <p>活動1-6 複合環境ストレスと沿岸生態系応答に関する連続的・包括的モニタリングシステム(Continuous and Comprehensive Monitoring System; CCMS)を開発する。</p> <p>活動1-7 統合意思決定支援システム(Integrated Decision Support System; IDSS)を開発する。</p> <p>活動2-1 CCMSとIDSSを対象地域において、試行的取組みとして社会実装する。</p> <p>活動2-2 活動2-1の結果、現状と問題点を明らかにし、その結果を関係者間で共有する。</p> <p>活動2-3 沿岸生態保全と適応管理のためのガイドラインを開発する。</p> <p>活動2-4 プロジェクト成果と活動を一般に分かりやすく広報するための、パンフレットやウェブサイトなどのコミュニケーションツールを開発する。</p> <p>活動2-5 本、論文、報告書などを出版する。</p> <p>活動3-1 大学・研究機関、政府関連機関、地域コミュニティーを含む様々なセクターを対象とした能力開発のためのニーズを把握する。</p> <p>活動3-2 上記セクターの能力向上のためのトレーニングを実施する。</p> <p>活動3-3 ワークショップやミーティングなどを通じて、大学・研究機関、政府関連機関、地域コミュニティー、東南アジア・西太平洋地域における海外関連機関などの間のネットワークを構築する。</p>
投入	<p>日本側投入</p> <p>専門家: 長期専門家2名(業務調整) 短期専門家: 17名 本邦研修: 50人/6ヶ月(5年間) 供与機材: 本プロジェクトで実施する共同研究・開発項目に必要な機材。 在外事業強化費</p> <p>相手国側投入</p> <p>カウンターパート(C/P): 施設、機材等: フィリピン大学ディリマン校内に専門家執務スペースを含めたプロジェクト本部用の事務室・机等をフィリピン側が用意する。また、フィリピン側は本プロジェクト実施に必要な予算を準備する。</p> <p>外部条件</p> <p>特になし</p>
実施体制	<p>(1)現地実施体制</p> <p>フィリピン側主要実施機関(責任機関)はフィリピン大学ディリマン校とする。共同実施機関は、フィリピン大学海洋科学研究所、フィリピン大学ディリマン校測地学科、フィリピン大学ビサヤ校、ミンダナオ大学ナーウィン校である。また協力機関は科学技術省、天然資源環境省(ラグナ湖開発公社)、農業省水産局である。</p> <p>プロジェクトの成果拡大と将来的な波及効果の発現を可能にするために、上記の関係機関が構成メンバーになるような合同調整委員会(JCC: Joint Coordinating Committee)を形成する。JCCの役割・機能は、円滑な事業運営のためにプロジェクト全体の運営指導や助言を行う他、プロジェクト活動の進捗状況の確認やプロジェクト運営上の阻害要因があった場合の解決策について議論を行う。</p> <p>(2)国内支援体制</p> <p>課題別支援委員会(自然環境保全分野 海洋保護区管理分科会)</p>
関連する援助活動	<p>(1)我が国の援助活動</p> <p>「地域住民による森林管理プログラム(CBFMP)強化計画プロジェクト(2004年6月～2009年6月)」 「森林管理事業」(2012年3月)</p> <p>(2)他ドナー等の援助活動</p> <p>他の国際機関やドナー等のなかで、本件プロジェクトの対象地域において類似活動を活発に行っている機関は少ないが、沿岸資源管理の活動を行っている機関の中にCI(Conservation International)がある。同機関は、米国ベースのNGO組織であり、国際機関や企業からの支援をベースに、主に統合的な沿岸保全管理(陸域と海域を統合的に管理)を住民や地元政府と連携・協調した活動を展開している。活動の分野やアプローチは、JICA協力と類似のものもあり、活動の重複を避け、双方の成果を共有することで相乗効果を生み出すような連携の可能性は大きいにあると思われる。また、フィリピン</p>

大学の卒業生が同機関においても活躍しており、そのネットワークを本件プロジェクトに有効に活用することが可能であると考えられる。



在外事務所主管案件

## 技術協力プロジェクト

2012年01月28日現在

在外事務所

: フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名	(和)イロイロ州地域活性化・LGUクラスター開発プロジェクト (英)Capacity Enhancement Program of Metropolitan Iloilo-Guimaras Development Council(MIDC) and Banate Bay Resource Management Council Inc.(BBRMCI)
対象国名	フィリピン
分野課題1	都市開発・地域開発-地域開発
分野課題2	ガバナンス-地方行政
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	計画・行政-開発計画-総合地域開発計画
プログラム名	生計向上手段の強化・多様化
プロジェクトサイト	イロイロ州
署名日(実施合意)	2007年03月20日
協力期間	2007年10月05日 ~ 2010年10月04日
相手国機関名	(和)イロイロ州政府、メトロイロイロ・ギマラス経済開発評議会及びバナテ湾資源管理評議会 (英)Iloilo Provincial Government in cooperation with MIGEDC and BBRMCI
相手国機関名	(英)Iloilo Provincial Government in cooperation with MIGEDC and BBRMCI

## プロジェクト概要

背景	1991年に制定された地方自治法の下で、基本的な公共サービスの提供義務が地方自治体(LGU)に移管された。しかし、LGUの多くは財政面でも人材面でも委譲された事業を効果的に実施する能力が十分でない。このような状況の下で、近隣地域共通の課題に対処したり、資源や技術をプールして、個別には対応困難な業務を効果的に実施するための近隣自治体の連合体(LGUクラスター)が各地で形成されている。地域によっては、先進的な事例として注目され、長年の実績がある連合体が存在している。 当プロジェクトの対象地であるパナイ島イロイロ州では、イロイロ市と周辺の5町とギマラス州から構成される都市型LGUクラスターであるメトロイロイロ・ギマラス経済開発評議会(MIGEDC)と、バナテ湾周辺の4町で構成する農漁村型LGUクラスター、バナテ湾資源管理評議会(BBRMCI)が形成され、それぞれメンバー-LGUの拠出金をもとに、関係機関と調整する役割を持つ事務局を設置しLGU間共通の課題に対する調整や技術支援を行っている。 イロイロ州は、フィリピン中部パナイ島に位置し、2市42町を擁する。都市地域と沿岸部を含む農山漁村地域に大別され、セブに次ぐビサヤ地域の政治・経済の中心地として急成長中のイロイロ市を有する一方、周辺のビサヤ海は有数の漁業地帯である。しかし、都市地域では農村からの急激な人口流入によるスラム地域の拡大、人口増加や経済活動による課題が浮上し、特に都市化が進むにつれ、周辺の無秩序な開発とともに、幹線道路網につながる地方道路やその背景となる交通計画の準備が遅れており、都市及び周辺地域の発展に支障をきたしている。一方、農村漁村地域では、マングローブ林やさんご礁の破壊を伴う沿岸環境の劣化や違法漁業に伴う環境問題が深刻化し、沿岸資源の破壊により、住民の貧困問題が顕在化している。 そのような課題に対処し、それぞれの地域での十分な開発・環境事業計画立案、実施、及び運営指導のノウハウを確立するため、メトロイロイロ地域とバナテ湾岸地域の2つのLGUクラスターを実施機関とし、それぞれの問題に対処する計画策定をとおして、事務局機能の向上と、各メンバー-LGU関係職員の技術的能力向上をはかり、事務局をとおした地域へ技術支援のメカニズムを強化する必要性がある。
上位目標	(1)持続可能な交通計画および交通管理がイロイロ都市圏・ギマラス地域で実施される。 (2)イロイロ州において、持続的な資源利用が可能な広域沿岸資源管理を通じた水産行政にお

		けるLGUクラスターが効果的に機能する。
プロジェクト目標		(1)イロイロ都市圏・ギマラス地域における交通管理計画が関係LGU、中央省庁、民間セクター等の参加を得て策定される。 (2)バナテ湾とパロタック湾において複数自治体にまたがる広域な沿岸資源管理体制が強化される。
成果		(1)[成果1]イロイロ都市圏の交通データが収集され、分析され、公開される。 [成果2]住民参加のもとで交通問題が検討され、交通管理オプションが選定される。 [成果3]交通管理に関する試験的事業が実施され、住民や関係民間セクター参加のもとで評価検討される。 [成果4]訓練とプロジェクトの参加を通じてMIGEDC-PMOとMIGEDCメンバー-LGUの能力向上がはかられる。 (2)[成果1]包括的な沿岸資源利用計画が策定される。 [成果2]減少した沿岸資源の回復に向けて必要な管理活動が実施される。 [成果3]上記1,2を実現するために、広域資源管理を担うBBRMCI及び関連諸組織の能力向上がはかられる。 [成果4]持続的な沿岸資源の利用と保全のための広報活動が実施される。
活動		(1)[活動1]・主要な交通管理関連機関の能力および現在のイロイロ都市圏における交通情報の調査及び収集データの集約・公開。 [活動2]・交通関係者(供給側・管理側)や住民(利用側)の参加を得た交通管理の問題点とニーズ分析 ・暫定計画策定のためのデータ分析を通じた交通管理オプションの検討・策定。 [活動3]・公聴会を通じたデモ・プロジェクトと実施サイトの選定及び試験的事業サイクルの実施。 ・交通関係者を対象とした試験的事業の実施と結果の測定・評価検討及びその結果に基づく包括的交通管理計画ならびに事業プロセス・マニュアルの策定。 [活動4]・交通管理調査分析と試験的事業サイクルに関するセミナー・訓練(OJT)の実施。 ・国内の交通管理グッド・プラクティスから学ぶためのセミナーの実施。
投入		(2)[活動1] バナテ湾の沿岸資源の分布・利用状況調査、参加型の資源状況評価活動の実施普及、沿岸資源利用指針・計画の策定、及び沿岸資源管理オペレーション・マニュアルの作成。 [活動2] 違法漁業の取り締まり体制及び既存のMarine Protected area (MPA)活動の強化、モデル地域における資源増養殖活動の実施、漁民を対象とした資源破壊的な漁具・漁法からの転換と適正漁業技術ないし養殖技術の普及、及びモデル地域の資源回復状況調査・分析と資源増殖活動へのフィードバック。 [活動3] 資源管理能力強化のためのBBRMCI及びLGU職員を対象とした講師研修、BFARMC及びバランガイのリーダー研修の実施、及び沿岸資源管理の関連組織(LGU・州など)を対象とした広域沿岸資源管理制度普及の検討。 [活動4] 地域住民を対象とした沿岸資源保全及びプロジェクト活動に関する広報活動の実施。
日本側投入		(1)専門家派遣(総括、都市交通管理、都市計画/Public involvement、研修調整、その他必要に応じ派遣) 研修 機材供与(事務機器、研修用機材、試験的事業用機材等)
相手国側投入		(2)専門家派遣(総括、コミュニティ沿岸資源管理、データ管理、研修調整、その他必要に応じ派遣) 研修 機材供与(研修機材、事務機器等)
外部条件		カウンターパート人員の配置 プロジェクト活動に必要な日本人専門家執務室、施設の提供 光熱費や国内通信など基本的プロジェクト運営費用 (1) 試験的事業プロセスを通じて出されたレコメンデーションがMIGEDC地域内の様々な利害関係者に受け入れられる。 ・交通管理オプションと試験的事業に関して社会的/政治的対立が存在しない。 ・MIGEDCにおけるLGU間の協調関係が継続する。 (2) BBRMCI関係LGUのプロジェクトへの支援が継続する。 ・研修や活動に参加するカウンターパートがプロジェクト期間中に大きく変動しない。 ・BBRMCIIにおけるLGU間の協調関係が継続する。
実施体制		
(1)現地実施体制		イロイロ州政府計画開発局を全体調整の窓口とし、MIGEDC事務局、BBRMCI事務局が各サブプロジェクトに関する加盟自治体、関係諸機関との連絡調整及びプロジェクトサイトでの活動実施にかかる責任を担う。
関連する援助活動		
(1)我が国の援助活動		内務省専門家派遣:地方分権化支援(政策アドバイザー)(1998-2004) 技術協力プロジェクト:セブ州地方部活性化プロジェクト(1999-2004)
(2)他ドナー等の		各ドナーとも、地方分権支援を重視しており、より効果的・自立発展的な地方行政の確立目標に、地方自治体への直接的支援を実施している。(CIDAのLGSP、USAIDの

援助活動

GEM、AusAIDのLGDP等)



在外事務所主管案件

## 技術協力プロジェクト

2012年01月28日現在

在外事務所

: フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名 (和)ミンダナオ・ダバオ地域 地方行政・地域社会強化プロジェクト  
(英)Local Governance and Rural Empowerment Project for Davao Region

対象国名 フィリピン

分野課題1 都市開発・地域開発-地域開発  
分野課題2 ガバナンス-地方行政  
分野課題3 平和構築-ガバナンス  
分野分類 計画・行政-行政-行政一般  
プログラム名 政策立案・実施支援(対ARMM支援)  
プロジェクトサイト ダバオ地域総合開発プログラム(DIDP)加盟の4州5市(北ダバオ州、南ダバオ州、東ダバオ州、コンポステラ・バレー州、ダバオ市、タグム市、ディゴス市、パナボ市、アイランド・ガーデン・シティー・オブ・サマール市)  
署名日(実施合意) 2007年02月09日  
協力期間 2007年08月01日 ~ 2010年07月21日  
相手国機関名 (和)ダバオ地域総合開発プログラム  
相手国機関名 (英)Davao Integrated Development Program (DIDP-PMO and Member LGUs)

## プロジェクト概要

背景 1991年に制定された地方自治法の下、基本的公共サービスの提供義務が地方自治体(LGU)に移管された。しかしLGUの多くは財源人材面でも委譲された事業を実施する能力が十分でない。その状況の下、近隣地域共通の課題に対処し、資源や技術をプールして、個別に対応困難な業務を効果的に実施するため、近隣LGUの連合体(クラスター)が各地で形成されている。ダバオ地域総合開発プログラム(DIDP)はこのような連合体のひとつとして地域内の開発事業の効率的実施のために1997年に設立された。設立当初はミンダナオ南部地域の2州1市によって構成されていたが、その後の州分割などで2006年には4州5市の構成となっている。加盟LGU首長と地域開発評議会議長、関連省庁地域事務所長から構成される理事会の下に、各LGUからの拠出金と出向職員で運営される事務局(DIDP-PMO)が置かれている。同事務局は、情報・共有資産の管理、技術支援、中央政府や国際ドナーのLGU支援窓口としての機能を担っており、1997年から2006年まで実施されたJICA開発調査「ダバオ総合開発マスター・プラン」の事務局でもあった。JICAは、2005年にDIDPから出された要請を受け、累次にわたるワークショップを重ね、保健、教育、社会福祉等の優先課題も抽出されたが、中央政府事業との調整、各LGUの事業実施状況等の条件から、DIDPとしてLGUでの共通的な課題として水供給事業における課題が抽出された。域内では全人口の40%が安全な水のアクセスが確保されず、水供給の受益者のうち約60%はレベル1、2といわれる点水源(井戸等)や共同水栓システムなどを利用している。LGUはそれぞれ開発計画局を中心にタスクフォース等を構成し、新規給水システムの設置と既存の給水システムの住民組織による維持管理を支援する役割を担っているが、十分な事業計画立案、事業実施、及び運営指導のノウハウがなく、適切な施設建設や維持管理が行われていない状況にある。このような状況に対処するためには、州(開発計画局、建築土木局、社会福祉局等)や市町の給水事業関連職員の知識・技術を向上させ、業務手順書として標準化するとともに、DIDP-PMOによるLGUへの技術支援のメカニズムを確立する必要がある。JICAは事前調査を通じて先方ニーズ、日本として可能かつ妥当な協力の形態アプローチなどを検討・協議した結果、2007年2月DIDPとの間でRecord of Discussionを締結し、本技術協力プロジェクトの実施に合意した。

上位目標 ダバオ地域地方自治体の基礎的行政サービスの供給能力が向上する。

プロジェクト目標 ダバオ地域地方自治体の給水サービス供給能力が向上する。

成果	1.域内の小規模水供給事業についての現状が分析される。 2.地下水開発に係わる人材が育成される。 3.小規模給水施設を維持管理する住民組織を、指導・支援できる人材が育成される。 4.改善された給水サービス供給の実施手順が組織的に制度化される。
活動	活動1 1-1.DIDP-PMO・州・市の水供給事業に関する組織評価、技術評価を実施する。 1-2.域内の水理地質、水供給施設、維持運営体制の現状調査・分析を実施する。 1-3.地下水開発、水供給事業実施体制、施設運営体制につき問題点を指摘し、改善ガイドライン(案)を作成する。 1-4.収集データ、分析結果をDIDP-PMOデータベースに整理する。 活動2 2-1.分析結果を元に、関係者と訓練計画を確認する。 2-2.DIDP-PMOの水理地質技術者に水理地質図作成研修実施し、水理地質図を作成する。 2-3.DIDP-PMO、各地方自治体技術者に対して、電気探査および検層に関する研修を実施する。 2-4.試験事業を通して実地研修(OJT)を実施する。 活動3 3-1.小規模給水施設を維持管理する住民組織を指導・支援に必要な研修内容を調査・分析する。 3-2.上級自治体(州、市)のなかの、現場職員への研修講師となる組織・人員への研修を実施する。 3-3.訓練された研修講師による現場職員のための研修を実施する。 3-4.試験事業を通じて実地研修(OJT)を実施する。 活動4 4-1.ダバオ地域の政策決定者に対して、自治体間協力による基礎サービスの拡充に関するセミナー、訓練を実施し、効果的な事業実施プロセスについて関係者間で議論する。 4-2.ガイドライン(案)の検証として試験事業を実施する。 4-3.各研修、試験事業をとおして、より効率的に改善された業務手順書を標準化する。
投入	日本側投入 -専門家派遣: 総括・地方行政、研修調整・業務調整、水理地質、小規模給水計画、住民組織化、情報管理/広報、(その他必要に応じて) -機材供与: 電気探査機、研修用事務機器、コンピューター、車両等 相手国側投入 -その他(プロジェクト活動費) -カウンターパート人員の配置 -プロジェクト活動に必要な日本人専門家執務室、施設の提供 -その他(ローカルコスト負担) 外部条件 1.プロジェクト目標達成のための外部条件 フィリピンの地方分権政策が大幅に変化しない。治安状況が大幅に変化しない。 2.上位目標達成のための外部条件 DIDP-PMOを通じ、ダバオ地域の地方自治体の協力関係が継続する。
実施体制	(1)現地実施体制 総合実施責任はダバオ総合開発プログラム(DIDP)であり、実施機関はそのプロジェクト 管理事務所(DIDP-PMO)、とメンバーLGUs(コンポステラ・バレー州、東ダバオ州、北ダ バオ州、南ダバオ州、ダバオ市、ディゴス市、タグム市、パナボ市、アイランド・ガーデン シティー・サマル市) また、本プロジェクトの適切な管理を目的として、各LGUの首長および地域の関係者で 構成されるDIDP理事会を活用し合同調整委員会(Joint Coordinating Committee, JCC) を組織し、年に一回、またはその必要あるときに開催する。また効果的なプロジェクトの 実施・運営を目的として、JICAチーム、DIDP-PMOおよび各LGUの計画開発局局長で構 成するプロジェクト管理ユニット(Project Management Unit:PMU)を形成し日常的な運営 に携わる。 特になし (2)国内支援体制
関連する援助活動	(1)我が国の 援助活動 内務省専門家派遣:地方分権化支援(個別専門家:1998-2000、2000-2002、 2002-2004) 技術協力プロジェクト:セブ州地方部活性化プロジェクト(プロ技) 研修:一村一品運動にかかる現地国内研修 (2)他ドナー等の 援助活動 各ドナーとも「地方分権」分野を重要視しており、より効果的で自立発展性へつながる 支援を目的とし、地方自治体への直接的な支援を実施している。LGSP(CIDA), GEM(USAID), KALAHICIDSS(WB), etc



本部主管案件

## 有償技術支援一附帯プロ

2017年04月13日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名 (和)ミンダナオの平和と開発のための地形図作成プロジェクト  
(英)Topographic Mapping Project for Peace and Development in Mindanao

対象国名 フィリピン

分野課題1 都市開発・地域開発-地理情報  
分野課題2 平和構築-(旧)公共・インフラ社会サービス支援

分野課題3

分野分類 公共・公益事業-社会基盤-測量・地図

プログラム名 プログラム構成外

援助重点課題

開発課題

プロジェクトサイト ミンダナオ島全域(「フィ」国リージョン9, 10, 11, 12, 13, ARMM)

署名日(実施合意) 2010年01月11日

協力期間 2010年03月01日 ~ 2014年03月31日

相手国機関名 (和)環境天然資源省 国家地理資源情報庁(NAMRIA) / ミンダナオ開発評議会  
(MEDCo)

相手国機関名 (英)National Mapping and Resource Information Authority / Mindanao Economic  
Development Council

## プロジェクト概要

背景 社会経済開発において、地形図は地理データの分析に不可欠であり、道路計画やハザードマップ策定等にも活用されるものであるが、フィリピン国(以下「フィ」国)ミンダナオ地域の1/50,000縮尺の地形図については、50~60年前に作成された地形図を現在も使用している状況にある。

国家地理資源情報庁(NAMRIA)は地形図に関する唯一の国家機関としてフィリピン全土の地形図を更新する役割を担っているが、実施体制の脆弱さから、十分な機能を果たすことができていない。そのためミンダナオにおける政府の各種開発プログラムの策定に必要な地形図情報は更新されずに古いままであり、広域の地域開発計画や道路計画、環境管理、社会サービスの計画・提供、防災計画などあらゆる開発計画の策定と実施に支障をきたしている。

以上のような背景を受けて「フィ」国政府は、1/50,000縮尺の地形図更新とGISで活用するための地形図のデジタルデータ化について、我が国の支援を要請した。

本件は、円借款付帯プロジェクトとしてミンダナオ地域における地形図の更新、デジタル化を行い、これにより同地域の円滑な開発計画策定、同開発計画に基づく円借款事業を含めた開発プロジェクトの効果的な事業展開・実施促進を目的とするものである。

上位目標 更新された地形図を活用した社会経済開発がミンダナオで行われる。

プロジェクト目標 ミンダナオ地域における社会経済開発に必要とされる地形図及び関連データが整備される。

成果 フィリピン国測量規程(PRS92)に準拠した、ミンダナオ全土における1/50,000縮尺の地形図が作成され、それに対応するデジタルデータが作成される。

活動 1) 資料等情報収集  
2) 衛星画像収集  
3) 標定点測量

- 4)刺針
- 5)空中三角測量
- 6)数値図化
- 7)数値編集
- 8)現地調査
- 9)補測編集
- 10)オルソフォトマップの作成
- 11)海図データの解析および地図データへの統合
- 12)数値データ構造化
- 13)GISデータ編集
- 14)記号化・印刷用データ作成
- 15)セミナー開催
- 16)データファイル作成

#### 投入

##### 日本側投入

- 1)総括
- 2)地図利用促進
- 3)標定点測量/刺針1
- 4)標定点測量/刺針2
- 5)現地調査1
- 6)現地調査2

##### 相手国側投入

- 1)カウンターパートの配置
- 2)執務室
- 3)地形図作成に必要な情報の提供(水準点等)

##### 外部条件

行政的要因:デジタル地形図活用機関との連携に係る調整不足  
 経済的要因:本調査終了後の地形図作成・維持管理資金の不足  
 社会的要因:当該地域における治安が悪化した際の影響

#### 実施体制

##### (1)現地実施体制

環境天然資源省 国家地理資源情報庁(NAMRIA)  
 ミンダナオ開発評議会(MEDCo)

#### 関連する援助活動

##### (1)我が国の 援助活動

- ・開発調査「国土総合開発計画促進に関する地図制作支援行政整備調査」(2006)
- ・ミンダナオ紛争影響地域社会経済復興支援調査(SERD-CAAM)
- ・ムスリム・ミンダナオ自治区インフラ開発調査
- ・ムスリム・ミンダナオ自治区人材育成プロジェクト



在外事務所主管案件

## 技術協力プロジェクト

2012年01月28日現在

在外事務所

: フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名 (和)水質管理能力強化プロジェクト  
(英)Capacity Development Project on Water Quality Management in the Philippines

対象国名 フィリピン

分野課題1 環境管理-水質汚濁

分野課題2 平和構築-ガバナンス

分野課題3

分野分類 計画・行政-行政-環境問題

プログラム名 環境

プロジェクトサイト マニラ首都圏、Region3、Region6、およびRegion12

署名日(実施合意) 2005年10月24日

協力期間 2006年01月31日 ~ 2011年01月30日

相手国機関名 (和)環境天然資源省 環境管理局

相手国機関名 (英)Department of Environment and Natural Resources (DENR), Environment Management Bureau (EMB)

## プロジェクト概要

背景 フィリピンでは、経済発展による人口や産業の集中化に伴って必要とされる上下水道、都市排水、一般系および産業系廃棄物処分場や収集サービス、産業系の公害防止対策等の環境インフラの整備が財源不足から追いつかず、水質汚濁が広範囲に進行している。この結果、国民の健康のみならず漁業や観光産業が多大な悪影響を受けている。

これを受け、2003年には水質管理行政の転換が行われ、経済的なインセンティブを民間セクターに与え、公害防止対策推進のための自助努力を促進する市場経済手法を活用した政策が推進されることとなり、2004年5月には水質浄化法が施行された。この法律は、水質管理に必要なさまざまな政策や手続規則、ガイドライン等の作成と実行を求め、環境担当部局および地方行政機関を含む関係政府機関に多様な義務と責任を与えた。しかし、これら新たな義務と責任は環境天然資源省(DENR)が従来実施した経験のない業務であり、水質浄化法の実施を通して悪化した水質の改善を図ることを組織としての重要戦略としているものの、現在の組織・職員個人の能力、配属職員数では水質浄化法の実施は困難な状況にあり、技術的側面および政策的側面を含む総合的な水質管理能力の向上が喫緊の課題となっている。

かかる状況の下、フィリピン政府は環境管理能力強化に関する技術協力を要請し、2005年10月24日にプロジェクトを実施するための実施協議録(R/D)がJICAおよびDENRの間で署名された。2006年2月から2008年2月までプロジェクトのフェーズ1が実施され、主にEMB中央事務所を対象に、水質浄化法執行に必要な各種法令文書、技術ガイドライン・マニュアルが作成され、これらに関する職員向け研修が実施された。2008年4月からは、プロジェクトのフェーズ2として、フェーズ1にて作成された各種ガイドラインを用いて水質浄化法執行を実践し、地域事務所を含むEMB全体の能力強化を図る計画である。

上位目標 民間企業及び自治体その他公的機関により、地域で定められた水質目標を達成するためのアクションプランが実行される。

プロジェクト目標 水質浄化法および施行規則を実行するまでの優先的な活動を行うためのEMB本部およびEMB地域事務所の水質管理能力が強化される。

成果	<p>&lt;成果1&gt;水質浄化法に基づいた総合的水質管理政策と施行ガイドラインが整備され、EMB職員に周知される。</p> <p>&lt;成果2&gt;EMB本部の地域事務所を指導する水質管理能力が強化される。</p> <p>&lt;成果3&gt;水質管理地域を指定し、水質管理委員会等を設立・運営するためのEMB地域事務所の能力が強化される。</p> <p>&lt;成果4&gt;EMB地域事務所の総合的な水質管理能力が強化される。</p>
活動	4つの成果の下に39の活動が設定されている。 大きくは以下の9つの分類される。
投入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総合水質管理フレームワークの策定</li> <li>2. 水質管理区域および未達成地域の設定、水質管理地域アクションプランの作成</li> <li>3. 市場原理に基づく水質管理手段と排水課徴金システムの構築</li> <li>4. 水質分類、排水基準、汚染源の分類、モニタリング制度の確立</li> <li>5. データベースと情報システム、水質モデルの構築</li> <li>6. 水質情報の提供および教育普及の実施</li> <li>7. 水質管理基金の管理</li> <li>8. 訓練・トレーニングの実施</li> <li>9. 資機材供与</li> </ol>
日本側投入	<p>1) 専門家 7分野 (カテゴリーA、計119MM(予定)) 「総括／水質管理政策」「水質環境管理技術」「組織制度構築」 (カテゴリーB、16.0MM(予定)) 「水質モニタリング」「汚染源管理」「水質情報システム」「水質モデリング」</p> <p>2) 現地コンサルタント(420.0MM) 政策フレームワークおよびガイドラインに関する素案作成・普及支援業務、水質モデリング、情報キャンペーン、データベース、ネットワーク、水質状況報告書、水質管理基金等に関する設計・普及等の支援業務、地域事務所(3ヶ所)における水質管理地域の設定・設立に関連する指導・訓練等の支援業務、地域事務所(3ヶ所)における水質管理実務に関する指導・訓練等の支援業務</p> <p>3) 資機材：現場用採水器、測定器、車両等、水質ラボ用測定機材、情報管理システム用機材 4) C/P研修(第三国も含む)</p> <p>1) カウンターパート ア) プロジェクト・ダイレクター イ) プロジェクト・マネージャー ウ) 水質管理部のスタッフ エ) パイロット地域事務所水質管理担当スタッフ</p>
相手国側投入	<p>2) 施設・設備等 ア) JICA専門家用事務所 イ) 運営・経常費用並びに維持管理費</p> <p>1) 環境天然資源省が独自予算も含めた予算措置を行う、2) 水質管理区域運営委員会がアクションプラン実施に必要な予算を確保する、3) EMBC中央および地域事務所が必要な技術スタッフを確保する、4) EMBC中央および地域事務所が水質浄化法執行に向けた業務に従事し続ける、5) 水質管理関連のマンデートを有する他省庁が水質浄化法執行に向けた取組を行う</p>
外部条件	
実施体制	
(1)現地実施体制	合同調整委員会(JCC)を設置する。半年に一度は合同調整委員会もしくは作業部会を開催する。
(2)国内支援体制	国内支援委員会等は特に設置しない。ただし、国際協力専門員に対し業務委嘱を行い、技術的見地も含めプロジェクト監理に関する助言を得る。
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	長期個別専門家「環境政策アドバイザー」の派遣 短期専門家「水質管理」の派遣
(2)他ドナー等の 援助活動	世界銀行「ラグナ湖開発庁(LLDA)排水課徴金制度の導入支援」 アジア開発銀行「パシギ川環境管理とリハビリテーションプロジェクト」 国際協力銀行「南ミンダナオ沿岸地域環境保全事業」



在外事務所主管案件

## 技術協力プロジェクト

2012年01月28日現在

在外事務所

: フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名 (和)地方都市における適正固体廃棄物管理プロジェクト  
(英)Establishment of Ecological Solid Waste Management in three cities

対象国名 フィリピン

分野課題1 環境管理-廃棄物管理

分野課題2

分野課題3

分野分類 計画・行政-行政-環境問題

プログラム名 環境

プロジェクトサイト  
・サガイ市(ネグロスオキシデンタル州)  
・カルバヨグ市(スマール州)  
・ダバオ市(ミンダナオ州)

署名日(実施合意) 2007年07月28日

協力期間 2007年10月24日 ~ 2010年10月23日

相手国機関名 (和)国家固体廃棄物管理委員会、ダバオ市、サガイ市、カルバヨグ市

相手国機関名 (英)National Solid Waste Management Commission (NSWMC), Davao City, Sagay City, Calbayog City

## プロジェクト概要

背景 フィリピン国では、環境問題、特に固体廃棄物に関する問題は、公衆衛生レベルの低下など社会問題となっており、マニラ首都圏のみならず地方においても深刻な問題となっている。フィリピン国政府は2001年に固体廃棄物管理法(RA9003)を施行し、地方自治体の責任のもとで、分別収集や資源の有効利用・リサイクルを通じて固体廃棄物の最終処分量を削減することを目指している。さらに同法の中で、2006年2月までに全ての処分場を衛生埋立てに移行することを定めるとともに、同法の施行促進を目的として、国家固体廃棄物管理委員会(NSWMC)を設置した。

しかしながら、全国に約1,600ある地方自治体のうち、RA9003で定められた衛生埋立処分場への移行を完了し、適切な運営・維持管理を行っている地方自治体は施行後6年を経た現在でも10%にも満たない状況にある。この背景には、地方自治体の財政的および技術的な制約から、施設整備が十分に進んでいないことにあわせ、地方自治体関係者がRA9003が求める固体廃棄物管理に対する理解が十分ではなく、廃棄物管理を行うための組織・人材育成が進んでいないことが要因として考えられている。

JICAはこれまで、NSWMCへの専門家派遣を通じての固体廃棄物行政にかかる強化、在外基礎調査実施による優先都市選定への協力、最終処分場の適正閉鎖にかかるガイドライン作成支援等の協力をってきた。

前述のとおり、RA9003は全ての処分場を2006年2月までに衛生埋立に移行することを定めているものの、地方自治体の技術的および経済的な問題から、適正な廃棄物管理を行うための組織・人材育成や施設整備が進んでいない状況にある。かかる状況下、NSWMCは在外基礎調査「固体廃棄物管理適正処理施設整備を図る優先都市選定調査」結果に基づき、地方3都市における適正な固体廃棄物管理システム導入を目的とした技術協力プロジェクト実施を要請し、2007年11月に専門家チームが到着し活動が開始された。

上位目標 プロジェクトサイトでの固体廃棄物管理の知見が、他の地方自治体で実践される。

**プロジェクト目標** プロジェクトサイトにおいて固体廃棄物管理システムが確立する。

<b>成果</b>	成果1:地方自治体における固体廃棄物管理計画能力が強化される。 成果2:固体廃棄物の減量化(ダイバージョン)システムが改善される。 成果3:最終処分システムが改善される。(カルバヨグ市、サガイ市) 成果4:3都市における経験に基づき、廃棄物管理に関する計画・実施のマニュアル・ガイドブックが作成される。
<b>活動</b>	<p><b>【サガイ市、カルバヨグ市】</b></p> <p>1.1.廃棄物管理にかかる現状を分析し、課題を整理する。 1.2.廃棄物管理に関するコスト分析を行う。 1.3.NSWMCのガイドラインに基づいた廃棄物管理計画を策定する。 1.4.廃棄物管理に関する財務分析を行い、料金徴収システムを準備する。 1.5.廃棄物管理計画の実施状況をモニタリングする。</p> <p>2.1.廃棄物の流れを把握するための現状調査を実施する。 2.2.現状のごみ減量化(ウェイストダイバージョン)に関する優良事例を調査する。 2.3.ごみ減量化率(ウェイストダイバージョン)率のベースラインを設定する。 2.4.地域の特性を踏まえたごみ減量化(ウェイストダイバージョン)計画を策定する。 2.5.隣接する学校との連携を通じたモデルMRF(ゴミ回収施設)として活動を実施する。(サガイ市) 2.6.クラスター型のモデルMRFとしての活動を実施する。(カルバヨグ市) 2.7.ごみ減量化(ウェイストダイバージョン)率の向上を目指した普及啓発活動を実施する。 2.8.ごみ減量化(ウェイストダイバージョン)計画の実施状況をモニタリングする。</p> <p>3.1.現処分場に関する調査を実施する。 3.2.処分場候補地に関する調査を実施する。 3.3.現処分場の衛生埋立への改善を通じた活用について検討する。 3.4.処分場候補地における衛生埋立処分場の設計を行う。 3.5.処分場候補地における環境社会配慮を実施する。 3.6.衛生埋立処分場の建設にかかる財務分析を支援する。 3.7.衛生埋立処分場の建設にかかる入札準備を行う。 3.8.衛生埋立処分場の建設を行う。 3.9.衛生埋立処分場の運営・管理を行う。 3.10.新規埋立処分場の運営・維持管理に関するマニュアルを作成する。 3.11.現処分場の安全閉鎖に関する計画・設計を行う。 3.12.安全閉鎖に関する入札準備を行う。 3.13.計画に基づき現処分場の安全閉鎖を行う。</p> <p><b>【ダバオ市】</b></p> <p>1.1.廃棄物管理計画に基づいたワークショップ、技術セミナー、OJTを実施する。</p> <p>2.1.廃棄物の流れを把握するための現状調査を実施する。 2.2.大規模バランガイにおけるモデルMRFとしての活動を実施する。(カルバヨグ市) 2.3.普及啓発活動を実施する。</p> <p><b>【NSWMC及び3都市】</b></p> <p>4.1.マニュアル／ガイドブック作成のためのワーキンググループ設置される。 4.2.他の自治体に普及させるための実用的なマニュアルが作成される。 4.3.処分場の設計・管理に関するガイドブックが検証・更新される。 4.4.処分場の安全閉鎖に関するガイドブックが検証・更新される。 4.5.作成されたガイドブックの他の自治体への普及を目的としたセミナーが開催される。</p>
<b>投入</b>	<p>日本側投入</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a.専門家派遣(廃棄物管理、処分場計画、環境教育等)</li><li>b.供与機材(環境教育用機材等)</li><li>c.日本でのカウンターパート研修</li><li>d.その他(プロジェクト活動費)</li></ul> <p>相手国側投入</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a.カウンターパート人件費</li><li>b.施設・土地手配(プロジェクト事務所等)</li><li>c.その他(ローカルコスト負担、衛生埋立処分場建設にかかる経費)</li></ul> <p>外部条件</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. プロジェクト目標達成のための外部条件 　　フィリピン中央政府および協力対象の地方自治体における廃棄物管理政策が変更されない。</li><li>2. 上位目標達成のための外部条件 　　他の地方自治体が廃棄物管理を実施するための財源を確保する。</li></ol>
<b>実施体制</b>	
(1)現地実施体制	(フィリピン側) NSWMC(国家固体廃棄物管理委員会)がプロジェクト全体および3都市(ダバオ、サガイ、カルバヨグ)との調整を担当する。3都市で展開する協力はサブプロジェクトとし、各市長をサブプロジェクトディレクター、各市の廃棄物管理部局長をサブプロジェクトマネージャーとする。
	(日本側)

(2)国内支援体制  
協力対象3都市(ダバオ、サガイ、カルバヨグ)に対して、定期的な訪問を通じて技術指導を行う。また、各都市には現地人材を配置してプロジェクトの進捗管理を行う。国際協力専門員より適宜助言を求めるとともに、必要に応じて運営指導調査を実施する。

関連する援助活動

- (1)我が国の  
援助活動  
1)開発調査「フィリピン国マニラ首都圏固体廃棄物処理計画調査」1997～1999年  
2)専門家「固体廃棄物管理行政」(NSWMC)2003～2006年  
3)在外基礎調査「固体廃棄物管理適正処理施設整備を図る優先都市選定調査」  
2004年4～11月  
4)開発調査「ボラカイ島地域固体廃棄物管理計画調査」(2007年3月～2008年2月)(F/  
U～2009年8月～2010年3月)  
5)円借款「地方自治体支援政策金融事業」(1998～2006年)、「産業公害防止支援政策  
金融事業」(1999年～2002年)、「環境開発事業」(2008年～)  
(2)他ドナー等の  
援助活動  
1)USAID: Philippines Environmental Governance Project (Phase I: 2001～2004年、  
Phase II: 2004～2011年)  
2)KfW: Credit Line for SWM 2005～2008年  
3)UNDP: Community Based Ecological Waste Management 2002～2004年  
4)GTZ: SWM4LGUs(Solid Waste Management for LGUs)



本部主管案件

個別案件(専門家)

2017年12月05日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

## 案件概要表

案件名 (和)アグリビジネス政策・計画アドバイザー  
(英)Planning and Policy Advisor on Agribusiness Development

対象国名 フィリピン

分野課題1 農業開発-農業政策

分野課題2

分野課題3

分野分類 農林水産-農業-農業一般

プログラム名 農業・農村開発  
援助重点課題 貧困層の自立支援と生活環境改善  
開発課題 生計向上(貧困層の自立)

協力期間 2010年08月01日 ~ 2013年03月31日

相手国機関名 (和)農業省

相手国機関名 (英)Department of Agriculture

日本側協力機関名 農林水産省

## プロジェクト概要

背景 農業はフィリピンの農村地域における経済の中核を担っているとともに、工業セクターを含む他のセクターに対し素材を適用する重要な役割を担っている。しかしながら、フィリピンでは、近隣国に比べ伝統的農業を行ってきた期間が長く、生産性は低い状態にどどまっていた。このため、フィリピン政府は1997年に農業近代化法(AFMP)を制定し、単位面積当たりの生産性と労働時間あたりの生産性をともに上げる取り組みを開始した。

一方、農業の生産性を高めることのほかに、単なる農業生産による村落経済の活性化を図るだけではなく、農業固有の脆弱性を補完する農村部貧困削減対策としてアグリビジネスを振興することにより、付加価値の高い農業生産を行うとともに、産業構造の高度化を図る取り組みが必要とされている。そのため、国家中期開発計画(MTPDP)においても、アグリビジネスを通じた農村振興が目標として掲げられている。

上記背景のもと、フィリピン政府からの要請に基づき、JICAはこれまで農業省に個別専門家を継続的に派遣しており、前アグリビジネス投資アドバイザー(派遣期間:2007年11月16日~2009年11月15日)は戦略的アグリビジネス開発計画の策定等の支援に取り組んできたところ、引き続き、同分野において本専門家の派遣による先方政府への助言指導が求められている。

上位目標 農業近代化法が目指す食糧自給率の向上および貧困削減に貢献する。

プロジェクト目標 アグリビジネス開発に関連した農業省の取り組みが促進される。

成果 (1)アグリビジネスに関する実施中の政策や計画がレビューされ、改善される。  
(2)アグリビジネス政策推進にかかる分析、計画、投資計画およびモニタリング評価システムが開発され、実施される。  
(3)アグリビジネス投資計画が作成される。(「投資計画」については、民間の投資計画をコーディネートするのではなく、農業省内で各種のアクションプランを調整・実行することを想定。)  
(4)アグリビジネス関連の政策分析や投資計画にかかるDA職員の能力が強化される。

活動 (1)アグリビジネス関連の農業政策、計画の分析、レビューを行い、同レビューに基づき確認された課題解決のための提言を行う。  
(2)「農漁業近代化法(AFMP)」及び「戦略的アグリビジネス開発計画(SADP)」を基にした実施

計画の作成支援等を行う。

(3)アグリビジネス関連の政策分析や投資計画にかかる能力開発、その為のドナー等を含めた調整支援を行う。

(4)技術協力プロジェクトおよびその他のJICA事業の円滑な実施に資する技術支援、モニター、調整を実施する。特に、「農家中心の農業普及システムに向けた能力プロジェクト」、「農産物流通プロジェクト(仮称)」等の新規の技術協力プロジェクトの案件形成、実施への支援を行う。

#### 投入

日本側投入 長期専門家 1名×24ヶ月(延長後32ヶ月)

相手国側投入 カウンターパートの配置  
執務室の提供

外部条件 地方出張時の車両の提供  
フィリピンを取り巻くアグリビジネス環境が劇的に変化しない。

#### 実施体制

(1)現地実施体制 農業省内のProject Development Serviceに席を置く。ただし、アグリビジネス分野に関しては、部局横断的な調整が必要であるため、このような業務の体制となるよう先方と調整中である。

#### 関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動 長期専門家「農地改革地域整備計画」(2003.8.20-2006.8.19)  
長期専門家「農業近代化支援のための政策アドバイザー」(2004.11.22-2007.11.21)  
長期専門家「アグリビジネス投資アドバイザー」(2007.11.16-2009.11.15)



在外事務所主管案件

## 技術協力プロジェクト

2018年10月05日現在

在外事務所

: フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名 (和)水利組合強化支援プロジェクト  
(英)Irrigators Association Strengthening Support Technical Cooperation Project

対象国名 フィリピン

分野課題1 農業開発-灌漑・排水  
分野課題2 ジェンダーと開発-ジェンダーと開発  
分野課題3 貧困削減-貧困削減  
分野分類 農林水産-水産-水産  
プログラム名 農業・農村開発  
援助重点課題 貧困層の自立支援と生活環境改善  
開発課題 生計向上(貧困層の自立)  
プロジェクトサイト 全国8ヶ所程度の国営灌漑システムを対象とし、管轄域内で対象となる水利組合は後日決定。  
全国8ヶ所(ラ・ウニオン州、サンバレス州、イロイロ州、カビス州、南ダバオ州、北ダバオ州)  
署名日(実施合意) 2007年07月25日  
協力期間 2007年10月01日 ~ 2011年09月30日  
相手国機関名 (和)農業省国家灌漑公社  
相手国機関名 (英)National Irrigation Administration, Department of Agriculture (NIA)  
日本側協力機関名 農林水産省

## プロジェクト概要

背景 フィリピンでは1960年代から灌漑施設の建設が進み、現在までに約200の国営灌漑システム(NIS)が存在しているが、施設の老朽化に加えて維持管理活動の欠如により施設機能は低下しており、灌漑用水供給および農業生産の不安定化を招いている。フィリピン国家灌漑公社(NIA: National Irrigation Administration)は灌漑用水の供給をその使命としているが、財政難および合理化計画の下で独自にこれを全うするのはほぼ不可能である。1997年に策定した農漁業近代化法において、フィリピン政府は灌漑施設維持管理にかかる財務負担の軽減を目指すべく支線水路以下の灌漑施設の維持管理を水利組合に移管することを決定したが、移管の受け皿となる水利組合の多くは組織的に弱体であり、活動が停止状態になっているものも多い。また、組合を構成する農民の意識も低く、違法取水や維持管理活動への不参加、組合間調整機能の不全などの問題を抱える現状で、水利組合が灌漑施設の維持運用に十分な役割を果たすことはできていない。

かかる状況の下、JICAでは1999年よりNIA組織開発部に長期専門家を派遣してNIAに対して水利組合育成を指導するとともに、2003年には開発調査を実施して水利組合育成強化にかかるアクションプランを作成した。これらの結果を活用し、水利組合育成強化にかかる各種方策の有効性を検証する目的で、2005年から1.5年間の技術協力プロジェクト「水利組合育成強化計画」を実施した。このプロジェクトでは、3ヶ所で計9つの水利組合を対象に、組合の分割・再編成、構成員を対象とした各種研修の実施、小規模灌漑施設の改修、節水灌漑技術に関する展示圃場の運営等のプロジェクト活動を実施し、水利組合の強化に向け一定の成果を得た。

今般、フィリピン政府は、このプロジェクトで得られた経験・教訓を全国に展開し、NIAと水利組合による適正な施設管理および灌漑用水供給の実現を目指し、新たに技術協力プロジェクト「水利組合育成強化プロジェクト」の実施を要請し、2007年10月1日よりプロジェクトが開始された。

当初の計画ではプロジェクト期間を3年3ヶ月と設定し、2010年12月でプロジェクトを終了させ

る予定であった。一方、2010年6月に行われた終了時評価において、これまでの自然災害等の影響から、プロジェクト目標達成には期間延長の必要性が示唆され、JICA及びNIAは9ヶ月のプロジェクト期間延長に合意した。

上位目標	プロジェクト対象国営灌漑システム内および近隣国営灌漑システム地域内で効率的な水配分の実施に向けた方策が取られる
プロジェクト目標	パイロットサイトにおいて、水利組合を主体とした灌漑施設の適切な維持管理・運用の下、効率的な水配分が実施される
成果	成果1:各パイロット地区の水利組合が継続的な活動に向けて強化される 成果2:効率的な水配分を可能とするNIA・IA間の協調体制が整備される
活動	1-1 水利組合の現況にかかるベースライン調査 1-2 水利組合・取水口グループの組織見直し、必要に応じた再編成 1-3 定款/規約の批准、役員選挙などの組織形成 1-4 水利組合組織運営および施設のO&Mに関する研修の実施 1-5 効率的な水管理に関する展示圃場の設置  2-1 水利組合育成担当NIA職員に対するオリエンテーションの実施 2-2 NIAと組合との協力による、組合員の水配分計画/作付計画およびO&M活動計画の遵守状況に関するモニタリング 2-3 組合との話し合いに基づく、効率的な水配分に最低限必要な施設改修工事の実施
投入	日本側投入 ・長期専門家派遣（「チーフアドバイザー/水管管理」「研修計画/モニタリング」「業務調整/組織開発」） ・在外事業強化費（研修/モニタリングの実施、灌漑施設小規模改修経費、展示圃場設定経費） ・供与機材（流量計等） 相手国側投入 ・カウンターパート配置（NIA本部、国営灌漑システム事務所） ・研修/モニタリング実施経費（コストシェア、3年間で3,500千ペソ） ・オフィススペース提供および光熱費等運営費、C/P旅費 外部条件 <活動→成果> ・オリエンテーションおよび専門家の指導を受けたNIA職員が離職しない ・研修を受けた農民が組合を脱退しない <成果→プロジェクト目標> ・NIA・組合双方がO&M契約を履行する ・洪水や干ばつとうによってプロジェクトサイトの水配分に壊滅的な被害が出ない ・台風や事故によって灌漑施設が壊滅的な被害を被らない <プロジェクト目標→上位目標> ・水利組合強化に関するNIAの予算および人員配置が急激に削減されない
実施体制	(1)現地実施体制 最低年1回の合同調整委員会を実施し、活動計画の承認、活動実績のレビュー、プロジェクト運営に関する問題点について協議を行う。 (2)国内支援体制 農林水産省等より適宜技術的支援を受ける
関連する援助活動	(1)我が国の 援助活動 ・個別専門家「水利組合育成強化」（1999年～2005年） ・個別専門家「灌漑開発計画」（現在派遣中） ・開発調査「国営かんがい地区水利組合強化計画調査」（2003年） ・現地国内研修「水利組合育成強化」（2000年～2004年） ・国別特設研修「水利組合育成強化」（2001年～2004年） ・技術協力プロジェクト「水利組合育成強化計画」（2005年～2007年） ・円借款「中部ルソン灌漑」 ・円借款ボホール灌漑事業2」 ・円借款「バゴ川灌漑システム改修・維持管理強化事業」 ・世界銀行: Participatory Irrigation Development Project (PIDP) (2)他ドナー等の 援助活動 NIAによって本TCPにおける水利組合強化に関する経験・教訓が活用される予定。



在外事務所主管案件

## 技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名 (和)養殖普及プロジェクト  
(英)Comprehensive Outreach and Fish Breeding Project

対象国名 フィリピン

分野課題1 農業開発-水産  
分野課題2 貧困削減-貧困削減  
分野課題3  
分野分類 農林水産-水産-水産  
プログラム名 農業・農村開発  
援助重点課題 貧困層の自立支援と生活環境改善  
開発課題 生計向上(貧困層の自立)

プロジェクトサイト パンガシナン州ダグパン市 他  
署名日(実施合意) 2006年08月10日

協力期間 2006年11月01日 ~ 2010年04月21日

相手国機関名 (和)国立総合水産技術開発センター  
相手国機関名 (英)National Integrated Fisheries Technology Development Center (NIFTDC)

## プロジェクト概要

背景 フィリピン国は約36,000kmの海岸線を有し、約800の島に人口が分散している島嶼国である。人口は沿岸域に集中し、沿岸部住民の多くは古くから食料供給及び生計を沿岸資源に頼ってきた。中でも約60万世帯以上の小規模漁家が存在し、これら殆どが貧困層に属する。フィリピンの水産業はGDPの4%、就業人口の5%(約100万人)を占める産業である。違法操業等による乱獲、環境劣化に伴い90年代は減少傾向にあったが生産量は回復基調にある。商業漁業及び小規模漁業生産の大幅な増加が期待できない中で、養殖業は過去5年間で年間平均10%程度の成長率を記録しており、2004年には約173万トンの生産量を記録した。ミルクフィッシュは主要な養殖対象魚種の一つであり、リージョンI、III、VIを中心に生産されている。ミルクフィッシュの生産は主として汽水池で行われているが、近年は生産性を高めるためペン(fishpen)や小割式(fishcage)の集約式養殖を行なう養殖農家も増えつつある。

しかし、天然採苗の量には限界があり、また近年の沿岸資源の減少に伴い供給が低下している。こうした状況下、年間3~8億尾もの人工種苗をインドネシア及び台湾から輸入しているが、長時間輸送による種苗の質等への影響があるためミルクフィッシュの養殖を振興する上での制約要因となっており、国内での安定供給が臨まれている。

フィリピン政府はこれらの課題に対処するため、国家ミルクフィッシュ開発計画(PBPD)を策定し、国立総合水産技術開発センター(NIFTDC)を拠点として人工種苗を自国内で安定的に生産するとともに、各地域に中央政府、地方自治体、民間が運営するふ化場を設置し、これらを通じて地域の養殖農家に種苗を配布していく体制作りを進めている。

かかる状況の下、フィリピン政府はふ化場の運営管理の向上等を通じた、種苗の安定供給体制の強化を目的とした技術協力プロジェクト実施を我が国に対して要請し、2007年2月より本プロジェクトが開始された。これまでに、養魚家、普及員、ふ化場従事者向け研修が実施されるとともに、2007年度にはパイロットサイトにおける活動も開始された。

上位目標 パイロット自治体において養殖農家の生計が向上する。

プロジェクト目標 パイロット自治体において養殖普及体制が機能するようになる。

1. PBPDふ化場において種苗生産過程と管理が改善される。

成果	2. パイロットサイトにおいて、養殖農家と普及員の養殖生産・経営に関する知識・スキルが向上する。
活動	<p>1.1 種苗生産工程や体制をレビューし、種苗生産の現状と課題を明らかにする。</p> <p>1.2 種苗生産工程及びふ化場運営の改善手法・計画(チームビルディングやモチベーション向上等)をとりまとめる。</p> <p>1.3 ふ化場運営者向けの技術マニュアルおよび研修内容を作成・改訂する。</p> <p>1.4 ふ化場運営者を対象とした研修を実施する。</p> <p>1.5 ふ化場を訪問し、アドバイス等を行う。</p> <p>1.6 ふ化場運営者間での種苗に関するPBDPふ化場情報ネットワークの構築を支援する。</p>
投入	<p>2.1 関係者との議論を通じて、プロジェクトでの重点課題及びパイロット地域を選定する。</p> <p>2.2 養殖農家の社会経済・経営状況と課題を明らかにする。</p> <p>2.3 既存の研修及び普及プログラムをレビューしたうえで、必要な改訂を行う。</p> <p>2.4 普及員と養殖農家向けの研修教材の作成または改訂を行う。</p> <p>2.5 普及員と養殖農家に対する研修を実施する。</p> <p>2.6 養殖農家が情報交換やグッドプラクティスを共有するための会合開催を支援する。</p>
日本側投入	<p>1. 専門家派遣 普及、養殖技術・研修、親魚育成・産卵技術、飼料、マーケティング・経営、モニタリング等</p> <p>2. 機材供与</p> <p>3. 日本または第三国での研修員受け入れ</p> <p>4. その他(プロジェクト活動費等)</p>
相手国側投入	<p>1. カウンターパート人件費</p> <p>2. 施設・土地手配(プロジェクト事務所等)</p> <p>3. その他(ローカルコスト負担等)</p>
外部条件	<p>1. 台風や洪水などの自然災害が影響を及ぼさない。</p> <p>2. 育成された養殖農家、普及員及びふ化場従事者が継続して養殖業に従事する。</p> <p>3. 養殖魚の価格が大きく下がらない。</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	業務実施契約型プロジェクトとして実施し、現地での研修実施等においてはローカルリソースを活用することとする。
(2)国内支援体制	必要に応じて、国際協力専門員より技術的助言を受けつつ実施することとする。
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	<p>1. 無償資金協力「人造りセンター計画」(1982年度)</p> <p>2. プロジェクト方式技術協力「人造りセンター計画」(1982-1990年度)</p> <p>3. プロジェクト方式技術協力「地方生計向上計画」(1990-1996年度)</p> <p>4. SEAFDECへの個別専門家の派遣</p>
(2)他ドナー等の 援助活動	<p>1. Worldfish(本部マレーシア): Dissemination and adoption of milkfish aquaculture technology in the Philippines</p> <p>2. CIRAD(フランス): Genetic selection for a Salinity Tolerant Tilapia though hybridization</p> <p>3. ノルウェー: Environmental monitoring and modelling of aquaculture in the Philippines.</p> <p>4. SEAFDEC: Development of genetically improved strain of Macrobrachium (freshwater prawn)</p> <p>5. UNDP-DOST: Core-satellite arrangement systems in milkfish production</p>



在外事務所主管案件

## 技術協力プロジェクト

2018年10月05日現在

在外事務所

: フィリピン事務所

## 案件概要表

案件名 (和)ARC支援事業地区受益者能力向上プロジェクトフェーズ2  
(英)In-Country Training Program Phase 2: Empowering Farmers Through Capacity Development in Operation and Maintenance System and Technology in Agrarian Reform Communities

対象国名 フィリピン

分野課題1 農業開発-その他農業開発

分野課題2

分野課題3

分野分類 農林水産-農業-農業一般

プログラム名 農業生産性向上・高付加価値化プログラム

援助重点課題 包摂的な成長のための人間の安全保障の確保

開発課題 農業生産性向上・高付加価値化

プロジェクトサイト 国内数ヶ所にて研修を実施する。

署名日(実施合意) 2009年11月13日

協力期間 2009年12月01日 ~ 2014年03月31日

相手国機関名 (和)農地改革省

相手国機関名 (英)Department of Agrarian Reform (DAR)

## プロジェクト概要

背景 フィリピン政府は、農地改革省をとおして1988年より包括的農地改革政策(CARP)を実施し、約220万人に対して約396万ヘクタールの土地を分配してきた。土地配分が目標の70%以上を達成した現在、政策の重点は配分された農地に対するインフラ整備や農民の組織化等を内容とする農地改革地区(ARC)支援事業(Rueral Development)にシフトしているが、財政難等により大幅な拡充は難しく、新規のサービス提供に加えて、完成後住民組合に引き渡したインフラの運営管理等、これまでに具現化した支援効果の持続性確保が大きな課題となっている。

農地改革省(DAR)では、かかる状況の下、農地改革地区にて生計を営む農地改革受益者およびその組合に対して、彼らの生計向上に必要な能力強化のために、現地国内研修を中心とした技術協力プロジェクトに関する計画を立案し、我が方に要請越してきた。

上位目標 The overall goal of the Program is to contribute to the poverty reduction in ARCs and ARC Clusters in selected provinces through capacity development of target cooperatives and organizations of farmers.

プロジェクト目標 After the program implementation, the target groups shall have:  
a) Adopted appropriate farming and livelihood technologies  
b) Established livelihood and strengthened their capacity in managing enterprises and maintaining support services facilities in the community.

成果 Laddered training related to livelihood development and management targeting ARB organizations as the focal point of assistance in the selected project sites consists of:  
a) Training courses that addresses capacity development gaps of particular target groups relevant to their stage of development such as training on livelihood (production, processing and marketing) technology including natural farming technology, agribusiness investment planning, improvement of business operations management and facilities maintenance.

	b) Retooling of development agents that are expected to continue to assist the target ARB organizations.
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. Training Needs Assessment / rapid appraisal of target sites</li> <li>2. Baseline data gathering / Participants' / Organization profiling</li> <li>3. Project Orientation with DAR Field Offices, training staff</li> <li>4. Pre-training consultations / project orientation with partner LGUs, Organizations and resource persons</li> <li>5. Review training curriculum and introduce enhancements</li> <li>6. Prepare and finalize new training curriculum</li> <li>7. Request and allocate budget</li> <li>8. Prepare General Information brochures and learning kits/ training materials</li> <li>9. Invite and select / screen participants</li> <li>10. Select lecturers and resource persons / resource institutions and in some cases finalize contracts</li> <li>11. Conduct ICTP training courses</li> <li>12. Learning sessions and cross visits to ICTP courses of other agencies for enhancement of skills of DAR-JICA ICTP training team</li> <li>13. Conduct post-training technical assistance and follow up activities</li> <li>14. Conduct post-training monitoring and evaluation as well as impact assessment</li> <li>15. Preparation of training reports</li> </ol>
投入	
日本側投入	<p>To bear the following expenses:</p> <p>a) Expenses relevant to the participants from invited institutions such as transportation expenses, accommodation, per-diem, medical insurance premiums and over-the-counter medicines;</p> <p>b) Expenses relevant to the DAR such as study tour(s), textbooks, teaching aids, supplies and materials, starter inputs and small tools for use of the participants in the course and start up of action plans, copies of handouts, honoraria for external lecturer(s), opening and closing ceremonies</p>
相手国側投入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 To provide/allow use of existing facilities and equipment for project management;</li> <li>2 To arrange accommodation and transportation for the participants;</li> <li>3 To arrange domestic study tours(s) as part of the ICTP Course, if necessary;</li> <li>4 To take budgetary measures to cover the cost of conducting the training course, excluding the expenses financed by the Government of Japan.</li> </ol>
外部条件	特になし
実施体制	
(1)現地実施体制	農地改革省をカウンターパートとし、研修講師等のリソースパーソンや研修ファシリテーターなどは、同省のネットワークを基に可能な限りフィリピン国内にて確保する。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	実施中の円借款案件「農地改革地区インフラ整備(ARISP)プロジェクト(フェーズ3)」等と、また右件フェーズ1および2などの終了案件等と、参加者選定等において連携・協力が図られることが望ましいため、本研修内容を検討する際に、ARISPのPMOとも協議を実施した。その結果、特に各種情報共有や共同でのマーケティング活動等ARC間の連携強化の分野において、協力することで合意した。



国内機関主管案件

草の根技協(支援型)

2017年12月05日現在

本部／国内機関 : 東京国際センター

## 案件概要表

案件名 (和)ケソン州ナカル・カタブリンガン村におけるアグロフォレストリー型農園の開発と運営による収入向上計画

(英)Project for Income Generation through Development and Management of an Agroforestry Farm in Barangay Catablingan, General Nakar, the Province of Quezon

対象国名 フィリピン

分野課題1 農業開発-その他農業開発

分野課題2 市民参加-市民参加

分野課題3

分野分類 農林水産-農業-農業一般

プログラム名 プログラム構成外

援助重点課題

開発課題

プロジェクトサイト ケソン州ナカル町カタブリンガン村

署名日(実施合意) 2009年09月04日

協力期間 2009年10月01日 ~ 2012年09月30日

相手国機関名 (和)ナカル農民組合

相手国機関名 (英)Farmer's Organization for Sustainable Environment and Economics in Nakar

日本側協力機関名 特定非営利活動法人 観照ボランティア協会

## プロジェクト概要

背景

フィリピン、ケソン州インファンタ、ナカル地区は、2004年末に大型集中豪雨に見舞われ数千名の死者を出す大惨事となり、多くの田畠も失われた。以来丸4年が経過した現在も未だ復興していない。この事態に対し、ナカル農民組合から山間部の耕作地回復に対しての支援の要請があり、検討を重ね、現地調査を繰り返した結果、樹林を活用した農法のアグロフォレストリー型農園を開発が有効であると判断し、アグロフォレストリー型農園の開発と運営を通じて現地住民の生計向上を図る。

上位目標 ナカル・カタブリンガン村の生活が向上する

プロジェクト目標 災害に強く、自然環境と調和のとれたアグロフォレストリー型農園の開発と農園での農作物の安定的な収穫と運営及び管理

成果

1.農園に耕作地が造成・整備される。[H21FY][H22FY][H23FY][H24FY]  
2.農産物が計画的に生産、収穫され、農園の共同運営管理の意識が向上する。[H21FY][H22FY][H23FY][H24FY]  
3.ナカル・カタブリンガン村農民を対象にした学習会、研修会によって栽培技術が向上し、普及する。[H21FY][H22FY][H23FY][H24FY]

活動

1)耕作地の造成・整備  
1-1)農地、貯水池を造成・整備する。[H21FY][H22FY][H23FY][H24FY]  
1-2)炭材で耕作地の土壤改良を行う。[H21FY][H22FY][H23FY][H24FY]  
1-3)農園の周囲にカラマンシー、ボメロなどの果樹の苗木を植え、下草刈り、防虫などの手入れを行う。[H22FY][H23FY][H24FY]  
1-4)貯水池周囲に苗木及び花を植える。[H21FY][H22FY][H23FY][H24FY]

- 1-5) ナカル農民組合と協議して、野菜の耕作を始める。[H22FY][H23FY][H24FY]
- 2) 農産物が計画的に生産、収穫され、農園の共同運営管理の意識が向上する。
- 2-1) 栽培品目の量、種類については農園運営リーダーとナカル農民組合が協議して判断する。[H21FY][H22FY][H23FY][H24FY]
- 2-2) 野菜の生産、出荷、販売計画を立て、立案どおり収穫し、販路の開拓を行う。  
[H22FY][H23FY][H24FY]
- 2-3) 果樹の栽培が立案どおりに実施され、収穫が見込めるようになる。
- 2-3) ロス・パニヨス、マニラ等の都市で取引される果物、野菜などの価格調査を行う。  
[H22FY][H23FY][H24FY]
- 2-4) 専門家の指導の下、高価格で取引されるマンゴスチン、ライチなどの果樹を試験的に栽培する。[H21FY][H22FY][H23FY][H24FY]
- 3) ナカル・カタブリンガン村農民、地域大学農学部生を対象に学習会、研修会を開き、アグロフォアレスリー型農法及び有機農法による栽培技術の普及と向上を図る。  
[H22FY][H23FY][H24FY]
- 3-1) 集会所を建設する。[H23FY]
- 3-2) 専門家による炭材を活用した土壤改良法の研修会を行う。  
[H21FY][H22FY][H23FY][H24FY]
- 3-3) 専門家の指導の下、高価格で取引される果物、野菜などの適合性を試験する。  
[H22FY][H23FY][H24FY]
- 3-4) 適合した野菜、果樹の栽培技術について、専門家による学習会、研修会を行う。  
[H21FY][H22FY][H23FY][H24FY]

## 投入

日本側投入	<b>【人材】</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトマネジャー(日本人)1名</li> <li>・現地調整員(フィリピン人)3名</li> <li>・国内調整員(日本人)1名</li> <li>・講師(日本人)2名: 農産物栽培技術指導、土壤管理、果樹・花木植林管理指導</li> </ul>
相手国側投入	<b>【資機材】</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培技術研修用の資機材</li> </ul>
外部条件	<b>【施設】</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農園、貯水池整備、集会場</li> </ul>
	<b>【人材】</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーダー1名</li> <li>・調整・連絡要員 2名</li> <li>・農地、貯水池整備 数十名</li> <li>・農作物の収穫 数十名</li> </ul>
	<b>【資機材】</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地整備資機材(ブルドーザー等)</li> </ul>
	<b>【施設】</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地事務所</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナカル農民組合メンバー及びインファンタ農民が、研修会で得た技術について積極的に伝える。</li> <li>・豪雨や大型台風など自然災害が発生せず、農産物が収穫され、販売できるほどの収穫量があること。</li> <li>・ナカル農民組合とメンバーの理解が得られる。</li> <li>・近隣のインファンタやロス・パニヨスやマニラなどの都市で販路確立の目処が立つ。</li> </ul>

## 実施体制

- (1) 現地実施体制
- ・プロジェクトマネジャー(日本人)1名
  - ・現地調整員(フィリピン人)3名
  - ・講師(日本人)2名: 農産物栽培技術指導、土壤管理、果樹・花木植林管理指導
- (2) 国内支援体制
- ・国内調整員(日本人)1名



本部主管案件

開発調査

2017年12月01日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名 (和)ARMM地場産業振興調査  
(英)Development Study on Promotion of Local Industry in ARMM

対象国名 フィリピン

分野課題1 農村開発-地方産業育成  
分野課題2 民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成  
分野課題3  
分野分類 計画・行政-開発計画-開発計画一般  
プログラム名 政策立案・実施支援(対ARMM支援)  
援助重点課題 ミンダナオにおける平和と安定  
開発課題 政策立案・実施支援(対ARMM支援)  
プロジェクトサイト ムスリム・ミンダナオ自治区  
署名日(実施合意) 2010年02月01日  
協力期間 2010年03月15日 ~ 2012年10月25日  
相手国機関名 (和)ARMM政府  
相手国機関名 (英)Regional Government of ARMM

## プロジェクト概要

背景 ムスリム・ミンダナオ自治区(ARMM: Autonomous Region in Muslim Mindanao)は、1987年のフィリピン国政府とモロ民族解放戦線(MNLF: Moro National Liberation Front)との間での自治権の保障に関する合意を受け、1989年共和国法第6734号によって創設され、その自治政府本部は1990年にコタバト市に正式に設立された。人口のおよそ9割を占めるムスリムを中心とした約412万人(2007年)を抱える行政区である(フィリピン全人口の約5%)。同自治区は、内陸部と島嶼部に分かれた地形を有し、総面積は11,608km<sup>2</sup>、ミンダナオ島の約11%を占めている(全国の約4%の面積)。同自治区に住む人々の平均所得は、フィリピンの全国平均に比して約4分の1であり、ミンダナオ島の中でも特に貧しい地域となっている(貧困率:全国27%/ミンダナオ島39%/ARMM地域55%)。

域内総生産の51%を第一次産業に依存する同自治区では、人口の多くが零細農家である。企業活動が成熟しておらず、長年の紛争の結果、草の根レベルの経済活動を担うコミュニティの社会的連帯も十分育っていないため、地域経済の停滞が続いている。また、ARMM政府のキャパシティ及び経験の不足、脆弱な財政基盤、行政規定の不備等によって、同政府が提供する行政サービスの水準は低く、基礎的な経済インフラの整備のみならず、地域経済活性化のための取り組みも十分ではない。

このため、ARMM政府は、地域経済活性化のため、地場産業振興を重点施策として掲げ、優先経済開発プログラムとして位置付けている。2007年5月、フィリピン国政府は、ARMMの地場産業振興にかかる開発計画を策定するため、「ARMM地場産業振興調査」を日本国政府に要請した。

本調査では、ARMMの地場産業のポテンシャルと制約を分析の上、地場産業推進による地域経済活性化の戦略を策定することを目的としている。なお、本件で検討する地場産業は規模の大きなものではなく、農水産セクターを中心とした零細なものと想定している。

上位目標 ARMMを中心とした地域の地域経済が活性化する。

プロジェクト目標 ARMMの地場産業のポテンシャルと制約を分析の上、地場産業振興による地域経済活性化の戦略を策定する。

成果	<p>ア. ARMMIにおける各産業(產品)のポтенシャル分析結果が取りまとめられる。</p> <p>イ. ARMMIにおける零細地場産業振興戦略が策定される。</p> <p>ウ. ARMM政府等関係者の能力向上が図られる。</p>
活動	<p>1. ARMMの社会経済調査とその分析</p> <p>ア)社会経済状況の現況調査</p> <p>イ)ARMM政府による地場産業開発にかかる政策・施策・制度の把握</p> <p>ウ)ARMM政府・公的及び民間の関連組織の把握</p> <p>エ)第一次産品(農水産業・牧畜業等)の現況調査</p> <p>オ)地場産業(業種、企業数、稼動状況等)の現況調査</p> <p>キ)物流及びインフラの現況調査</p> <p>ク)民間による技術支援(BDS等)・資金支援(マイクロファイナンス等)の現況調査</p> <p>ク)地場産業振興に関わる政府及び民間の人材の現況把握</p> <p>ケ)ドナーの支援状況</p> <p>2. 地場産業の経済的ポテンシャルの検討</p> <p>ア)国内・国際の競争力を踏まえた各産業の経済的ポテンシャルの検討</p> <p>イ)経済的ポテンシャルの比較的高い産業の選定とその詳細分析</p> <p>ウ)地場産業の経済的インパクト・効果</p> <p>3. 課題整理</p> <p>ア)ARMMでの地場産業振興における制約条件</p> <p>イ)ア)の制約下における課題と、それへの取組み方針</p> <p>4. 地場産業振興による地域開発戦略の策定</p> <p>ア)ビジョン及び目標の設定</p> <p>イ)地場産業振興による地域開発戦略の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本戦略の策定</li> <li>・地場産業振興のための政策、施策、制度にかかる提案</li> <li>・地場産業を担う人材育成戦略</li> </ul> <p>ウ)アクションプランの作成(取り組むべきプロジェクトと優先アクションの決定)</p> <p>5. 調査結果の理解促進・普及にかかるセミナー実施</p> <p>ア)ARMMIにおける地場産業振興の課題・制約、基本戦略、有望産品、アクションプランの説明</p> <p>イ)参加者からの質問への対応・意見交換(ARMM新閣僚・幹部、地方自治体、協力機関となる可能性のある民間団体・政府機関・大学等)</p> <p>ウ)協力機関となる可能性のある団体からの反応を踏まえ、アクションプラン実現可能性・優先順位等の分析・提言のとりまとめ</p>
投入	
日本側投入	<p>コンサルタント(分野／人数) 以下の分野で各1名を予定。</p> <p>①総括／地場産業振興、②地域開発、③農水産業・牧畜業1、④農水産業・牧畜業2、 ⑤食品加工、⑥マーケティング、⑦物流・インフラ、⑧社会分析、⑨組織強化／人材育成 ⑩経済財務分析／マイクロファイナンス C／Pの配置</p>
相手国側投入	
外部条件	<p>政策的要因:政権交代等により提案事業の優先度が低下しない。</p> <p>行政的要因:ARMM政府及び地方自治体(LGU)等による実施体制が機能不全に陥らない</p> <p>経済的要因:ARMM地域への投資環境が改善される。</p> <p>社会的要因:ミンダナオ紛争影響地域における治安状況が改善される。</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	ARMM政府貿易産業局(DTI-ARMM)が実施機関となり、ARMM農水産業局(DAF-ARMM)他関連部局、地方自治体(LGU)を含むステアリングコミッティを設置する。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミンダナオ紛争影響地域社会経済開発復興支援調査(2007-2009)</li> <li>・技術協力プロジェクト「ARMM自治区行政能力向上プロジェクト」(2004-2007)</li> <li>・技術協力プロジェクト「ムスリム・ミンダナオ自治区人材育成プロジェクト」(2008-2011)</li> <li>・開発調査「ARMM地域インフラ整備計画調査」(2008-2009)</li> <li>・円借款「ARMM社会基金」(世界銀行との協調融資)</li> </ul>
(2)他ドナー等の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・World Bank: ARMM Social Fund</li> <li>・USAID: Growth with Equity in Mindanao (GEM)-2</li> <li>・CIDA: Local Government Support Program in ARMM(Regional Halal Industry Development Plan)</li> </ul>